東洋美術大觀 二

Toyo Bijutsu Taikan – Vol 2

東洋美術大観 二

東洋美術大觀第二册

目次

第三編　平安時代

第三章　平家紀

頁數

紀の區畫―世風―藝術の風尚―屛風―障壁―年中行事繪―合戰繪―相撲繪―衣帶の裝飾畫―扇畫―畫評……八十三―八十五

專門畫家……八十五―八十七

貴紳の能畫者……八十七―八十九

佛敎畫製作年表……八十九―九十一

繪佛師……九十一―九十二

緇流の能畫者……九十二

遺品……九十二―九十八

第五十二　嚴島經卷口繪

第五十三　檜扇葦手繪

第五十四　金光明最勝王經塔曼荼羅

第五十五　源氏物語繪卷

第五十六　傳春日光長筆伴大納言繪詞

其一　第一卷

其二　第三卷

其三　同

第五十七　病草子繪卷

第五十八　餓鬼草子繪卷

第五十九　地獄草子繪卷

其一　法華經持者圖
其二　函量所圖
第六十　吉備大臣入唐繪詞
第六十一　聖衆來迎圖(興福院)
第六十二　十體阿彌陀如來圖
其一　全圖
其二　一部分

第四編　鎌倉時代

時代の區畫世風—文學—宗敎—演藝—繪畫の風尙—繪畫の鑒賞—繪卷物似繪佛敎畫屛障及雜畫の分叙……九十九—百一

第一章　繪卷物

繪卷物の流行……百一—百二
藤原信實筆と稱せし遺品……百二—百三
第六十三　北野天神緣起
第六十四　紫式部日記
第六十五　華嚴緣起
住吉慶恩—慶恩筆と稱せし遺品……百三—百五
第六十六　平治物語
其一　信西獄門之卷
其二　六波羅行幸之卷
第六十七　當麻曼茶羅緣起
其一　上卷
其二　下卷

宗内兼康……百五—百六
第六十八　能惠法師繪卷
介法橋慶忍……百六—百七
小圖第七　過去現在因果經奥書
第六十九　過去現在因果經繪
佛敎書の繪卷……百七
第七十　華嚴五十五處繪
經隆及行光と稱せし遺品……百七
第七十一　西行物語
其一　蜂須賀侯爵家藏卷
其二　尾州德川侯爵家藏卷
第七十二　北野天神緣起
藤原爲信……百八
元寇以後の盛况—姉小路長隆—蒙古襲來繪詞—土蜘蛛草子……百八—百九
小圖第八　蒙古襲來繪詞上之上卷
小圖第九　土蜘蛛草子
第七十三　住吉物語
長章……百十
小圖第十　蒙古襲來繪詞上之下卷
藤原隆相……百十
第七十四　伊勢新名所繪歌合
法眼淨賀—善信上人傳繪……百十
逸名の永仁遺品……百十—百十一

第七十五　天狗草子
蓮行……百十一
第七十六　蓮行筆東征傳
法眼圓伊……百十一—百十二
第七十七　法眼圓伊筆一遍聖繪
其一　第一卷
其二　第七卷
高階隆兼—矢田地藏緣起……百十二—百十四
小圖第十一　矢田地藏緣起
第七十八　高階隆兼筆春日明神驗記
其一　第三卷
其二　第八卷
藤原經隆—土佐邦隆—土佐吉光……百十四—百十九
第七十九　傳同筆石山寺緣起
第八十　法然上人行狀繪圖(知恩院本、邦隆筆と稱する一部分)
小圖第十二　知恩院本法然上人行狀繪圖吉光筆と稱する一部分
小圖第十三　當麻本法然上人行狀繪圖
小圖第十四　異本法然傳繪殘缺
第八十一　一遍上人繪詞傳(淸淨光寺)
第八十二　法然上人繪傳(增上寺)
第八十三　兒觀音緣起
土佐行長—柄荏天神緣起—土佐光秀—土佐光正……百十九

巨勢家の繪卷物作者及その遺品……百十九―百二十

第八十四　地藏緣起

爾後の諸家……百二十

畫風變遷の要略……百二十

第二章　似繪

前代の肖像―藤原隆信……百二十一―百二十二

第八十五　藤原隆信筆藤原光能像

藤原信實……百二十二―百二十三

第八十六　藤原信實筆三十六歌仙

其一　山邊赤人像

其二　齋宮女御徽子像

第八十七　紀貫之像

藤原爲繼―伊信―信尹―豪信―藤原爲家……百二十三―百二十四

小圖第十五　時代不同歌合

小圖第十六　隨身庭騎圖

逸名の似繪……百二十四―百二十五

第八十八　後白河法皇御像

第八十九　在原行平像

宅磨榮賀の似繪……百二十五

第九十　宅磨榮賀筆柿本人丸像

非專門家の似繪……百二十五―百二十七

似繪の流行……百二十七

牛馬似繪の發達及流行……百二十七

藤原良經―藤原基通―承澄の畫馬―任禪―幸增―藤原實忠……百二十八―百二十九

第九十一　藤原實忠筆筑紫牛小額圖

仙洞御筆―國牛十圖馬醫圖……百二十九

第三章　佛教畫

佛教畫製作年表……百三十一―百三十五

兩部感見意樂の圖像―淨土教畫の流行―顯密の渾化―禪宗の影響―羅漢像―輸入の佛教畫―宋風の影響―宅磨派の大成―宅磨の家系―爲辰―爲行……百三十五

宅磨勝賀……百三十六―百三十七

第九十二　宅磨勝賀筆日天圖

第九十三　同筆月天圖

第九十四　梵天圖

第九十五　炎摩天圖

宅磨榮賀―成忍―爾餘の宅磨諸家……百三十七―百三十八

春日繪所……百三十八

巨勢家……百三十八―百三十九

豪信の佛教畫……百三十九

第九十六　豪信筆文殊利菩薩像

繪佛師……百三十九―百四十三

繪佛師の俗畫……百四十三

緇流の能畫者……百四十三―百四十六

俗人の佛教畫……百四十六―百四十七

逸名の遺品―感見意樂の圖像……百四十七―百四十九

第九十七　清瀧權現像

第九十八　普賢菩薩及十羅刹女像

第九十九　文殊師利菩薩像
第百　不動明王像
淨土教畫……百四十九―百五十
第百一　山越阿彌陀三尊及十界圖屛風
其一　山越阿彌陀三尊像
其二及其三　十界圖屛風
其四　十界圖屛風(其二)の一部分
第百二　聖衆來迎圖雙幅
其一　左幅
其二　右幅
其三　右幅の一部分
第百三　山越阿彌陀三尊像
其一　全圖
其二　勢至菩薩
第百四　阿修羅道圖
其一　全圖
其二　一部分
純正密教畫……百五十
第百五　愛染明王像
第百六　降三世明王像
佛教史上人物影像……百五十―百五十一
第百七　善導大師像

第百八　聖德太子御像

第四章　屏障及雜畫

屏風—障子—屏障の書題—雜畫……百五十三—百五十四
書家—八幡平三光時—藤原有房—瀧野某—眞海康房……百五十四
非專門の能書者……百五十四—百五十六
遺品……百五十六—百五十七

第百九　山水屏風繪
其一　全圖
其二　第五扇の一部分

第百十　那智瀑布圖

禪僧の墨戲……百五十七

第三編　平安時代（桓武天皇より安德天皇まで）

第三章　平家紀（後白河天皇より安德天皇まで）

紀の區畫

前紀の末に當り、源平二氏の武門漸く勢を得しが、院政の行はれてより、藤原氏の勢力は復た御堂關白時代の如くなること能はず。既にして、同族内に相鬩ぐに乘じ、保元、平治の亂に際して、平氏忽ち政權を掌握し、六條天皇の仁安二年には、終に淸盛をして太政大臣の榮位を極めしむるに至りぬ。されば保元以降安德天皇壽永四年の滅亡に至るまで三十年間を、平安時代の平家紀とし、藤原紀に分ちて、これを本章に述ぶ。

世風

平家は元と武を以て起りつれど、その政權を肆にして廟堂の上に翺翔するに當りては、直ちに藤原氏の轍を蹈みて、忽ち紈袴の貴公子と爲り、奢る平家の名を留め、吟花弄月の樂に耽り、その末路に至りても、鎧袖の歌卷、陣中の笛聲、そゞろに後人をしてその風流をしのばしめぬ。されば

藝術の風尚

その文弱宛も藤原氏の如くなりしに連れて、當代藝術の風尚をして、亦おのづから前紀と大差なからしめき。これを藤原紀掉尾の一變化と視るも不可なきに似たり。然れども又多少の相違なきに非ず。繪卷物の發達して、浩瀚なる年中行事及合戰繪等の行はれ始めたる、畫評の一層進歩せりきと見ゆる、女流の畫を能くする者益〻多きを加へたる、引目鈎鼻の畫風殊に行はれたる等は、即ち本紀の特色とも謂ひつべきものなり。

屏風

畫屏風の事は、本紀に於いても往々史書に見ゆ。永曆元年九月八日齋宮群行の御裝束に、太宗御屏風あり、應保元年七月廿八日及治承四年三月十六日宮中の御裝束に、四季御屏風ありしことは、並に山槐記に見え、愚昧記壽永元年八月十日立后雜事屏風撿知の條に、唐繪の四尺御屏風の事見え、同書同月十四日の記、勅使料座裝束の條には、「三方懸御簾、立四尺屏風」（唐繪依無和繪也）とあり。玉葉治承四年六月廿三日右大將良通が花山院中納言兼雅の女との婚儀の條、裝束に「立泥繪屏風」とあり。同年七月十九日の條、姫君着袴の裝束にも「泥繪四尺屏風」あり、又同月十一日の條に、「上野守賴高自福原上洛（中略）持來唐繪御屏風一帖、爲被書色紙形也」など見えたり。これ等は在來の御屏風を用ゐしものなるべけれど、最後の唐繪屏風は新調とおぼしく、又仁安三年（月のゆくへには十一月二十二日とあり）高倉天皇即位の大嘗會には、悠紀、主基兩方の屏風、並に各〻繪所を設けてこれを畫かしめられしなり。仁安の大嘗會屏風の歌は、宮内卿永範つかうまつり、朝方、伊經これを書し、近江國鏡山及守山の圖などありし由「月のゆくへ」に見え、その悠紀繪所は、繪師能登權守宗茂朝臣（後に出づ）これを勤めき。人事記仁安三年十二月十日「大嘗會悠紀所注進御

物目錄事」の條には、「御屛風十帖、（中略）五尺四帖、（本文）四尺六帖、（和繪）」とあり。この和繪の御屛風の墨畫なりし由は、同記同年九月廿九日の條に見え、宗茂は同月一日御沙汰を拜し、十三日より行事所に於いて畫き始めしこと等、亦人車記に見えたり。同記同年七月十一日の條に、「女工所、細工所、出納所、繪所、已上屋々可造立由、牒送卜食國了」とある繪所は、即ち大嘗會悠紀、主基の繪所ならむ。壽永元年十一月安德天皇即位の大嘗會の御屛風は、「月のゆくへ」に、朝方、伊經又歌を書き、中納言兼光が神樂歌神南備山及稻春歌長田村（增鏡には元曆の時の歌とせり）の詠ありしこと見ゆ。元曆元年十一月十八日後鳥羽天皇即位の大嘗會には、同年八月（山槐記は廿一日、玉葉別記は廿二日とす）主基方繪所預に文章博士藤原朝臣光範を擧げ、左史生中原景弘、大藏史生佐伯季景を悠紀方繪所主典代、右史生中原淸俊、主稅史生大中臣國弘を主基方繪所主典代とし、その繪師には墨繪に修理少進藤原有宗、淡繪に內匠少允中原光永、藤原行安、作繪に中原吉久、藤原宗弘等の用ゐられしこと、山槐記及玉葉別記に見えたり。

障壁

障子畫も前紀に比してさしたる變化あらざりしならむ。然れども、その製作の事及圖相等、多く物に見えず。吉記に後白河法皇が承安三年新に建立せられし御堂の障子繪の事あり。（七月九日より翌年二月十九日までの條所々に見ゆ）七月九日の記に曰く、「辰剋參院、奏御堂雜事七ヶ條、其中御堂障子繪、可被書法華經、佛像幷地獄之類、全不可憚之由、有其仰。」同月十二日の記に曰く、「御障子繪事等仰云、御堂之內、御所幷左右廊、可書廿八品也、於別御所者、可畫平野幷高野御幸也」。亦以て當時佛舍、宮殿の障子に畫かれし圖相を考ふるに足る。尙後出藤原光長の條に見ゆる御堂御所障子の事など參看すべし。又藤原末期の頃より、陸奧の鎭守府將軍藤原淸衡、基衡、秀衡三代相繼いで頗る富强なりしかば、平泉に中尊寺を建立し、一時京洛の文華を移して、堂塔輪奐の美を極めしが、就中その金色堂（天仁二年淸衡建立、現存）は、四柱に描金もて十一光佛を圖し、基衡の妻（仁平二年四月廿日卒）が建立せし觀自在王院（天正元年二月八日燒亡）は、四壁に洛陽の靈地、名所を圖繪し、（平泉舊跡志）本紀に入りては、秀衡又新に無量光院（新御堂）を建て、その四壁と扉とには、觀經の大意を圖繪せり。（吾妻鏡、北條九代記）當時平泉繪事の盛なりしこと、想ひ見つべし。

年中行事繪

古今著聞集に曰く、「後白河院御時、年中行事を繪にかゝれて、御賞翫のあまり、松殿へ進ぜられたり。こまかに御覽じて、僻事ある所々に押紙をして、そのあやまりを御自筆にてしるしつけて、返進せられたりけるを、法皇御覽じて、繪を書なをさるべきに、勅定に、この人の自筆に押紙したる、いかゞはなちすてゝ繪をなをす事あるべき、此事によりて、此繪すでに重寶と成たるとて、蓮花王院の寶藏にこめられにけり。其押紙今に有といふ。いみじき事也」。藤原初期にも節會、儀式の繪などありしこと、前にも見えたる如くなれば、爾來この種の畫往々行はれけむ。されど、こは後にも述ぶる藤原光長の畫きし六十卷の年中行事と同じ物とも想はるれば、頗る大部の繪卷物なりしなるべく、繪卷物發達の歷史上特筆すべきものならむ。

合戰繪

合戰繪は本紀に至りて始めて出で來しものゝ如し。吉記承安四年三月十七日の條に曰く、「拾遺來臨、爲見中繪招引也、件繪、義家朝臣爲陸奧守之時、與彼國住人武衡、家衡等合戰繪也、（中略）靜賢法印先年奉院宣始令畫進也、彼法印借出御倉送之、爲消

徒然」也。想ふに、飛騨守惟久の畫けりと傳へて今に存ずる後三年軍記（後に出づ）の類の最も古きものにして、亦これ繪卷物史上に記せざるべからざる所なり。玉葉承安四年七月廿四日の記に曰く、「隆職宿禰持來保元相撲圖」と。以て相撲繪等の往々行はれしを徵すべし。又同書治承三年八月九日の條に「參內、於御前賜繪」と曰ひ、同月卅日の記に、「今日書先日自院所下賜繪（末葉露大將第一詞）」と曰ひ、又同年九月四日の記に「自內賜預玄宗皇帝繪六卷、爲令一見也」とあり。繪卷物の流行漸く次の時代の先驅を爲せるを見る。又復玉葉治承二年三月廿日の條に曰く、「今日中務大輔經家朝臣爲關白使來、即獻帶、白生絹、（中略）有下繪、畫小松、貝等、有洲濱」。源平盛衰記後白河院鳥羽御幸の條に曰く、「卯花に郭公書たる扇紙を取出て、きと張りて進らせよとて、守長にたぶ。守長仰奉て急ぎ張ける程に、分廻しをあし樣に充て、郭公の中を切、僅に尾と羽さき許を殘したり」。亦以て當時に於ける衣帶の裝飾畫及扇畫の一斑を察するに足れり。

（相撲繪）（衣帶の裝飾畫扇畫）

（畫評）

繪畫鑑評の事も、本紀に入りて頗る進めるものゝ如し。古今著聞集に左の記事あるを見れば、思半に過ぎむ。

同御時（後白河）、繪難房といふものありけり。いかによく書たる繪にも、かならず難を見いだすもの也けり。或時ふるき上手どもの書たる繪本の中に、人の犬を引たるに、犬すまひてゆかじとしたるてい、まことにいきてはたらくやう也。又男のかたぬぎて、たつきふりかたげて、大木を切たるあり。法皇の仰に、是をば繪難房も力及ばじ物をとて、すなはちめして見せられければ、よく〳〵見て、日出度はかいて候が、難少々候。これ程すまひたる犬の首繩は、ゑたはらのしたより、よくひきすごされて候べき也。是は、犬はすまひて、頸繩普通なるていに見ゆ候也。又木切たる男目出度候。但これほどの大木を、なからすぎ切入て候に、只今ちりたるこけらばかりにて、前にちり積りたるなし。これ大なる難に候と申ければ、法皇仰らるゝ事もなくて、繪をおさめられにけり。

（專門畫家）

本紀間の專門畫家を列擧すれば略左の如し。

巨勢宗茂　或は宗義に作るは誤か。信茂の男にして、能登權守に任せられ、繪所長者に補せらる（巨勢系圖）台記別記久安三年三月廿七日の條に曰く、「次召繪師民部大夫宗茂朝臣、參入東庭、仰繪圖事、（判官仰之）還入、即圖繪持參、（續紙五六枚、於閑所率爾圖之）」同三年七月四日の條に曰く、「繪師能登權守宗茂書獅子形繪樣、又謝御調度樣可畫進之由、下知畢」同年九月一日大嘗會悠紀御屏風の條に曰く「屏風本文書寫、下給繪師能登權守宗茂、正文留官致沙汰」。又同月十三日の記に「今日於行事所、令畫始御屏風一帖、而後召卜食圖、能登權守宗茂勤之」同月廿九日大嘗會裝束の記に、「蒔繪物、宗茂書繪樣、四尺御屏風、同墨畫」十月十二日の記に、「召繪師能登權守宗茂朝臣、參東庭、判官史仰繪圖畢、即圖繪持參、亘六枚、忽圖地形也」など見えたり。知足院禪閤七十賀（中略）泥繪御屏風二帖、（彈正忠宗茂以既詩畫之）。人車記仁安元年十月十五日大嘗會御禊點地の條に曰く、

巨勢益宗　宗茂の男にして、出羽權守に至る（巨勢系圖）扶桑名畫傳及名印部類の巨勢系圖は、共に保延頃の人と爲せれど、父宗茂が仁安頃を盛とせし人なること前記に依りて明なれば、益宗をば治承頃の人ともするが正しかるべし。巨勢系圖は益宗の妹安藝（後白河院宮女、善彈箏）を出し、右京大夫師光の室と記せり。

巨勢秀茂　巨勢系圖になし。古畫備考に貴嶺問答を引いて曰く「信茂末孫秀茂來曰、可爲追討使之由承之、畫工者戰場之要須也、可召仕也、此事如何、（中

畧)御旨畏候畢、(中畧)秀茂家稟重代藝福父祖、有所傳聞、令言上歟。

巨勢兼茂　茂一に重に作る。益宗の男なり(巨勢系圖)。名畫傳保元頃の人と爲せるは非なるべし。

藤原有宗　巨勢系圖には巨勢氏、兼茂の子、民部大夫、後白河院上北面、繪所長者と爲せれど疑はし。さるは、山槐記元暦元年八月廿一日「大嘗會主基所定、繪師并雜工事」及玉葉別記同月廿二日の條に、「繪所墨書修理少進藤原有宗」などあればなり。

巨勢系圖に依れば、宗茂の子益宗、益宗の子兼茂、兼茂の子有宗とて、祖孫四代と爲り居れど、宗茂の畫事の人車記に見えたる久安三年と、その曾孫有宗の畫事の山槐記及玉葉に見えたる元暦元年とは、その間僅に十六年を隔てたるに過ぎざれば、年代餘りに短促にして、稍信じ難きに似たり。或は想ふに、この四人の中には、兄弟たる者ありしにはあらじか。

藤原隆親　初め名を隆成と云ふ。隆能の子にして、藏人、從五位下、備前守、又伊豫守に叙任し、後又中務少輔に任せらる。隆信朝臣集の歌の詞書には「前播磨守隆親」とあり。春日と號す。本朝畫史には「曾爲繪所」と曰へり。土佐系圖、倭錦等は大治頃の人とし、名畫傳は久安頃の人と爲せれど、父隆能は前紀の末まで世に在りし人なれば、隆親をば今本紀に編入す。玉葉治承二年七月六日の條に見えたる、前建春門院の爲に禁裏に於いて供養せられし「畫像釋迦三尊一鋪」は「邦綱卿内々奉勅、中務少輔隆成畫也」と註記せり。名畫傳は地下傳及土佐系圖に見えたる光顯(後に出づ)の子伊豫守隆成を隆親と同人と爲せり。或は然らむ。同書又古今著聞集の伊豫入道(前紀の末に出づ)を「もしこの隆親にはあらじか」と曰へり。亦或は然らむ。

藤原光長　從四位下、刑部大輔に至る(地下傳)。土佐系圖及皇朝名畫拾彙等、或は隆親の男とし、或は隆親の子經隆(後に出づ)の男とし、或は又經隆の子邦隆(後に出づ)の男と爲したれど、正確なる出處あらず、又年代の合はざる所あるが爲に信じ難く、その父祖詳ならず。その土佐と號せりと云ふも土佐系圖に出で、住吉家所傳土佐系圖には春日と號せし由記せれば、果して孰れに從ふべきやを知らずと雖も、土佐氏を稱せし初めは、邦隆、吉光等の頃ならむ。されば、この頃は尚春日と稱しきとする方正しかるべし。玉葉承安三年九月九日最勝光院御供養定の條に、「御堂御所障子繪、有其數、云法文、云本文、已以數ヶ間、其外、女院御所、仁安后位之後平野行啓、并去年院號之後日吉御幸等、被圖之、各供奉大臣以下、併被圖寫其面貌、馬權頭隆信、依堪其道圖之、是人面許也、繪師光長云々」。地下傳に曰く「畫年中行事六十卷、在官庫、又畫歌合之人形」。この六十卷の年中行事は、先に引ける古今著聞集の後白河院御時の物かと憶はる。この繪卷は安永内裏炎上の時、烏有に歸し、又住吉内記が朝命に依りて寫しゝ摹本も、明治初年燒亡して、今僅に住吉家の略寫の副本十六卷を傳ふるに過ぎず。その餘光長の筆と稱する遺品は、伴大納言之繪詞、病草子、餓鬼草子、地獄草子、吉備大臣入唐繪詞、粉川寺緣起、彦火々出見尊繪詞等あり。初の五品は後に出づ。粉川寺緣起は、倭錦光長の筆とし、考古畫譜には二卷、繪光長、詞雅經卿としたれど、今所在を詳にせず。現に紀伊の粉川寺に在るものは一卷にして、寺傳鳥羽僧正の畫、詞書堤中納言定家卿の書と云ふ。畫風志貴山緣起に類せり。惜むらくは卷の上下火に焦げて全からず(又同寺にこの繪卷の寫本一卷、畫圖なき粉川寺緣起寫本二卷あり、考古畫譜には畫工不詳、應永十九年の奥書あるもの一卷、畫工不詳、詞書卜部兼邦筆のもの一卷を錄せり)。彦火々出見尊繪詞三卷は、類聚目錄に、繪越前守光長とし、倭錦に光長の畫、雅經卿の詞書と爲せり。摹本博物館に在り。原本今所在を詳にせず。

邦道　姓氏詳ならず。名畫傳に曰く「按ふに、この邦道は、尊卑分脈に、山蔭中納言の後裔式部大輔國成朝臣よりは四代、大和進友業孫、文章生友長男に

邦道あり。もしは此人にはあらじか。時代いとよく協へり。伯父惟業六條院藏人と見ゆるをもおもふべし」。邦道元と洛陽の遊客にして、圖畫、卜筮を能くせしが、藤九郎盛長が推擧に依りて、鎌倉に頼朝に見え、頼朝が山木判官兼隆を誅せむが爲に、その命を受けて、兼隆の居所の要害、地形を圖繪して奉りしに、正にその境に蒞むが如くなりし由、吾妻鏡治承四年八月四日の條に見えたり。

詫磨爲久　姓は藤原、下總權守に至る。吾妻鏡に依るに、豐前守爲遠の三男、當時無雙なる畫圖の達者にして、壽永三年（元暦元年）正月廿二日京都より召されて鎌倉に至り、頼朝の願に依りて、正觀音の像を圖繪せむが爲に、先づ潔齋し、四月十八日百日に滿ちて即ちこれを圖し始め、八月十九日鞍置の馬及餞物を賜はりて歸洛し、文治元年八月廿三日再び東下して、新御堂佛後の壁に淨土瑞相幷に二十五菩薩像を書き、十月十一日彩色の功を終る。その淨土圖中三日月あり。頼朝見て本說に叶はずとし、改むること能はざるが爲に、これを削れりと云ふ（吾妻鏡）。倭錦には爲久の遺作として十六羅漢殘缺、八大荒神を擧げたり。

中原光永　內匠少丞。元暦元年大嘗會悠紀方の御屛風の繪師と爲りて淡繪を書けり。（山槐記、玉葉別記）

中原吉久　同上屛風繪師と爲りて、作繪を書けり。（同前）

藤原行安　同上主基方屛風の繪師と爲りて墨繪を書けり。（同前）

藤原宗弘　同上屛風の繪師と爲りて作繪を書けり。（同前）

貴紳の能畫者

貴紳の能畫者亦少からず。比較上殊に閨秀の多きを見る。左にこれを列擧す。

後白河天皇　久壽二年御即位。保元三年御讓位の後、嘉應元年六月十七日御出家、御法諱行眞。承安二年十月十一日阿闍梨と爲りたまふ。建久三年三月十三日崩す。御壽六十六。御自筆の畫像ありし由、名畫傳に引ける康富朝臣記等に見えたり。皇朝名畫拾葉に「宸筆御影在」山城州白河寺」」と曰へれど、續類從の山科家雜掌言上文書に、文龜二年の頃「勅筆御影及」破滅」之間」とあれば、原品は存せざるなり。

式子內親王　後白河院の皇女。平治元年齋院と爲り、萱齋院、又大炊御門宮と稱し奉る。後出家せられ、法諱を承如法と申す。明月記貞永二年三月廿日の條に曰く「典侍局年少之時令」參」故齋院」之時、所」賜之月次繪二卷、年來所持、今度進入、詞同彼筆也、垂露殊勝珍重之由、上皇有」仰事」云々、件繪被」書十二人之歌」正月、敏行朝臣、二月、但無」歌、淸少納言、齊信卿參」梅壺」の所、三月、天暦藤壺御製、四月、實方朝臣、五月、紫式部日記、曉景色、六月、業平朝臣、秋風告雁、七月、後冷泉院御製、八月、道信朝臣、蟲聞、九月、和泉式部、帥宮町門、十月、馬內侍、時雨、十一月、宗貞少將、未通女之姿、十二月、四條大納言、北山之景氣、二卷繪也、表紙、靑紗綾、有」繪、軸水晶。」

高倉天皇　安元三年三月廿日御即位、治承四年二月廿七日御讓位、養和元年正月十四日崩す。御壽二十一。嘗て如意輪觀音及不動明王の像を書かれしが、御崩後養和二年二月十三日及十八日に、月輪關白これを供養せしこと、玉葉に見えたり。

內藏權頭長光　高倉院大嘗會の悠紀繪所なり。明月記貞永二年五月廿一日の條に見ゆ。

文章博士成光　同上主基繪所。

藤原爲親　從四位上、右中辨に至る。右暦の記者なり。その久壽二年十二月十二日の記に曰く「今日依」遠忌」向」仁和寺闍梨房」佛事如」恒例」但阿彌陀三尊、予所」圖繪」也」。承安二年二月七日卒す。

常盤御前　平治物語常盤被落事の條に曰く「觀音にこそ歎き申さめとて、二月九日の夜に入りて、三人の少人を引具して、清水寺へこそ參りけれ（中畧）終夜の祈請にも、童九つの年より月詣を始て、（中畧）十九の年より日毎に此の三十三体の聖容をうつし奉る」。

平清盛　准三后、太政大臣、從一位に至り、六波羅殿、西八條殿と呼ばる。仁安三年二月十一日出家し、法諱を淨海（一作靜海）と云ひ、養和元年閏二月四日薨ず。歳六十四。曾て安藝守たりし時、高野の大塔を修理し、みづから胎藏界曼荼羅を書けり。平家物語に曰く「東曼陀羅をば清盛書んとて、自筆に被書けるが、八葉の中尊の寶冠をば、如何か被思けん、我首の血を出して被書けるとぞ聞えし」。源平盛衰記、野山名靈集記する所、亦略これに同じ。今高野山金剛峯寺に傳はれる大金堂所用の胎藏界曼荼羅は、清盛の血曼荼羅と稱して、即ちこの物なりと云ふ。

花山院左大臣兼雅室　清盛の長女なり。源平盛衰記に曰く「此御臺所、御みめも嚴く、情も深くおはしける上、天下に類なき繪書にてぞおはしける。紫宸殿御障子に、伊勢物語を繪に書せ給御事あり。（中畧）御うぶやとは親王（清和皇子貞員）御產所也。其うぶやの前に、鳳凰の千尋の竹に居たるをかゝせ給たりけるが、餘に目出度、魂を書こめさせ給たりけるにや、其後紫宸殿に、時に笙の笛を調ぶる聲あり。人々此を恠で忍で御覽じければ、千尋の竹に書給へる鳳凰の鳴音にぞ侍ける。有がたき御事也」。

七條修理大夫信隆室　清盛の第六女なり。源平盛衰記に曰く「歌讀、連歌し、繪書、花結、あくまで御心に情おはします人也」。

藤大納言有房室　清盛の第八女なり。參考源平盛衰記に曰く「異本に云。八は大納言有房卿の北方也。繪書、花結、諸道に達し給へり。（中畧）女房なれども、聯句、作文も雙なく、手跡さへ美くて、畫圖の障子に百詠の心を繪に書せ給て、やがて一筆に色紙形の銘をも書給たりければ、院も希代の女房なりとぞ仰ける」。

平敦盛母　「敦盛物語に云。やゝありて、北の御方泪をおさへてのたまひけるは、此御ひたゝれと云は、あつもり都を出させ給し時、みづからがこしらへ申せし也。ひだりの袖にはしのぶ草、みぎの袖にはわすれ草、つまにはなにはいりえのあしのはに、たゞよぶをしの一つがひを、すみゑにかき候しよ」。（古書備考）

藤原通憲　官少納言に至り、天養元年七月廿二日出家し、法名を圓空と云ひ、後信西と改む。平治元年十二月十三日殺さる。平治物語に曰く「唐の安祿山（信頼に比す）が奢れる昔を繪に書きて、卷物三卷を作りて、院へ參らせけれども云々」。玉葉建久二年十月八日の記に曰く「抑長恨歌繪相具天、有一紙之反古、披見之處、通憲法師自筆也、文章可褒、義理悉顯、感歎之餘、寫留之、其狀云、（中畧）必見此繪、福貴不常、榮樂如夢、以之可知歟、永施入寶蓮華院了、于時平治元年十一月十五日彌陀利生之日也、沙彌在判」。

中納言局　平重衡の契れる内裡の女房なり。源平盛衰記に曰く「此女房と申は、故少納言入道信西の孫、櫻町中納言成範卿の娘、中納言局とぞ申ける。年廿一（元曆元年）にぞ成給。琴、琵琶の上手にて、繪書、花結、歌讀、手嚴しく書給ける」。平家物語にも見えたり。

右京大夫　東宮權大輔藤原伊行の女、建禮門院の女房にて、後剃髮して夕霧尼と號す。家集の平家滅びし頃の條に曰く「手づから地藏六体すみがきにかきまゐらせなど、さま〴〵心ざしばかりとぶらふ云々」。

藤原光範　文章博士、從二位、民部卿に至る。元曆元年大嘗會悠紀方繪所預と爲りしこと、山槐記同年八月廿一日の條に見ゆ。多武峰略記に曰く「建立

檜皮葺十三重塔一基、四方奉圖繪三尺彌陀、釋迦、藥師、彌勒像各一軀矣、繪師式部大輔藤原光範作（範永卿息）」。

藤原業實　初名資能。文章博士、大內記、式部少輔、薩摩守に至る。元曆元年大嘗會主基方繪所預と爲る。（山槐記）

大中臣國弘　主税史生。元曆元年大嘗會主基方繪所主典代と爲りしこと、玉葉別記同年八月廿二日の條に出づ。

中原景弘　左史生。元曆元年大嘗會悠記方繪所主典代と爲る。（山槐記）

佐伯季景　大藏史生。元曆元年大嘗會悠記方繪所主典代と爲る。（同前）

中原清俊　右史生。元曆元年大嘗會主基方繪所主典代と爲る。（同前）

平信範　正三位、兵部卿に至る。安元三年七月五日出家、文治三年二月十二日薨ず。歳七十六。人車記仁安元年九月一日西林寺御供養の條に曰く「次有結緣經供養、二幅釋迦三尊一鋪、（錦緣）信範奉圖」。

藤原秀衡　鎭守府將軍、陸奥守、從五位上に至り、文治三年十月廿九日平泉に卒す。歳九十二。曾て無量光院を建てゝ、その壁にみづから狩獵の体を圖繪せしこと、吾妻鏡に見えたり。

佛教畫製作の盛なりしこと、亦殆ど前期に劣らず。左に諸書より抄錄して、年曆の順序に列記す。以てその狀況及命題を考ふることを得べし。

保元元年　「從上被下像、白身、白蓮花座、（中畧）裘紙云、白衣觀音（阿娑縛抄）又阿娑縛抄に曰く「院（後白河）御祈勤修此法之時、中臺畫觀音、是別意樂也、其故院聖德太子後身也云夢想聞之、仍憶念太子與守屋合戰之往、今亂世御祈故、如此畫之云々」。

永曆元年九月七日　「今日先妣御遠忌也、仍午剋向觀音寺堂、修小佛事、以一幅馬頭觀音美麗奉圖、先妣平生之時、圖六觀音像、（中畧）件馬頭像、於持聖人之許燒失、仍雖爲不令違被意趣、仰同佛師奉圖、上表紙有不動種子、下表紙有觀音利生文、件字等、源空阿闍梨書之、仍一筆令書之」。（山槐記）

長寬二年九月廿二日　「興福寺衆徒、於東大寺大佛殿、爲公家御祈、以一万僧令勤行壽命經御讀經、（中畧）丈六繪像廾臂延命一鋪、同摺佛万体、（已上興福寺儲）之」。（醍醐寺雜事記）

仁安元年九月六日　「御懺法、（中畧）次女房一品經供養、（中畧）普賢一鋪、（一幅半、錦緣）、願文に曰く「奉圖繪普賢菩薩一鋪、件像者、乳母藤原氏誂畫士令圖之」（人車記）

同年同月十二日　「午後每日御佛經供養、（阿彌陀一鋪）」。（御懺法、人車記）

同年同月十三日　「次下官御佛事、二幅阿彌陀佛一鋪、（中畧）次宣旨殿御佛事、二幅普賢一鋪」。（西林寺法事、同前）

同年同月十五日　「次有每日御佛經供養、（御佛一鋪）」。（同前）

同年同月廿四日　「今日被始行御佛事也、（中畧）阿彌陀三尊一鋪、（二幅、在錦緣）」（西林寺法事、同前）

同二年五月七日　「有御月忌、（法勝寺、中畧）立佛臺、奉懸阿彌陀佛一鋪」。（同前）

同三年七月十二日　「今日公家被始行長日御祈、（中畧）二幅釋迦佛一鋪、（在錦緣、被圖繪之）（中畧）二幅延命一鋪、錦緣等同前、新圖之、（中畧）二幅五大力一鋪、懸佛

臺、奉立二間、同新佛」。(同前)

嘉應元年二月三日　「知足院能舜院東丈六堂供養也」、願文に曰く「後壁圖繪極樂世界伎樂幷口口莊嚴之變相」。(同前)

同年六月十二日　「丁酉年來勤修千日講、一昨日滿千日、今日依日次宜、啓白其事、別等身阿彌陀佛一鋪、法花經一鋪供養」。(同前)

同年同月十七日　「太上天皇令遁世給(中畧、剃髮等の儀)次每日御佛經供養、等身阿彌陀佛一鋪、三尊像供養了後、(中畧)佛臺奉懸此像」、「每日圖繪阿彌陀如來像一鋪」。(同前)

承安二年三月十二日　「今日一日圖繪供養藥師佛」。(玉葉)

同年八月六日　「今日法皇被供養御塔並木像、法華曼陀羅等」。(同前)

同三年七月三日　「此日法勝寺御八講初日也(中畧)今日依爲吉日、始奉供養放光菩薩畵像、地藏、觀音二菩薩、奉圖一鋪也、講師弁淸律師、每日圖繪供養」(同前)

同年十二月廿四日　「此日建春門院御持佛堂供養也、最勝光院之中、御堂南、有子午御移徙之時、被擬寢殿歟、件屋、被莊嚴堂場也、被造顯法華曼陀羅也」。(同前)

安元元年四月廿九日　「此日女院御堂供養也、(中畧)木繪兩佛師、各給祿被物」。(同前)

同年六月十六日　「蓮花王院惣社鎭座八幡已下廿一社、其外日前宮、熱田、嚴島、氣比等社、本地御正体圖繪像、但日前宮、熱田、御本地無所見、仍只被用鏡」(百鍊抄)

同二年十月三日　「昨日關白被供養兩界曼陀羅」。(玉葉)

治承二年七月六日　「供養宸筆提婆品幷釋迦三尊一鋪、奉資前建春門院御菩提也」。(百鍊抄)

同三年八月卅日　「此日院御逆修結願也、圖繪釋迦三尊」。(玉葉)

同四年五月廿九日　「未剋參新院、八條坊門大宮、於寢殿南面庇、被行百座仁王講、母屋御簾懸五大力像十鋪」。(山槐記)

同年七月十六日　「今日於法勝寺、被行如說仁王會(中畧)東方事、大藏卿雅隆朝臣新院別當也行之、(中畧)堂中尊佛壇前、懸五大力像一鋪、大佛也、以赤䌫繡爲像、軸塗銀青、其左右二巡懸一輪釋迦幷卄羅漢像百鋪」。(同前)

同年十二月廿二日　「今日故女房遠忌也、仍向東山堂、修佛事、奉圖正觀音」。(同前)

養和元年二月六日　「神社、佛寺、諸家、及五畿七道諸國、顯不動明王像、寫尊勝陀羅尼、可供養之由、被宣下」。(百鍊抄、月のゆくへの記事亦同じ)

同年閏二月五日　「此日請佛嚴聖人、奉供養佛經、一字金輪、不動明王、愛染明王、孔雀明王、毗沙門天、已上奉圖一鋪(中畧)件佛經圖寫供養之旨趣、且爲拂當時之厄難、且爲鎭天下之夭殃也」。(玉葉)

同年同月八日　「此日奉供養不動尊畵像幷尊勝陀羅尼等、依先日之宣旨也」。(同前)

同年十二月五日　「阿彌陀像一鋪、被寫七体、每七日可懸改、是遺言也」。(同前、上皇崩御の條)

同年同月廿五日　「此日於御墓所、供養隨意曼陀羅一鋪、件佛等、故院殊令積功給佛等也」。(同前)

同年二月八日　「今夜大將祈始、修普賢延命供(中畧)新圖繪之尊像也」。(同前)

壽永元年七月十四日　「此日奉爲故女院、奉供養書像釋迦如來像一鋪。」（同前）

同二年二月九日　「今日院御逆修始也、（中畧）御佛經、（中畧）阿彌陀三尊一鋪、（中畧）初七日、藥師如來、（中畧）第二七日彌勒菩薩一鋪、（中畧）第三七日、千手觀音一鋪、（中畧）第四七日、普賢菩薩一鋪、（中畧）第五七日、地藏菩薩一鋪、（中畧）第六七日、不動明王一鋪、（中畧）結願日、釋迦如來一鋪、炎摩天曼陀羅一鋪、（中畧）此外圖繪阿彌陀如來像五十躰。」（吉記）

同年六月六日　「重可被行御祈事、（中畧）於天台首楞嚴院、屈可然之碩德、可被修大威德法、於其本尊者、圖繪丈六尊像、於其前可被修也。」（吉記）

同年七月廿八日　「又一日奉圖寫不空羂索、如意輪二菩薩像、奉供養之。」（玉葉）

元暦元年五月三日　「自今夜、以醍醐宗嚴阿闍梨、令修大威德供、限七ヶ日、依一昨日夢想也、一日奉圖明王像即所始供也。」（同前）

同年同月十六日　「今日神齋、依明日可奉拜圖繪御社也。」（同前）

同年同月十七日　「自奈良僧正許、被奉圖繪春日御社一鋪。」（同前）

同年十二月二日　「尊忠僧都持來日吉社御正体圖繪一鋪、被示可書銘之由、即馳筆了。」（同前）

これ等の外、年月を明にせざるものには、新勅撰集の歌の詞書に「美福門院極樂六時讃を繪にかゝせられ侍て」と見えたるなどあり。

繪佛師

かくの如き有樣なるを以て、繪佛師の業は前期に次いで亦盛なりき。從ひて名手少からず。例に依りて左にこれを列記す。その最も秀でたるは賴源法印なり。

賴源　賴助の子なり。阿娑縛抄に曰く「永治二年三月七日、被奉圖繪葉衣觀音、佛師賴源、御衣一鋪半也、長三尺、廣一尺五寸。」久安五年三月廿日御願延勝寺供養の時の勸賞に、父の功を讓られて法橋に叙せられし由、本朝世紀に見ゆ。人車記仁安元年九月十五日毎日御佛經供養の條に曰く「次撤本佛弁鋪設、奉仕曼荼羅、（中畧）母屋中央、傾寄西北、立黑漆平文佛臺、奉懸兩界曼荼羅各一鋪、佛像圖之、在錦縁、賴源法橋畫之。」同年九月廿四日の條に曰く「毎日供養口一尺阿彌陀佛五十体、二幅、御衣絹八尺、仰賴源法橋了。」阿娑縛抄に曰く「依攝政殿下仰、於閑院殿、被修葉衣鎭法、自仁安二年十二月四日初夜始之、（中畧）御本尊葉衣觀音像依無鬼宿日、去月廿六日、佛師賴源法橋圖繪之。」又人車記同三年七月四日の條に曰く「繪佛師法橋賴源書御調度、畫繪之樣、以代々本樣、加今案議定也。」玉葉安元三年（治承元年）九月十日の記に曰く「此日爲僧正覺忠供養一日丈六正觀音繪像、（中畧）佛師賴源法眼也。」知るべし當時已に法眼に進みしことを。同書治承二年正月十四日の記に曰く「召佛師賴源、令書繪樣、中將供奉御幸之間事也。」人車記養和二年三月三日の條に曰く「今夜戌刻、大輔殿御方、毘沙門講如例被行、其次等身繪像毘沙門、同被供養了、（中畧）法眼賴源奉書天王也。」後又法印に進み筑前法印と號す。壽永二年の僧綱補任に曰く「法印賴源筑前、賴助子、壽永二年二月廿四日腫物卒。」

顯全　賴全の誤か。玉葉治承元年十二月十七日蓮華王院御塔供養の條に「掌事法橋顯全、繪佛師賴源讓」とあり。賴源の子ならむ。

常明　源平盛衰記に曰く「清盛（中畧）高野の金堂に曼陀羅を書給けるが、西或作東の曼陀羅をば、正妙或作淨明法印、常妙法印とて院（後白河）にも召れ、入道も仕給ける繪師を以て書せらる」この事平家物語にも見え、常明法印に作れり。今高野山金剛峯寺に傳はれる金剛界曼荼羅は、即ちこれなりと云ふ。

行智　長門本源平盛衰記（前條に同じ）に曰く。西曼陀羅は靜妙、行智とて、院にも召仕はせ給繪師を以て書せらる」續本朝書史に曰く「行智、叡山僧、繪所預藤原隆能二男、作書」。

仁讃　覺禪抄毘沙門天法に護摩軌に從へる圖を載せて記して曰く「寫本云、仁讃佛師筆樣也、後白河院御秘藏本云々、或曰、仁讃大師在世佛師云々」蓋し後白河院頃の繪佛師ならむ。

嚴信　法印。又行嚴と號す。後白河帝の朝に仕へて功あり。（便覽）

賴圓　壽永二年法眼に敍せらる。（僧綱補任）

賴與　賴圓の弟なり。同上。（同前）

賴增　又壽永二年の僧綱補任に出づ。

西金坊　覺禪抄虛空藏法の形像に附記して曰く「此像先年以或人本圖之、其後仁安元年初、各於中河、見聞朝已講正本像、蓮花座長如此、下以墨引野筋、件正本興福寺中院有之、以木造月輪、其中圖之云々、裏書曰、佛師西金坊」蓋しこの頃の人か。

寶深　淡路公と稱す。古書備考に法隆寺西園院嘉元記を引いて曰く「承安二年壬辰繪殿書寫、繪師淡路公京下人」興福寺別當次第に曰く「承安四年三月四日、繪殿書始、繪師淡路君寶深爲上首、八人、至四月四日卅ケ日間書立畢、次日五日上洛了」。

如照　覺禪抄仁王經法曼茶羅事の條に曰く「祖師、曼茶羅等、大綱申請佛師、如照（異本助照に作る）、令圖繪給本也」蓋しこの頃の人か。

緇流の能書者

繪佛師の專業盛なること久しかりし爲にもや、本紀に入りては、專門に非ざる緇流の能書者は比較上少數なり。今僅に左の三四人を擧ぐることを得るに過ぎず。

覺性法親王　鳥羽天皇第五の皇子、俗諱本仁親王。保延六年六月廿二日出家、法諱初め信法、後覺性と改む。紫金臺御室、又後仁和寺と稱せらる。野山名靈集に依るに、高野御影堂外陣の兩界曼茶羅は、この法親王の御筆なりきと云ふ。嘉應元年十二月十一日寂す。御歲四十一。

覺忠　天台座主、宇治僧正と號す。藤原忠通の子なり。治承元年十月十六日寂す。歲六十。天台座主記に「宇治僧正覺忠、件像（阿彌陀）被奉寫之、以後正本圖之」とあり。

聞朝已講　覺禪抄虛空藏法の形像の條に曰く「仁安元年初、各於中河、見聞朝已講正本像」。

西行　諱は圓位、俗名佐藤憲清。左衛門尉に至り、保延三年八月出家し、文治六年二月十六日寂す。歲七十三。歌人として著名なり。撰集抄に、永曆の末年八月、信濃國佐野のわたりにて、死せる僧の像を寫して茶毘せしこと見えたり。

遺品

本紀間の遺品と考へらるゝもの左の數品あり。

第五十二　經卷口繪

嚴島神社の所藏に係る三十二卷の寫經は、平家一族の書寫奉納せしものにて、我が國古來裝飾の最も善美を盡したる經卷なり。法華經二十八品(各品一卷)、無量義經、觀普賢經、阿彌陀經、般若心經各一卷あり。その願文に曰く「弟子清盛敬白、(中略)奉書寫妙法蓮華經一部廿八品、無量義、觀普賢、阿彌陀、般若心等經各一卷、便奉納于金銅篋一合、可安置之於寶殿矣、弟子(清盛)幷家督三品武衞將軍(重盛)及他子息等、兼又舍弟將作大匠(經盛)能州、若州兩刺史、門人家僕、都盧卅二人、各分一品一卷、所令盡善美也、(中略)蓋爲廣修功德、各得利益也、二年之天、暮秋之候、自參寶前、敬講華偈、始自明年、將修卅講、以爲年事、(下略)長寬二年九月日、弟子從二位行權中納言兼皇太后宮權大夫平朝臣清盛敬白」。各卷の筆者及書寫年月の知れたるものは、分別功德品左衞門少尉盛國、法師功德品長寬二年九月一日清盛、藥王菩薩本事品左衞門少尉盛信、妙莊嚴王本事品長寬二年六月二日右兵衞尉重康、阿彌陀經清盛、般若心經は稍後れて仁安二年二月廿三日太政大臣從一位清盛、その餘は明ならず。要するに嚴島は清盛の曾て安藝守たりし時より崇敬深かりし平家發祥の靈社なるを以て、その盛なるに及び、修善獲福の爲に、長寬二年乃至仁安二年の間にこれを書寫し奉納せしなり。この外にも清盛、經盛二人の書寫奉納したる法華經八卷(第四卷逸して前田侯爵家に在り)及觀普賢經一卷亦同社に在り。こは前の三十二卷の成りし後、嘉應二年九月五日に書き始め、承安二年四月十七日に業を卒へしものにて、裝飾較〻前者に劣れりと雖も、尙頗る美なり。前者の軸、外題及紐の露等は、金、銀、水晶等を用ゐて雕琢鏤鐫し、通卷表裏金銀砂子、截箔及顏料を用ゐたる滿面の文樣と共に、眞に光彩の燦爛陸離たるのみならず、每卷盡くその意匠を殊にして變化窮まりなし。その當時に於ける藝術の技巧を極め、無上の華美を盡したるものなるを知る。每卷褾紙の見返しには、各〻一面の口繪あり。その書風を觀るに、纖柔婉美の描筆、彩法、引目鉤鼻の面相等、最も平家時代の作風を見るに宜しく、裝飾畫としての意匠の自在、變化の豐富なること實に驚くに堪へたるものあり。謂はゆる平家の公達の風尙は、これ等の物を見ても、思ひ半ばに過ぐるを覺ゆ。考古畫譜に「了仲(古筆)曰、右卷褾畫中に、法橋光琳補足するもの兩三卷ありと、其是非を知らず」とあるは、蓋し化城喩品及囑累品の口繪を指すものなるべしと雖も、福島左衞門尉正則がこの經卷を修補せしは慶長七年にして、淺野侯が再補せしは慶安年中の事に係り、何れも光琳より前なれば、光琳の補筆に非ざること明けし。こゝに出す所は即ち第十七卷分別功德品の口繪にして、葦手を交へてこれを書きたり。啻に畫中の截箔砂子のみならずして、全體甚だ裝飾美の要素に富み、人物の面貌、服飾、綺麗典雅言はむかたなし。或は曰ふ。この畫は前に記せる清盛の女などの筆にはあらじかと。次の檜扇の葦手繪と共に蓋し或は然らむか。

第五十三　檜扇葦手繪

この檜扇も嚴島神社の所藏にして、畫風の全く前出經卷口繪と同じきに徵し、亦平家の奉納せし遺物なるべきことを知る。引目鉤鼻なる人物の面貌及姿態、服飾より金銀の砂子、葦手の字體に至るまで、これを經卷口繪に較べて、同年代の作なること、毫も疑を容れざるなり。この檜扇は、表面梅花の下に、二つの薰爐より煙たちて側に片輪車ある圖を書き、文字を葦手に書き入れて「ちる梅の色も匂ひもそひつるに、なごかとはるゝ人はなからむ」の歌を寫し、裏面は即ちこゝに揭げたる圖にして、歌は「子の日する中にそだちてみどりなる、さがのゝこまつ霞たなびく」なり。その讀みかた「ねのひする」は起きたる男と臥せる女との寢伸「中にそだちてみどり」は少女を讀み「なる」の二字は、少女と松との間に文字あり「さがのゝ」の四字は松樹の

幹に書き入れ「こまつ」の三字は松下の石と鶴との形にまがへ「霞」は上部の霞を讀み「たな」の二字は霞の間に書き入れ「ひく」は「な」の字の末書を延ばしたるを讀むものとす。經卷口繪中の數點と本品とは、實に葦手繪の遺品中最も古く、且最も善美なるものにして、以て本紀の作風を觀るべきのみならず、又以て遺品を今に留めざる藤原紀の葦手繪をも想ひ見ることを得べし。而して前紀以來、我が國の扇は、往々直接に、又は多く高麗を經て宋に輸入せられ、頗る彼の土に珍賞せられき。されば宋の鄧椿の畫繼に曰く「倭扇、以松板兩指許砌疊、亦如摺疊扇者、其柄以銅壓鐶子、黃絲條甚精妙、板上罨畫山川、人物、松竹、花草、亦可喜、竹山尉王公軒惠恭后家、嘗作明州舶官、得兩柄。」松板は即ち檜を誤りしなり。畫繼に又曰く「高麗松扇、如節板狀、其土人云、非松也、乃水柳木之皮、故柔膩可愛、其紋酷似松柏、故謂之松扇、東坡謂、高麗白松、理直而疎折、以爲扇、如蜀中織樓櫚心、蓋水柳也、又有用紙而以琴光竹爲柄、如市井中所製摺疊扇者、但精緻非中國可及、展之廣尺三四、合之止兩指許、所畫多作士女乘車跨馬、蹈青拾翠之狀、又以金銀屑飾地面、及作星漢星月、人物麤有形似、以其來遠磨擦故也、其所染青綠奇甚、與中國不同、專以空青海綠爲之、近年所作尤爲精巧。」この謂はゆる高麗松扇及摺疊扇の我が國の扇なることは、その畫風に由り、又宋の郭若虛の圖畫見聞志及皇朝類苑に由りて明なり。圖畫見聞志に曰く「彼(高麗)使人每至中國、或用摺疊扇爲私覿物、其扇用鵶青紙爲之、上畫本國豪貴、雜以婦人、鞍馬、或臨水爲金砂灘暨蓮荷、花木、水禽之類、點綴精巧、又以銀泥爲雲氣、月色之狀、極可愛、謂之倭扇、本出於倭國也、近歲尤祕惜、典客者蓋稀得之。」皇朝類苑に曰く「熙寧末、余見日本扇、漆柄、以鵶青紙、如餠楪爲旋風扇、淡粉畫平遠山水、薄傅以五彩、近岸爲寒蘆衰蓼、鷗鷺佇立、景物如八九月、間艤小舟、漁人披蓑釣其上、天末有微雲、飛鳥之狀、意思深遠、筆勢精妙、中國善圖者、或不能也、索價絕高、余時苦貧、無以買之、每以爲恨、再訪都市、不復有也」。又宣和畫譜に曰く「日本國畫、不知姓名、傳寫其國風物、山川小景、設色甚重、多用金碧、考其眞、未必有此者、第欲綵繪粲然以取觀美也」。こも又前紀末の日本畫にして、本品及經卷口繪の如き裝飾畫の傳はりしなり。

第五十四　金光明最勝王經塔曼荼羅

陸中國磐井郡關山中尊寺は陸奥鎮守府將軍藤原清衡(大治元年七月十七日卒)の創建にして、その子基衡(保元二年三月十九日卒)、その孫秀衡(文治三年十月廿九日卒)相次いでこれを經營し、その經藏(寺傳天仁元年清衡建立、建武四年二階の上層燒失)の一部、金色堂(前註天仁二年建立は從來の寺傳にして、輓近發見せる棟木の記文に依れば誤れり、曰く「天治元年歳次甲辰八月二十日甲子、長一丈七尺、廣一丈七尺建立堂一宇、大工物部清國、大行事山口賴近、小工十五人、鍛冶二人、大檀散位藤原清衡、女檀安信氏、清原氏、平氏」)及三代奉納一切經の各一部分、金光明最勝王經塔曼荼羅等、今に現存して、當時平泉文華の盛況をしのばしむ。こゝにその最勝王經塔曼荼羅を掲ぐるに臨み、便宜一切經の事をも併叙せむに、三代の奉納經の中、清衡のは紺紙金泥行交にして、叡山東塔の僧自在房蓮光を招き、その功を督せしめ、元永二年より八箇年を費し、大治元年に至りて書寫し了りしものなり。中尊寺經藏古文書に曰く「(上略)右件於自在房蓮光者、爲金銀泥行交一切經奉行、八箇年內書寫畢、依之、且爲奉公、且爲器量故、御經藏別當職所定也、就中、令寄進御經藏蓮光往古私領骨寺(岩井郡の一村、蓮光は平泉の產か)、然而、限永代、任蓮光相傳致、御經藏別當並骨寺者、不可有他人妨、仍可分寺家宜承知之狀如件、天治三年丙午三月廿五日(中略)藤原清衡朝臣(在判)」。謂はゆる經藏別當は即ち大長壽院(經藏古文書に曰く「嘉承二年三月十五日建立)にして、寺傳一に西谷坊と云ひ、

西谷名目は即ち蓮光の著なりと云ふ。蓮光は久壽二年六月二十日を以て寂せり。その奉行に成りし一切經は黑漆螺鈿題名の函に納められ、毎卷亦金銀泥書の口繪ありき。今もその多少を存ず。基衡奉納の一切經は紺紙金泥にして、亦その一部分を現存し、黑漆螺鈿の函に納められ、毎卷金銀泥書の口繪ありしこと前者に同じ。その書寫年月を詳にせざれども、基衡は保元二年の卒去なれば、前紀末乃至本紀初に成りしものなること明なり。秀衡の奉納せしは宋版の一切經とす。前二者の口繪を比較するに、金銀泥經は金泥經よりも筆致細緻にして、後者は較ゝ壯拔なり。蓋し兩者共に、京都より繪佛師を召して書かしめしものならむ。金光明最勝王經塔曼荼羅は、古來同寺辯才天堂に安置せられ、經の文字を以て塔形を圖し、周圍に經中所說の事相を書き、以て毎卷一幀と爲したるものにして、十幀皆今に現存せり。その製作の年曆は、辯才天堂の建立と共に詳ならず。寶永二年本品修補の記には「是大金光明最勝王經十幅曼荼羅者、此御館之權太郞清衡始所建立也」と曰へれども、寺傳に依れば、そは誤にて、秀衡の書寫せしものなりと稱す。秀衡は文治三年の卒去なれば、今これを本紀に編す。上述の經卷口繪と共に、京下りの繪佛師の手に成りしにやとも想はるれども、畫風殊に靑綠傅彩の糊塗較ゝ凝稚なる所あるを觀れば、寺傳或は信ずべきものなるやも知るべからず。こゝに掲ぐるは第八幀最勝王經卷第八の文字塔全圖なり。現在の板裱裝及厨子は寶永二年の修補にして、同寺古文書に曰く「(上畧)右曼荼羅表具修造及新作御厨子幷御戸帳之寄附大檀家者、當國之太守松平前陸奥守從四位上左中將藤原朝臣綱村公、今者隱居、號上總介、是御臺大御前君也、(中畧)于時寶永二乙酉年秋八月二十辛亥日(下畧)」。

第五十五　源氏物語繪卷

世に隆能源氏と稱する繪卷物三卷あり。早蕨、宿り木、東屋一卷、栢木、橫笛一卷、夕霧、鈴蟲、御法一卷にして、前二卷は德川義禮侯の所藏に係り、後の一卷は即ちこゝに出す所のものなり。考古畫譜には、これと同じき繪卷物尙一卷尾州家に在りと言へり。されば合せて四卷を存するなり。尾州家の前の二卷は、寬政十一年八月住吉廣行これを鑑定して「源氏物語之內殘缺十段二卷、中務少輔隆親眞筆無疑者也」と言ひ、詞書は寂蓮法師と傳へ、同家藏の後の一卷は飛鳥井雅經卿の詞書なりと傳へたり。倭錦はこれ等の畫を隆能の筆とし、詞書を世尊寺伊房卿と爲せり。共に皆近古の鑒定にして、何れか當れるを詳にせず。されど雅經卿も寂蓮法師も、その年代共に隆能、隆親と合はざるが故に、詞書を永長元年六十七歲にて薨じたる伊房卿とし、畫を隆能として、兩者の年代略一致せる倭錦の說終に行はれ、晩近隆能源氏と通稱せるのみ。然れども固より明徵あるに非ず。その引目鉤鼻の畫法は、前出の嚴島經卷及檜扇と相似たれども、銀泥を賞用せるは、年代稍降れりと憶はるゝが故に、今前二品の後に編す。その書風、志貴山緣起及伴大納言繪詞等と異なりて、用筆纎柔、設色婉美を極め、人物の面相は宛も眠れるが如く、花にかこち月に泣いて戀愛を語りたる多感多情の士女を表現し、能く平安時代華奢文弱の思潮を具象して、宛然源氏物語の品調を況出せるもの、眞に優美の極致と謂ふべく、その製作の鎌倉時代に降らざるものなるや明けし。源氏物語は國文學上第一の大名作、別に說明を要せず。本品の詞書はそを抄錄せしものなり。こゝに掲ぐる圖は、その鈴蟲の卷の段、源氏の君月夜冷泉院に參りたまひし所にして「ふけぬるそらおもしろきに、わかき人々笛などわざとなくふかせたまひて」とある光景を書きしものなり。因みに言ふ。大阪上野理一氏所藏の法華經小册子一帖(竪六寸、幅三寸六分五厘)中の下繪も、その書趣頗る本品に似たり。蓋し略同年代の製作ならむ。

第五十六　傳春日光長筆伴大納言繪詞 圖其一乃至其三

伴大納言繪詞は、伴大納言善男の應天門を燒きし事の顚末を書きたるものなり。善男は左京の人、參議國道の子にして、仁明天皇に寵任せられ、忽ち累進して大納言に至る。清和天皇の御代に及び、時の左大臣源信を陷れて己の地位を高めむことを圖り、貞觀八年三月十日、その子中庸及家臣紀豐城と共に、夜竊に朝堂院の應天門に放火し、門及左右の栖鳳、翔鸞兩樓を燒く。善男仍りてこれを信の所爲なりと誣告し、その善くする所の右大臣藤原良相と議り、良相の姪にして、攝政藤原良房の養子なる近衛中將基經をして信を捕へしめむとす。基經これを良房に告ぐ。良房驚いて參內し、天皇に奏して信を庇護す。こゝに於いて善男の惡計は終に畫餠に歸せり。善男の火を應天門に放つや、左京の人備中權史生大初位下大宅鷹取偶ゝその處を過ぎ、善男等の所爲を目擊せしが、祕して語らず。鷹取の家は善男の家臣生江恒山の居に近し。一日鷹取の女恒山の子と爭ひしかば、恒山怒りて中庸の敎唆に從ひ、鷹取の女を打ち殺せり。こゝに於いて鷹取大いに憤懣し、恒山を罵りて暗にその主善男の放火の事をほのめかせしより、漸く露顯し、同年八月三日鷹取官の訊ふ所と爲りて終にこれを訴ふ。同二十二日善男等皆流刑に處せらる。越えて翌年、善男は伊豆の配所に死せり。事は三代實錄に見え、更に宇治拾遺物語に叙せられたり。この繪卷の詞書は初め少しく闕けたれども「おとゞはつゆをかしたることもなきに」より以下終りに至るまで、全文大かた宇治拾遺の文に同じ。全部三卷ありて、畫は土佐光長、詞書は飛鳥井雅經卿と傳へたり。雅經卿は、承久三年五十二歲の薨去なれば、光長の御堂御所の障子に畫ける承安三年は、その僅に四歲の頃なるが故に、稍疑はしきに似たり。昔嘉吉の頃、若狹松永庄の八幡宮の所藏にして、巨勢金岡筆と言ひ傳へたりし「伴大納言繪一卷」は、看聞御記嘉吉元年二月二十六日の條に出で、即ちこの繪卷物なるべく、元と一卷なりしを、後に分ちて今の如く三卷と爲しゝものかとも想はるれど、今の三卷を一卷に合せたらむには、餘りに大軸なるべきが故に、看聞御記の一卷は三卷の誤かも知るべからず。その後天明の頃は、轉じて同國小濱酒井侯の家臣武久內藏允庄兵衛の有たりしが、內裏御再造の時、殿舍建築參考の用として、天明八年十月、久我內大臣通明公より酒井家に命じてこれを奉らしめ、天覽に供へしに、叡感斜ならず。仍りて繪所に下して摸寫せしめ、寬政九年正月還附せらる。酒井家にてはこの名譽を喜びて、庄兵衛に時服一領、白銀十枚を賜ひしこと、本品に附して傳へらるゝ文書に詳なり。その酒井家の所藏に歸したるは近古の事ならむ。而して先の金岡筆の傳說は何時しか改まりて、或は藤原信眞(實の誤)と鑑定したる者あり。後更に光長の繪、雅經卿の詞書と爲り、古畫類聚目錄、本朝畫圖品目、古畫目錄、異本土佐系圖、倭錦等、諸書の記す所皆後者に一致せること、考古畫譜に列擧せるが如し。憶ふに、こは必ず繪所の鑑定に出でしなるべしと雖も、これを光長の筆に成りしことの疑なき年中行事繪卷の摸本と較べて、畫風の相似たるに徵し、又畫中の建築、風俗、器材等の尙正しく平安時代の風を傳へたるに合せ考へて、本品が光長の筆に係り、よしさらずとも略同年代の作なるべきことを信せざる能はず。こゝに揭ぐるは第一卷中の一部分、應天門の燒くるを見る群衆の一團(其一)と、第三卷鷹取官に訴ふる所(其二)及罪定まりし善男の家のありさまの一部分(其三)となり。惜むらくは、多年の卷舒に揉めて皴裂甚しきのみならず、顏料の石具は大かた剝落して、僅に下塗りの水彩を存じたる所多し。畫法は淡墨を以て先づ稿筆を下し、その上に濃墨を以て描線を勾起せる所少からず。その筆致草掃輕妙、敢て謹巧を事とせずして、圓轉磊落の趣、前の志貴山緣起とその調を異にせり。人物の姿態は頗る活動に富み、面貌には種々の變化を弄びて、往々滑稽に類するものあり。又表情の

過劇なるものあり。樹木は較〻稚癡なる所あるを見る。されど人物の衣服、甲冑等の彩色剝落せざる所を觀れば、その文樣、設色の巧緻頗る歎賞するに堪へたり。

第五十七　病草子繪卷

病草子は古繪目錄に「二卷、光茂、尾州名古屋にあり」と曰ひ、今名古屋關戸氏の所藏に係るもの二卷、考古畫譜に見えたる光貞の奧書ある「異疾之圖十七枚」の一卷、博物館に摸本ある「婦人の背に大なる瘤出たる、又婦人の頬に大きなる瘤出たる等」の一卷、故川崎千虎所藏の摸本の「下痢する女の圖を首として、死人を食ふ女の圖に終る、すべて十七段」の一卷、故岡田爲恭所藏殘缺三段「三老人の卷」一卷「開卷第一に屎まる女あり、卷尾に陰囊のおほきなる法師」ある一卷「黑漆朱蒔繪の椀四あり、此處の人物、水に梶の葉つきたる水干を着たり」と云ふ一卷、故柏木貨一郎所藏の「熱病」「鳥眼」の殘缺二葉(共に考古畫譜に見ゆ)及こゝに揭ぐる殘缺白子の繪一葉等あり。何れも元と一部數卷具足せしものゝ散せしとおぼしく、畫は光長、詞書は寂蓮法師の筆と稱す。寂蓮法師は建仁二年七月廿日寂せし人なれば、光長と年代善く合へり。たゞ本品の畫趣、大體に於いて伴大納言繪詞に似たれど、筆致は稍流暢なるが故に、必しも同筆とは定め難し。されど製作年代は略相如けるものならむ。

第五十八　餓鬼草子繪卷

餓鬼草子殘缺(又異本餓鬼草子、一卷)は、本朝畫圖品目及好古小錄に「畫工姓名不傳」とあれど、倭錦は光長の筆とせり。蓋し近古の鑑定なり。筆致全く病草子に同じきを見れば、蓋し同筆なるべし。今揭ぐる所は、詞書に「おなじき鬼、また人の死にたる親のために水を汲みてほどこす滴を、わづかにあたりつゝ、さて飮みて命をつぐなり」とある次の一段なり。博物館に田中納言摸寫の一卷あり。或はこれとは別本か。

第五十九　地獄草子繪卷 圖其一、其二

地獄草子と稱する繪卷物は、原本今存ずるもの四卷あり。その二卷は、考古畫譜に栢木貨一郎藏とありて、今益田孝氏の所有に歸し、一卷は男爵高橋是清氏の藏たり。後者は考古小錄、本朝畫圖品目及圖畫一覽に記されつ。又一卷岡山安住院に在り。共に畫は光長、詞書は寂蓮の筆と傳ふ。この餘尙數卷ありしものならむ。考古畫譜に、古摸本二卷住吉家に在りて、末に光長筆と記せりと曰へるものゝ如きは、卽ちこれなり。益田氏の二卷、その一卷は沙門の地獄、一卷は、星宿、天部、神蟲等の疫鬼、邪神を取り喰ひ、或は打ち殺す圖五段あり。その中には旃檀乾闥婆が鬼衆の首を鉾に貫ける圖、鍾馗が鬼の眼を抉りぬく圖等あり。和繪の鍾馗いと珍し。今揭ぐる所は、詞書に「山林の中に法華の持者ありて、大乘の義を思惟するところに、鬼神とび來りてこれをなやまさんとす、この時毘沙門天王佛法護持の爲めに、矢を放ちて鬼神を射る、鬼矢に中りて、地に墜ちて悲しむ」とある卷末の一段(其一)なり。高橋男爵の一卷は別所地獄七段を書けり。今揭ぐる所はその第二段(其二)にして、詞書に「また別所あり、名をば函量所といふ、むかし人間にありしと

き、斗升につけてわうぼうして、たみをなやまし、あるいはあきなひする人をなやまし、うたてかりしもの、この別所にむまる、このところにおにありて、ひとつのうつはものをもちて、くろがねのたけくおこりたるおきを、つみ人にはからすること、やまずしてひさし、くるしみしのぶべからず」とあり。三卷皆同筆と見ゆ。伴大納言繪詞の淡墨の草筆の上に勾起せる癡雅圓轉たる描法とは同じからで、肥瘦强き健筆もて自在に描破せり。然れども、そは主として鬼類に在りて、餓鬼草子中の鬼類と筆致極めて相似たれば、病草子以下皆同筆なるやも知るべからず。詞書の筆者寂蓮法師の年代も善く合へることは病草子に同じく、且本卷中の樹木の頗る伴大納言繪詞に似たるに徵すれば、縱令光長の筆に非ざるも、製作年代は亦略同じかるべし。

第六十　吉備大臣入唐繪詞

吉備大臣入唐繪詞(一卷、書五段)は、看聞御記に「嘉吉元年二月廿六日、抑若州松永庄八幡宮有繪云々、淨喜申之間、社家被仰借見、今日到來、彥火々出見尊繪二卷、吉備大臣繪一卷、伴大納言繪一卷、金岡筆云々、詞之端破損不見、古弊繪也、然而殊勝也、禁裡爲入見參召上了」とあれば、伴大納言繪詞と來歷を同うして、酒井伯爵家に入りしものならむ。好古小錄は畫を光長とし、詞書を卜部兼好とし、本卷の奥書にも「右吉備公行狀之圖、詞書吉田兼好法師眞跡、奇觀無雙也(中略)寬永十三年霜月上旬亞槐藤」とあれど、倭錦には詞雅經卿と爲せり。これを光長の畫と云ふは、住吉內記の鑑定に依れるものならむ(鑑定書あり)。蓋し人物の面相、樹木の畫風及衣褶の描法、共に稍伴大納言繪詞に近き趣あるが爲に、しか鑑定せしなるべけれど、筆致は較〻健獷なり。詞書の筆者と稱する雅經卿は、承久三年五十二歲にて薨せし人なれば、本品は或は鎌倉時代初の作ならむ。由來光長は、その傳記に承安の年號を見るのみなるが故に、今本紀に編せりと雖も、承安の頃、藤原隆信(次の時代に編せり)と世を共にせしことあれば、鎌倉時代にも亘りし人なるべければ、これ等の遺品は縱令光長の筆とするも、亦或は次の時代の初に屬して可なるべきなり。今皆便宜こゝに編す。

第六十一　聖衆來迎圖

謂はゆる飛雲來迎と稱する圖は、彌陀の本願、來迎攝取の慈意極めて切にして、往生願者の臨終に赴くの急なるを現はしたるものにして、淨土敎思想の大いに發達したる頃の所產ならざることを得ず。本圖は即ちこの種の遺品中最も古きものゝ一なり。その人物の描法、面相等は、前出高野山の涅槃圖に類し、樹木の畫風は稍巡寺八幡講の聖衆來迎圖に近しと雖も、その製作は淨土宗の開祖法然上人頃ならむと憶はるゝが故に、今姑く本紀に編す。

第六十二　十體阿彌陀如來圖

十體阿彌陀と云ふことは經軌に所見なきものゝ如し。憶ふに、淨土敎の大いに發達し、且信仰又は感見、意樂に依りて圖像を建立することの行はれし頃の作ならむ。されど畫風尙藤原紀の遺風を帶びたる所あるが故に、亦前者に附してこゝに編す。

Painter not known.

Owner. Ikitsushima jinsha.

Miyajima.

Aki.

第五十二 經卷口繪

法華經二十八卷 紙本金砂子地著色

第十七卷 全長一丈五尺、竪八寸五分

玆に出すものは第十七卷の口繪なり

安藝國宮島 嚴島神社藏

（第九十二頁參看）

妙法蓮華經分別功德品第十七
尒時大會聞佛說壽命劫數長遠如是無量
無邊阿僧祇衆生得大饒益於時世尊告彌
勒菩薩摩訶薩阿逸多我說是如來壽命長
遠時六百八十万億那由他恒河沙衆生得

[illegible]

-

Otorii - Itsukushima jinja,

Miyajima,

Aki.

第五十三　檜扇葦手繪

著色

長九寸九分、橫上部徑一尺六寸三分

安藝國宮島　嚴島神社藏

（第九十三頁參看）

Painted at Kioto.

[illegible] — Chojiu in,

[illegible],

Kikuchi.

第五十四　金光明最勝王經塔曼荼羅

全十幅　紺紙塔形文字金泥書著色

竪四尺六寸三分、横一尺八寸

茲に出すものは第八幅なり

陸中國平泉　中尊寺塔頭大長壽院藏

（第九十四頁參看）

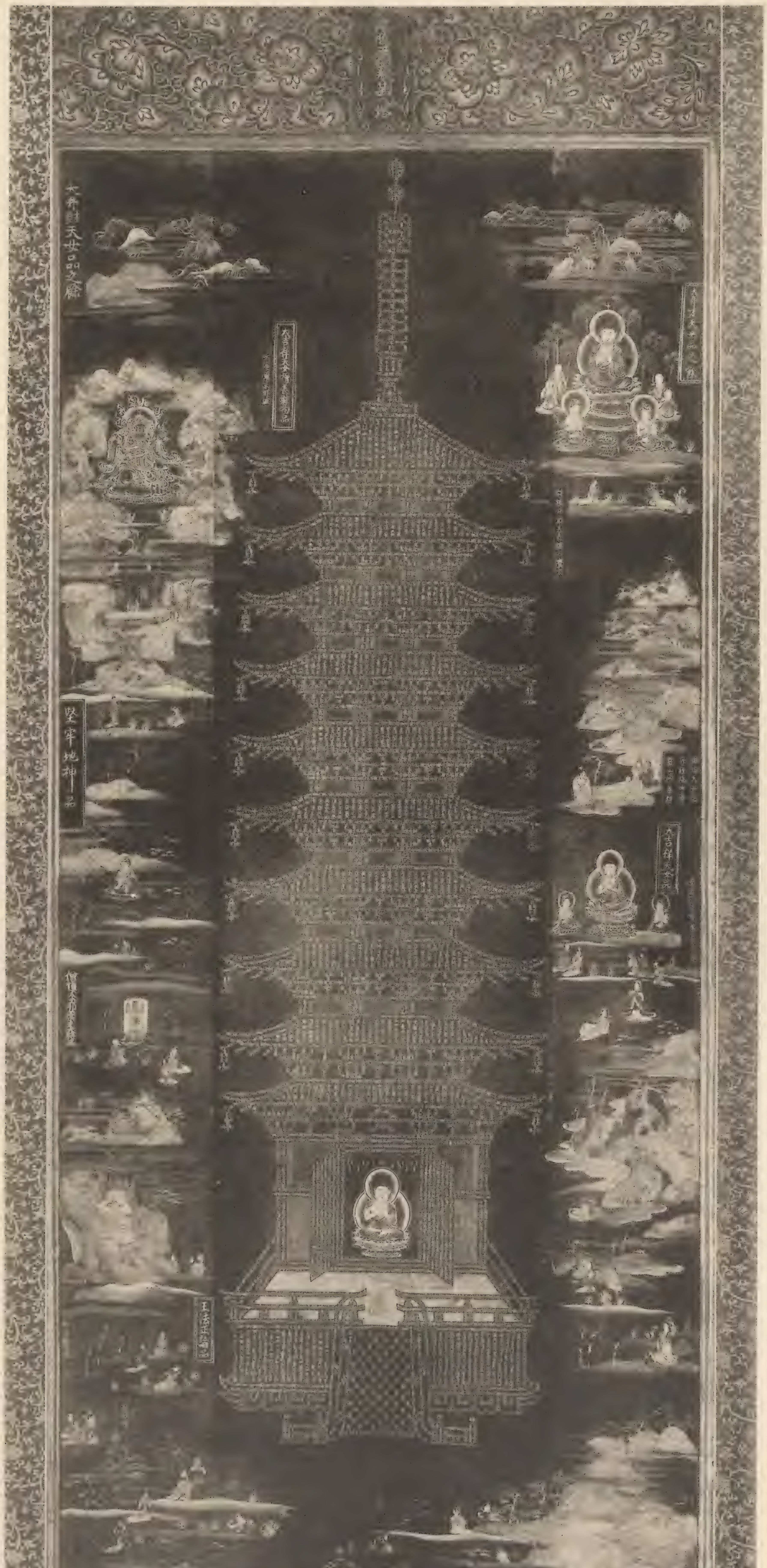

Painter - Takazaika ?

Ginza 4-Masuda.

Tokyo.

第五十五　源氏物語繪卷

紙本著色

全長一丈七尺六寸一分

竪七寸二分

玆に出すものは鈴蟲の卷の一段なり

東京　益田　孝君藏

(第九十五頁参看)

Painter — Kasuga Mitsunaga.

Owner — Count T. Sakai.

Tokyo.

第五十六　伴大納言繪詞　傳春日光長筆

全三卷　紙本著色

第一卷　全長二丈九尺三寸七分

第二卷　全長二丈八尺六分

第三卷　全長三丈三寸八分

竪各一尺四分

茲に出すものは第一卷の一段と第三卷の兩段なり

東京　伯爵酒井忠道君藏

（第九十六頁參看）

(第五十六頁參看)

東京　伯爵酒井忠道君藏

茲ニ出すものは第一卷の一段と第三卷の兩段なり

竪巾一尺四分

第三卷　全長三丈三寸八分

第二卷　全長二丈八尺六分

第一卷　全長二丈九尺三寸七分

全三卷　紙本著色

第五十六　伴大納言繪詞　傳春日光長筆

Painter — Kasuga Mitsunaga;

Owner — T. Hara

Yokohama.

第五十七　志ろ子圖

病草子の殘缺

紙本著色

竪八寸三分橫一尺二寸九分

橫濱　原富太郎君藏

（第九十七頁參看）

しろこゞふしのあをたけすくわ
うれしきも経もなきなくなをる
まなこもなしむのしわいましく
ろまうてまちいつてくるこゝあをさ

Panisto-Kawaga Metamnaga!

[illegible] Szegen 1/1.

Bégon

第五十八　餓鬼草子繪卷

紙本著色

全長一丈七尺八寸九分、竪九寸五分

備前國　曹源寺藏

（第九十七頁參看）

Painter Kasuya Mitsunaga.

Owner Baron K. Takahashi.

Tokyo.

第五十九　地獄草子繪卷

紙本著色

一卷　全長一丈八尺九寸二分、竪八寸六分

一卷　全長一丈二寸六分、竪八寸六分

玆に出す甲圖は此卷の末段なり

東京　益田　孝君藏

第一卷　全長一丈三尺四寸八分、竪八寸八分

玆に出す乙圖は此卷の一段なり

東京　男爵高橋是清君藏

（第九十七頁參看）

Parrott — Mistonnage?

Harvey — Count of Salvari.

Folly

第六十　吉備大臣入唐繪詞

紙本著色

全長七丈七尺六寸七分、竪一尺一寸

東京　伯爵酒井忠道君藏

（第九十八頁參看）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第六十一　聖衆來迎圖

絹本著色

竪四尺五寸六分横二尺七寸三分

大和國　興福院藏

（第九十八頁參看）

Painted by [illegible]

[illegible]

Kyoto

第六十二　十體阿彌陀如來圖

絹本著色

竪四尺五寸三分横二尺一寸三分

第一　全圖

第二　一部分

京都　知恩寺藏

（第九十八頁參看）

第六十二　十體阿彌陀如来圖

紙本著色

竪四尺五寸三分横二尺一寸三分

第一　全圖

第二　一部分

（第九十八頁参看）

京都　[illegible]寺藏

第四編　鎌倉時代（後鳥羽天皇より後醍醐天皇まで）

時代の區畫、世風

後鳥羽天皇文治二年、源頼朝鎌倉幕府の創立より、後醍醐天皇元弘三年、新田義貞が北條氏を滅ぼすに至るまで、約百五十年間、政權の所在に從ひてこれを鎌倉時代と稱す。今この時代に於ける世風の一斑を考ふるに、武家政治の結果たる武士道の發達、外に向ひては能く元寇を擊攘し、內に在りては、前代の優美に反せる武斷簡率の氣風をして殆ど天下に瀰漫せしめしを見る。

文學

されば、漢學の衰へたる文學界は、藤原末期以來の諸家日記（前編多く引用せるもの）に沿源せる一種異樣の漢字俗文を生じて、事を記すれば則ち足るに甘じ、行政の文書より記錄、消息等に至るまで、皆專らこれを用ゐき。吾妻鏡（文永四年成）の文の如き、即ちこれなり。たゞ本時代の中頃、南北朝乃至室町時代に於ける漢學復興の伏線として、北條實時（或は顯時、或は貞顯とす）の金澤文庫の創設（文永頃か）及五山文學の先驅として、僧師練が元亨釋書（元亨二年成）の著等ありしのみ。和文は前代の大鏡、（藤原爲業作、崇德朝）今鏡（嘉應二年成）に繼いで水鏡（中山忠親作、建久頃）あり、又十六夜日記（阿佛尼作、弘安三年頃）等ありと雖も、到底前代の古雅に比すべくもあらず。本時代の末に至りて、僧向阿の三部假名抄（元亨頃成）兼好法師の徒然草（建武頃成）等、中古國文の一格調、僅にその掉尾を爲せるのみ。されば、本時代の思潮を代表せる文學としては、新に起りたる一種の和漢混体文なり。平家（信濃前司行長の作と稱すれど、詳ならず）保元、平治物語、源平盛衰記（並に葉室大納言時長の作と稱すれど、詳ならず）等の軍記類、及十訓抄（建長四年成）古今著聞集（建長六年成）等の傳記類、何れもその文の簡率自在を以て、最も當代に行はれぬ。

宗教

宗教も前紀に成りて盛に本時代に行はれたる法然の淨土宗（承安四年立宗）を首めとし、榮西の禪宗（建久三年傳）親鸞（康治二―貞永元年）の一向宗、日蓮（貞應元―弘安五年）の題目宗、及知眞（延應元―正應二年）の遊行宗等、宗風皆簡率熱烈を旨とせり。

演藝

演藝の如きも、猿樂の滑稽舞、田樂の手技及その伴奏の器樂、何れか簡素ならざりける。

繪畫の風尚

かくの如き世運に際して、畫苑の趨勢も亦おのづから變化するは自然の數なり。即ち本時代に最も行はれたるものは、前に擧げたる軍記、傳記の諸書と、その製作の理想を同じうし、主として寺社の緣起、神佛の靈驗記、高僧の傳記及戰爭記を畫ける繪卷物と肖像畫とを推さざるべからず。繪卷物はその趣味頗る簡率にして、深く構思刻意の痕を存ぜず。見聞の事實を法爾に描寫し、小品ながらも、技巧甚だ健拔にして能く自然の概相を傳へ、人馬の活動より景色の寫生に至るまで、極めて自在なるもの多く、宛も和漢混體文の風致に似たり。肖像畫は謂はゆる似繪にして、單純なる寫實の思想より出で、殊に本時代に入りて發達せるものなり。その流行の極、終に牛馬似繪と稱したる動物肖像畫あるに至れり。佛敎畫は前代より行はれ來りしものなれば、かゝる思潮の影響顯著ならずと雖も、淨土宗の盛に弘められしに伴ひて、聖衆來迎圖の遺品殊に多く、王朝紀以降の顯密二敎風は漸く混和し、前代の遺風を祖述して儀軌に依順せる純正密敎畫の外、諸社祭神の本地佛即ち日吉、熊野の御正體及春日曼荼羅等の類、并に普賢十羅刹女、清瀧權現等の如き國俗化したる圖像、前紀より始まりて專ら行はれ、又禪宗の傳はりしより羅漢像漸く起り、宋元の影響益ゝ著きことを致して、宅磨の畫風最も行はれたりき。

本時代に於ける繪畫鑑賞の事も、亦往々史乘に散見せり。著聞集に曰く。「東大寺供養（文治元年）の時、鎌倉右大將上洛ありけるに、法皇より寶藏の御繪共を取出されて、關東にはありがたくこそ侍らめ、見らるべきよし仰つかはされたりけるを、幕下申されけるは、君の御祕藏候御物に、いかでか賴朝が眼をあて候べきとて、恐をなして、一見もせで返上せられにければ、法皇は、定て興に入らんと思召たりけるに、存外にぞ思食されける」。明月記承元二年六月廿五日の條に曰く。「宗宣、以經、清範等、相共參最勝四天王院、爲見障子也」。勘仲記弘安七年四月廿一日の條に曰く。「御書虫拂之間、大內畫圖所拜見也」。關東武將の沒風流、京人の雅賞と相反映せるを見るべし。然れども吾妻鏡建曆二年十一月八日の條には、鎌倉にて繪合ありしことを錄して曰く。「於御所有繪合之儀、以男女老若相分左右、被決其勝負、（中略）面々結構尤甚、或自京都尋之、或態令圖風情、廣元朝臣獻覽繪者、圖小野小町一期盛衰事、朝光分繪者、吾朝四大師傳也、數卷之中、此兩部頗及御自愛、仍老方勝訖」。これ實朝の風流なり。京都にては猶さら繪合も行はれき。古今著聞集に左の記事あり。

後堀河院御位すべらせ給て、內大臣の冷泉富小路亭にわたらせ給けるに、天福元年の春の頃、院、藻壁門院の方をわかちて、繪つくの貝おほひありけり。大殿攝政殿、女院の御方にぞおはしましける。一方にしかるべき女房達四五人ばかりにて、日かつきには及ざりけり。先女院の御方負させ給て、源氏繪十卷、だみたる料紙にかいて、色々の色紙に詞はかゝれたりけり。能書の聞えある人々ぞかゝれたる。からの唐櫃になん入られたりける。御妬に院の御方御負ありて、小衣の繪八卷、又さま〴〵の物語ませて、四季に書て、一月を一卷に、十二卷にせられたりけり。料紙、こと葉、源氏の繪のごとし。其外雜繪二十餘卷、あたらしく書出して、おなじくからの櫃二合に入られたりけり。あはせて三合也。又風流の繪など、小衣の繪に入て、くはへられたりけるとかや。御負わざの日になりて、殿たち女院の御方に參給て、せめ申されければ、ふるき繪のいま〴〵しげにやぶれたるを二三卷、近習の殿上人の小童なりけるして、進せられければ、樣々にきらひ申されて、いと興有けり。其後祕藏の繪どもは出されけり。兩方の御繪ども、姬君方へまいらせられけるが、失させおはしましてのち、四條院へ參りたりけり。其後內侍のかみへぞまいりける。今はいづくにか侍らん。時代いく程もへだゝり侍らねども、御ぬしはおほくかはらせ給ぬ。はかなき筆のすさみなれども、繪はのこりてこそ侍らめ。あはれなる事也。

龜山院の時にも繪合ありて、藤原爲信卿の畵、定成朝臣の詞書せし文永十一年賀茂祭繪卷を、經業卿の調進せしこと、同卷の奧書に見え、大平記にも、一宮御息所事の條に、又左の記事あり。

或時關白左大臣の家にて、なま上達部、殿上人、餘た集て、繪合の有けるに、洞院の左大將の出されたりける繪に、源氏の優婆塞の宮の御女、少く眞木柱に雲隱れしたる月の、俄に最あかく指出たれば、扇ならでも招くべかりけれとて、撥を揚げ、さしのぞきたる顏つき、いみじく﨟闌て、匂ひやかなる氣色、云ばかりなく、筆を盡してぞ書たりける。一の宮この繪を被御覽、無限御心に懸りければ、此繪を暫く被召置、みるに慰む方もやとて、卷返卷返、御覽ぜらるれども、御心更に慰まず、云々」。

又著聞集に左の記事あり。以て當時の好尙を察するに足る。

一條前攝政、左大臣におはしましける時、居すへたてまつらんとて、一條室町の御所を、光明峰寺殿前備中守行範に仰て、修理せられにけり。寛元三年十月廿七日御わたまし有けり。つくりども〻少々あらためられけり。寢殿二棟の障子より、つねの唐繪は無念也とて、平等院寶藏の四季の御屛風を、二條前關白殿長者にておはしましけるに申されて、取出してうつされにけり。人々の姿もみな昔繪にてぞ侍るなる。いと見所あり。武德殿の競馬の所に、みもしらぬ人のすがたどもおほかり。嵯峨野の御幸に、御輿の上に虎の皮をおほひだるなど、ふるき事どもをかゝれたる、いと興有り。承保の野行幸には、虎の皮をばおほはれざりけるとなん。近衞大殿の御相傳の屛風どもは、皆寶物にて侍うへ、そんじたればとて、四季の大和繪を、一月を一帖に書て、あたらしく調せられたるとなん。可然事の時、客の座に立らるゝ也。元日の節會は、豐樂院の儀をぞ書て侍なる。延喜の御時の月の宴、御溝水のながれやうなど、ふるきにたがへずかゝれたる。いと興ある事になん侍なる。

繪卷物、似繪佛教畫、屛障及雜畫の分叙

そも〳〵平安時代の末に至るまでは、年曆頗る古きが故に、繪畫製作の遺品は、その筆者の明ならざるもの多きに居ると雖も、本時代に至りては、知名の畫家にして、その傳記と共に信ずべき作品を存ずる者少からざるが故に、前諸編の如く、作者の傳記と遺品の考證、解說とを別輯せむは、その變遷の迹を見るに不便なり。然れども未だ後代の如く、流派に依りてこれを分つに宜しからず。こゝを以て、本編はこれを繪卷物、似繪、佛教畫、屛障及雜畫の四章に分叙すること左の如し。

第一章　繪卷物

繪卷物の流行

繪卷物は、實に本時代繪畫製作中の最大部分にして、而も遺品の最も多きものなり。その濫觴は遠く藤原紀に始まり、平家紀に至りて、早く光長の名手出で、六十卷の年中行事等成りしほどなりしが、本時代に入りて、益々その大流行を見るに至り、畫苑の作品は、殆ど全くその占むる所と爲りきと謂ふも不可なきが如く、呼びて繪卷物時代と稱するに堪へたり。今先づその史書に見えたる資料にして、畫家傳又は遺品に繫叙するに宜しからざるものを列擧せむに、吾妻鏡元久元年十一月廿六日の記に曰く、「將軍家、日來仰畫工、於京都被圖將門合戰繪、今日到來、掃部頭入道所調進也、二十箇卷、納蒔繪櫃、殊自愛云々」。又同書承元四年十一月廿三日の記に曰く、「奧州十二年合戰繪、自京都被召下之、今日御覽、仲業依仰讀申其詞」。明月記貞永二年三月廿日の條に曰く、「又蜻蛉日記十所許撰出、同送金吾許、紫日記、更科日記、（中宮大夫書進之、承明門院被撰其所、已書出進入了云々）其外蜻蛉所殘歟、仍令書出之、近日此畫圖又世間之經營歟」。吾妻鏡建曆三年三月廿八日の條に曰く、「長定朝臣獻繪二十箇卷、（納蒔繪櫃）古今以下三代集中、撰女房作者、取其詠歌竝事書之意圖之、將軍家甚御入興」。又寬喜四年正月四日の條に曰く、「後鳥羽院御時朝覲行幸繪、自京都被進之、將軍家今日有御覽、陰陽權助淸時朝臣依仰讀彼詞」。大外記師光記寛元四年正月廿九日天皇讓位の事の條に「御行列圖」あり。續史愚抄文永十一年四月の條の引用書に「祭繪詞」あり。又公敏卿記文保二年十月十三日の條にも「鹵簿圖二卷」あり。その餘本編總說中繪合せの條に見えたる小野小町一期盛衰事、四大師傳、源氏繪十卷、小衣の繪八卷、さま〴〵の物語四季十二卷、雜繪二十卷等よりして、後に叙する所の諸

家の製作及筆者不詳の繪巻物に至るまで、その數極めて多きを思へば、繪巻物流行は實に盛なりしと謂ふべきなり。

本時代に成りしと考へらるゝ繪巻物の遺品を尋ぬるに、藤原信實後に出づ及住吉慶恩の筆と傳稱し來りしもの、最も古きが如し。先づ左にこれを掲ぐ。

藤原信實筆と稱せし遺品

第六十三　北野天神緣起

我が國文道の神として百世に廟食する天滿大自在威德天神菅原道眞の傳を、繪巻物に書きしもの少からずと雖も、藤原信實の筆と傳ふる八巻を最も古しとす。謂はゆる承久本、根本緣起これなり。第一巻の初段、菅公の父是善卿と對話する所より、第六巻の末段、醍醐帝御落飾の所に至るまでにて、菅公に關する事蹟を書き了り、第七、第八の兩巻は詞書なくして、地獄變相及天人衰相等を圖したり。これ蓋し製作當時の佛教觀念に出で、人間善惡業の因果應報及榮枯盛衰の世相等の聯想印象を起さしめむが爲に、巻末にこれ等の間段を加へたるのみ。元この繪巻の裏面に貼附せりし稿畵を集めて、今別に一巻と爲してこれに添へたり。この繪巻曾て北野を逸出して久しく所在を知らざりしが、目代照世と云ふ者四方に索めて、これを和泉の某寺に發見し、文祿五年終に本社に還納することを得たるよし、第一巻の奥書に記されたり。詞書の作者は菅公九世の孫爲長卿(保元三－寛元四年)にして、第一巻の文中に「承久元年己卯今にいたるまで」とあれば、承久元年頃に成れるものなること明なり。詞書の筆者は後京極攝政藤原良經公と傳へたれども、良經公は建永元年に薨じたる人なれば、信じ難し。されば、考古書譜には「光明峰寺殿ならむと或人いへり」と言ひ、又「此詞書一筆にあらずとおもはる」と言ひ、倭錦には「詞四筆」と言へり。光明峰寺藤原道家は良經の子にして、建久四年より建長四年までの人なるが故に、承久元年はその二十七歲に當りて時代合へり。されど、若し一筆に非ずとすれば、爾餘の筆者は未だこれを知らず。その畵の信實の筆なりと云ふは、近古の鑒定にして、これを信實の眞蹟殆ど疑なき後出の三十六歌仙に較べて、畵風の全く異なるに徵すれば、信じ難し。而もこれを承久元年頃の作とすれば、信實が四十三歲の時なるに、考古書譜は「此畵信實朝臣老後の筆にして、爲繼卿(信實の子、後に出づ)の合作あるべくおぼゆ」と言へるは、何の據る所あるを知らず。今掲ぐる所は第二巻の初段なり。詞書に曰く「貞觀十二年青陽のころ、都良香が家にて、門生等が弓あらそひけるに、ゆきあひ給ける。人々思樣、この君はとぼそをとぢ、とじきみをいでずして、机案にみちをくだしつゝ、弓のもとすゑはしらせ給はじとおもひて、心みに御弓いさせ給てんやと申給ければ、ゆばについたちて、弓にやをさしはげて、ひきまはし給けるすがた、養由がかひなつき、まのあたりみつるかなと、おの〳〵めもをどろくほどに、ふたゝびはなち給ば、ふたゝびあたり、もゝたびはなち給へば、もゝたびあたる。昔もきかず、今もみず。いきほい、たいはい、たとへんかたおはしまさず。都良香人々をどろきあざみ申ける云々」。

第六十四　紫式部日記

紫式部日記の繪巻は、今零本三巻を存す。その秋元子爵所藏の一巻は、即ちこゝにその一部分を掲ぐるものにして、近古誤り傳へて榮華物語と稱し、

倭錦にも「榮華物語」と記したれど、駒競行幸繪卷などゝ混錯せしにもやあるべく、本品の詞書を見れば正に紫式部日記の文なり。蜂須賀侯爵家一卷を藏せらる。他の一卷は久松子爵家に在り。丹鶴叢書中に紫式部日記畫卷一册ありて、現存の三卷を兼ね備へたり。考古畫譜には「畫左京權大夫信實朝臣、詞後京極攝政良經公」とし、倭錦の說も亦これに同じ。信實朝臣は治承元年より文永二年までの人にして、良經公は建永元年三十八歲の薨去なれば、この繪卷を建仁、元久頃の作と見れば年代は略合へり。然れども三十六歌仙に較ぶれば、頗る畫風を異にするが故に、信實の筆には非ざるべく、却りて隆能源氏に似たる趣ありて、引目鉤鼻の遺風を存せり。蓋し本時代初葉の一遺品にして、或は前述の明月記に見えたるものなるやも知るべからず。この日記は、紫式部が一條天皇の中宮上東門院彰子に事へて、寬弘五年秋より同七年正月に至る間の事を錄したるものなり。こゝに揭ぐる圖は、寬弘五年九月、中宮の土御門殿に於ける皇子(後一條天皇)御產後の一段なり。詞書に曰く「七日(十月)には、おほやけの御うぶやしなひ。くら人の少將みちまさ(道雅)を御つかひにて、ものゝかずかずかきたるふみ、やないばこにいれてまいれり。やがて返給。勸學院の衆ども、あゆみつゞきてまいれる、けざむ(見參)の文、又けいす。かへし給。(中畧)御丁(帳)の中をのぞきまいらせたれば、かく國のおやともてさはがれ給うるはしき御氣しきにも見えさせ給はず。すこしうちなやみ、おもやせて、おほんとのごもれる御ありさま、つねよりもあえかに、わかくうつくしげなり。ちいさきとうろを、御帳の中にかけたれば、くもりなきに、いとゞなき御いろあひ、そこひもしらずきよらなるに、こちたき御くしは、ゆひてまさらせ給わざりけりと思。かけまくもいとさらなれば、えぞかきつゞけ侍らぬ(下畧)」。

第六十五　華嚴緣起

華嚴緣起一に華嚴宗祖師繪傳と云ふ。元と八卷ありしが、二卷紛失して今六卷を高山寺に藏せり。第四卷の初に貼紙ありて記して曰く。華嚴宗祖師義湘大師繪四号、明惠上人繪三号、元曉大師繪二号以上九号、(中畧)元龜庚午七月廿一日□僧□□」又高山寺古寫本題跋備考に擧げたる古文書に曰く「一、華嚴祖師繪傳納二戸棚一納レ之六卷、(肩書に「義湘、元曉繪、今度納二意箱一納レ之云々」とあり)御詞栂尾上人、繪信實朝臣、御書光明峰殿道家公、岡屋殿兼經公、助筆北山殿公經公、開田御室御名法助、峰殿御子也、此內、法を敬重し、開田御室筆、夜すでにあけて、同御筆、新羅國の大王、峰殿御筆、義湘の船旣に唐に入、岡屋殿兼經公、すでに新羅にいたりて、同御筆助筆公經公、右八卷之內二卷散亂、元和二年七月改定、菊淵、俊怡」。現存の六卷は蓋し義湘大師繪四卷、元曉大師繪二卷ならむ。その信實筆と云ふは、近世繪所の鑑定に非ずして、古來の寺傳なること、元和の古文書に見えたるにて知られ、詞書の作者及筆者の年代も皆善く信實に合へり。(明惠上人は安貞元年六十歲、光明峰寺殿は建長四年六十歲、岡屋殿は正元元年五十歲、北山殿は寬元二年七十四歲、開田御室は弘安七年五十八歲歿)然れどもその草筆輕放の畫風は、亦三十六歌仙に同じからず。されば强ち信じ難し。而も又北野緣起と同筆とも思はれず。こゝに揭ぐる所は、第六卷の一部分とす。

住吉慶恩

住吉慶恩はその傳甚だ不明なり。或は春日隆親の男とし、或は高階隆兼(後に出づ)の男とし、或は住吉法眼と云ふ者の子と爲し、幼名を聖壽丸と云ひ、攝津住吉の繪所にして、法眼に叙せられしと傳ふ。(土佐家系、土佐狩野兩家系圖、土佐住吉繪所系譜、住吉家所傳土佐系圖)隆兼の子とするは年代全く合はず。(後出隆兼の條參看)隆親の子とす

るかた、或は正しからむ。さるは、隆親は前紀の人にして、普通本時代の初めとする慶恩の年代にふさはしく、土佐住吉繪所系譜に曰へる「後白河院頃の人、建仁中人」にも合へればなり。古畫備考に曰く、「春日曼荼羅（宮曼荼羅四幅、鹿曼荼羅三幅）、已上七幅、右者明惠上人大病之時、春日社ニ祈念致、快氣之後、時之繪師住吉法眼慶恩ニ命、此曼荼羅七幅ヲ畫シメ奉納之」。この事果して實ならば、明惠上人（後に出づ）の年代（安貞元年寂、六十歳）より推して、慶恩も亦本時代初葉の人なるに似たり。而して又試に慶恩の筆と傳稱せる繪卷物の詞書筆者を調べ見るに、平治物語（後に揭ぐ）の壬生家隆卿は嘉禎三年八十歳、當麻曼荼羅緣起（後に揭ぐ）の後京極攝政良經公は建永元年三十八歳、灌頂之卷（一卷、一に小柴垣草子とも云ふ、春畫なり、或は信實筆とも稱す、詞書の筆者は倭錦後白河院とし、畫圖品目、柳庵隨筆は爲家卿とす）の後白河院は建久三年六十六歳、冷泉爲家卿は建治元年七十八歳、不動利益緣起（一名證空繪詞、詞書三人合作、考古畫譜に曰く「了悅曰、此繪詞卷今淺草元町伊勢屋四郞兵衛藏せり」、（青地））の世尊寺伊經卿は安貞元年、（享壽不詳）世尊寺行能卿は建長七年七十七歳、光明峰寺攝政道家公は建長四年六十歳、地藏緣起の慈鎭和尚は安貞元年七十一歳までの人なれば、これに依りて推算するに、その畫者と稱せらるゝ慶恩は、仁安乃至嘉禎頃の人（畫工略傳）と爲り、建久乃至承久頃を、その製作の盛時と見るべきもの、如し。本朝畫史に、「住吉法眼不知姓名、善佛像人物、兼能花草、畫法比宅間則稍草、和州法隆寺有聖德太子行狀六幅、又當麻寺有中將姬緣起二幅」と曰へるもの、或は慶恩か。又灌頂之卷に、豐後法橋の筆と傳ふる異本（本朝畫圖品目）あり、本朝畫史に、「豐後法橋不知姓名、學畫於覺玄阿闍梨、畫八坂法觀寺緣起」とあるを、黑川春村は覺玄を日野資長（建久六年薨、七十七歳）の子なるべしと爲し、それより推して「豐後法橋を慶恩同人と見る時は、時代よくかなへり」、「慶恩の法眼に叙せざる以前の稱にはあらじか」、又慶恩「實は隆親の子にて、住吉神職永俊の養子と爲れるか」と曰ひ、朝岡興禎は、住吉法眼永俊の條に、畫工便覽の「好丹青、圖繪琢磨之風格、佛像名人、于世謂住吉法眼」を抄記して、「按に、永俊は慶恩のことなるべし、或其代々の內か」と曰へり。然れども、上記古畫備考春日曼荼羅の事は、住吉家の文書に出でしとおぼしくて、典據固より正確ならざるのみならず、更に慶恩より始めて春日と稱す、其子孫其寫を畫く事を世々にす、仍りて春日と稱號すること數代也、其後土佐と稱す」と曰へることと愈々怪しく、又同書に、「慶恩、住吉家の說に、凡古畫の中に、慶恩程の巧手は無之由被申、然共、住吉內記所持の慶恩筆の地藏緣起卷物を見れば、格別の名畫とも不見、又此卷物も時代わかく覺候由」などあるをも併せ考へて、熟々これを惟ふに、慶恩は元と後出の慶忍の誤傳に出で、作者の名を逸したる繪卷物の佳品をその筆と云ひ做し、終に慶忍よりも年代古き別人と爲りしものか。されば、古畫備考にも、「慶恩、畫史作慶忍」と言へり。その幼名の聖壽丸も、慶忍の子聖衆丸の混錯には非ずや。或は知らず、これ蓋し江戸時代住吉繪所再興の時の系圖上作爲にして、謂はゆる「以住吉法眼慶恩之末無之故、以廣通起住吉家」に至りしに非ざることなきやを。因みに言ふ。本時代の頃、住吉の社に繪所ありしや否やは、少しく疑はしきふしなきにしも非ず。住吉、宅磨、粟田口、芝の四家は、本時代より南北兩朝時代に亘れる春日繪所なりと傳へて、謂はゆる四法眼（住吉法眼の外、後に出づ）を輩出し、慶忍もその因果經の自署（後に出づ）に「住吉住人」と記し、本朝畫史には「介法橋、不知姓名、攝州住吉人」と曰へり。されば、住吉に住せし春日繪所の一家ありしものか。扶桑名工畫譜永俊の條には「住吉法眼は春日繪所、而住南都」とあり。尚後考を期す。

慶恩の筆と稱せし遺品

上述の如く殆ど非實在の人物らしき慶恩の筆とて、近世住吉家等の鑑定上傳稱し來りし繪卷物は、前に擧げたる外、法相祕事繪詞、(倭錦曰「南都御門跡」)(一乘院)太子繪傳、(倭錦曰「小圖天王寺什物」)太子眞向御影、(同上)松島圖、住吉神影、(松鷺二幅)春日曼荼羅(井に倭錦等に出づ)等ありと云ふ。今左の二品を掲ぐ。

第六十六　平治物語（圖其一、其二）

平治物語繪卷は元と何卷ありしものなるや、定かならず。或は保元、平治兩物語完備せしものゝ散逸したるならむか。今原本の存ずるもの、三條殿夜討之卷(米國ボストン聚珍館藏)信西獄門之卷(男爵岩崎小彌太君藏)六波羅行幸之卷(伯爵松平直亮君藏)の三卷あり。その外に待賢門合戰之卷、六波羅合戰之卷、常盤之卷の摸本三卷を傳ふ。六波羅合戰之卷は考古畫譜にも「不具着色、既失原本所在」と註せり。待賢門合戰及常盤の二卷は、倭錦に土佐光顯の書き繼ぎたりと爲せるものならむ。而して原本の三卷は、倭錦に、畫は住吉慶恩、詞書は家隆卿と爲し、又六波羅行幸之卷は、古く光信の筆と云ひし外、別に傳説又は考證あるを知らず。この繪卷は、二條天皇の平治元年冬、藤原信賴、源義朝等反を謀りて兵を擧げ、平清盛これを討平したる騷亂の事跡を畫けるものにして、こゝに掲ぐる所、其一は、獄門之卷の中、信西の首大路を渡さるゝ一段、其二は六波羅行幸之卷の末段、詞書に「越後中將成親、信賴卿の耳にさゝやぎけるは、夜べ六波羅へ行幸なりたりとて、六波羅にはいとゞ軍兵まいりかさなれるよしいひければ、よもさる事あらじとて、はしりまはりて見たてまつれば、主上、中宮もおはしまさず、上皇、女院も見えさせ給はず、新大納言別當もなかりければ、(中略)この人々にはかられにけり、やすからぬものかなとて、護法などの樣にをどりあがり〳〵しけれども、いたじきのみひゞきて、そのかひなし」とある所なり。

第六十七　當麻曼荼羅緣起（圖其一、其二）

この緣起繪卷物は、狩野永眞嘗て鑑定して、土佐古將監筆と爲し、新編鎌倉志は土佐光興筆と記したれど、古畫類聚目錄、古畫目錄、倭錦等、皆慶恩の筆と爲せり。人物の描法は較〻平治物語に似たれど、馬は大いに畫風を異にせり。されば、平治物語と同筆には非ざるべけれど、製作の年代は略相如けるものならむ。今掲ぐるもの、其一は上卷中の一段、中將姬法如の父豐成が蓮の莖を姬の許に送れる所、其二は下卷、寶龜六年三月十四日法如終焉の時、彌陀來迎のありさまなり。

宗内兼康

內舍人宗内兼康は本時代初期の畫人なり。建永二年、撰ばれて、新御堂の障子に畫くべき命を受け、その繪樣を進めしこと、明月記同年四月廿一日より六月四日までの條に出で、「その畫きし圖名も同書に見えたり。「宗内兼康十二間、(付腋障子三間、弘間、)難波、住吉、葺屋、布引瀧、(弘間)生田社、(已上雙)泉河、小墟山(腋障子一間已上雙)末松山、墟竈浦、(腋障子一已上雙)、阪廡浦、(腋障子一)明石浦、志賀廡市(已上雙)」即ちこれなり。五月十六日の記に曰く。「兼康來云、名所事、以傳々說難書出、明石、須万、非幾路、罷向各見其所、書進繪樣、若有遲々者恐乎、予云、此事雖片事可急事也、但云當時云後代、尤可恐紕謬、揚鞭向其所、且爲後代之談歟、何事在乎」。蓋し行いて實景を寫しゝならむ。當時名所繪の流行せしは、この事及後出の伊勢新名所繪歌合等に徵すべく、又後期の繪卷物

に見るが如き本時代に於ける景色の進歩の誠に偶然に非ざる所以、以て見るべきなり。而して明月記五月廿四日及六月四日の條に「兼康持参繪樣」とあり。又同記建暦三年四月廿六日法勝寺塔供養勸賞の條にも兼康の名見えて、「追賞可申請」とあり。寛喜元年十一月十四日の條にも、兼康が畫ける屛風の事見ゆ。その遺作と稱する能惠得業繪一卷は、古來高山寺に襲藏せられ、高山寺古寫本題跋備考に元和二年の古文書を引いて、「兼康繪能惠得業繪（禪定院）」とあり。寺社寶物展閱目錄には。「兼康筆繪卷一卷（此禪定院在之）」と記し、古畫備考にも「今栂尾有兼康繪本」と言へり」。今高山寺に存せず。左に廣隆寺所傳の同名の繪卷を附載せむ。

第六十八　能惠法師繪詞

太秦廣隆寺の能惠法師繪詞は、倭錦に行長（後に出づ）の書、寂蓮の詞書と爲せれど、行長の遺作荏柄天神緣起とは書風の全く異なると、その健拔なる筆致の本時代後期の物に類品鮮きとに徵すれば、行長の筆には非ざるべく、他の世系の畫門に屬せざる特殊の畫人兼康の筆として、その特殊の畫風の諸はしきに考ふれば、或は舊高山寺所藏の能惠得業繪即ちこれなるやも知るべからず。若し然りとせば、考古畫譜に見えたる華嚴緣起裏打紙の元龜元年の文書に言へる兵亂の時にもや逸せしものか。今にしてこれを詳にし難し。世往々この繪の斷片とおぼしきものを傳へ、考古畫譜にも記載せられたれば、本品も蓋し完本ならざるべし。固より兼康の筆と定むべきには非ざれど、今姑く便宜こゝに編す。揭ぐる所の圖は、能惠法師（仁治四年正月十六日寂）が般若經を授けむが爲に、閻王宮に至る（承安四年、事元亨釋書に見ゆ）一段なり。

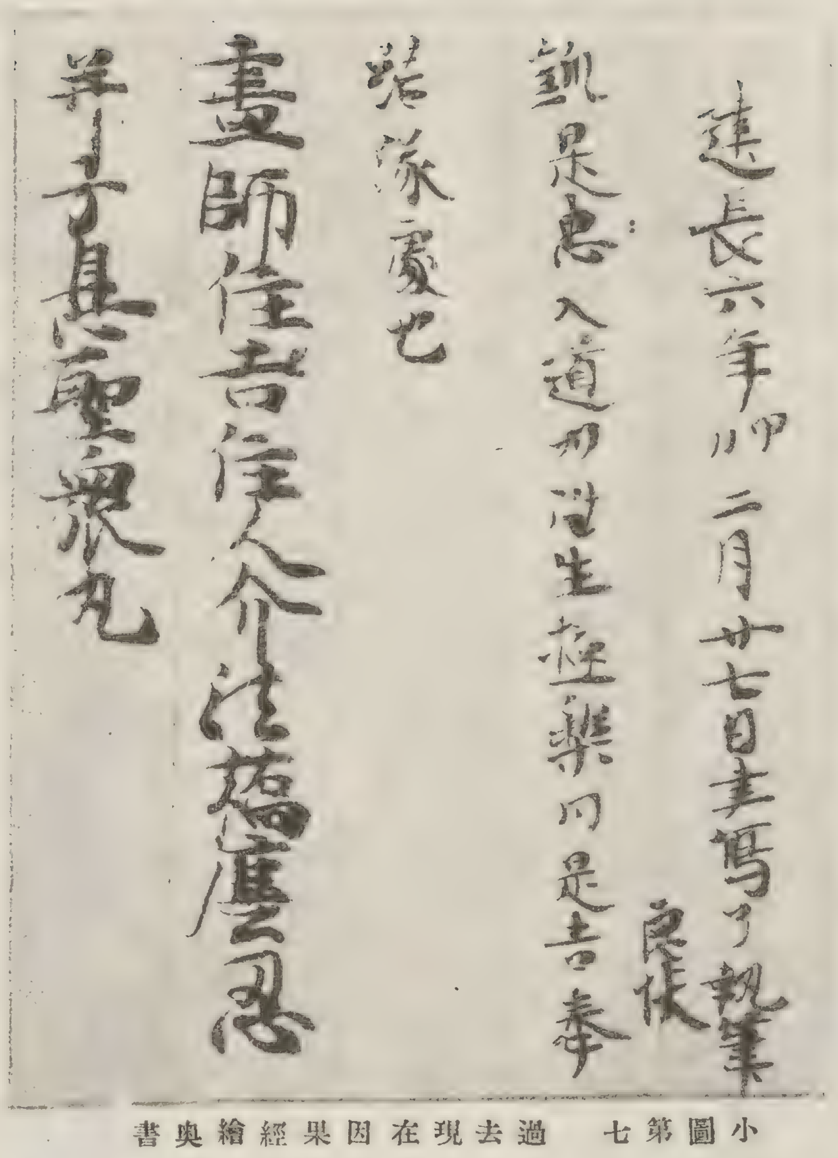

小圖第七　過去現在因果經繪奧書

介法橋慶忍は、その遺作過去現在因果經の奧書（小圖第七）に、「建長六年（甲寅）二月廿七日書寫了、（中略）畫師住吉住人介法橋慶忍幷子息聖衆丸」とあるに依り、年代極めて明確なり。本朝畫史は介法橋と慶忍とを別人と誤りてか、「介法橋不知姓名、攝州住吉人、記其畫曰建長六年、曾畫佛像、介之子慶忍、忍之子某、皆世家業」と言へり。慶忍及聖衆丸の前後は明ならずと雖も、春日神社の一古繪馬の裏書に、「寄進筆者、介、天文二十二年六月日」と記したるものありと云ふを合せ考ふるに、亦この家の畫人にして、慶忍、聖衆丸以後、天文の頃までも續きたる系統ありて、謂はゆる春日繪所の一なりしものか。

第六十九　過去現在因果經繪

天平七年に成りし過去現在因果經は、先に第二編に揭げたり。こゝに揭ぐるは、建長六年に慶忍及その子聖衆丸の寫せしものにして、今その二卷內田耕作氏、第四卷益田氏の所藏に存ず。圖樣は天平の原本に同じけれど、書風は全く慶忍

一家のものと爲り、輕妙洒脫の筆致は、淡泊の彩調と共に、技巧の熟練頗る見るべし。今出す所は、經中所說の商主等が天神の教を受け、釋尊に詣でゝ蜜麨を供養する一段なり。

佛教畫の繪卷

慶忍の因果經と製作の年代相如き、畫調の多少相類せるものに、純粹佛教畫の繪卷あり。左にこれを掲ぐ。

第七十　華嚴五十五處繪

本品はその筆者及製作年代に關する傳說の徵すべきものなしと雖も、藤原紀に於ける永嚴の十卷抄等より後、本時代に傳寫頗る盛なりし密教圖像集類の畫風に屬し、その洒落の趣致、又稍慶忍の因果經に類せれば、想ふに亦略同年代か、若くは少しく古き作ならむ。その書今存するもの華嚴五十三參の中三十七處(二十二紙)あり

經隆及行光と稱せし遺品

上出の數品と同年代か、若くはこれに次ぐ遺作とおぼしきものに、尙左の二品あり。

第七十一　西行物語 圖其一、其二

西行物語(西行は元永元—建久元年)の最も古き繪卷今存するもの二卷あり。一卷は尾州徳川侯爵家、一卷は蜂須賀侯爵家の所藏たり安永四年繪所土佐光貞これを鑒定して經隆の筆と爲し、古畫類聚目錄、倭錦等皆これに從へり。詞書を爲家卿の筆と云ふも、亦承應三年古筆了佐の鑑定せしに依れるなり。爲家卿は建久八年に生れ、建治元年に薨せし人なれば、正和頃の經隆とは年代稍合はず。蓋し經隆より前の一妙手の筆に成りしものならむ。今掲ぐる所、其一は蜂須賀家藏卷中の初段(詞書なし)にして、西行幼時のさまを畫けるものならむ。其二は尾州家藏卷の中、保延六年西行友人の暴死に感じて出家し、嵯峨に行きて剃髮する樣を圖せる一段の後半にして、即ち嵯峨野に於ける寺後の光景なり。通卷設色は較ゝ淡泊にして、人物、屋樹等は細筆勁銳巧熟を極め、山水、樹木に至りては、往々疎放なる斜擦の横筆を用ゐて、意到り腕隨ひ、技倆綽々餘りありて輕々揮灑したる所、一種言ふべからざる妙味、華嚴緣起と髣髴たるものあり。その樣式、前の志貴山緣起天神緣起、華嚴緣起等と後の一遍聖繪、法然繪傳等との間位に在り、以て繪卷物の畫風の次第に變遷したる迹を尋ぬることを得べきものとす。

第七十二　北野天神緣起

前出の根本緣起の外、北野神社に又別本緣起殘缺二卷あり。古畫目錄、展閱目錄、類聚目錄倭錦等皆行光の書と爲し、詞書は世尊寺行忠卿と稱せり。然れども行光は延文、貞治、應安頃の人なるに、本品の奥書には「于時聖曆戊午弘安元年夏六月のころ徵功をおふと云事爾也」とあれば、鑒定の誤れることは明なり。蓋し西行物語と共に作者の名を逸したるのみ。西行物語よりも一層淡泊なる彩調殆ど白描の如く、細勁にして雅趣ある筆致、頗る技巧の精妙を見る。こゝに掲ぐるは第一卷第二段の書にして、菅公十一歲の時、「月耀如晴雪」云々の詩を作る所なり。

藤原爲信

藤原爲信は信實の曾孫、伊信(次章に出づ)の子なり。初名を爲行と云ふ。從三位、刑部卿に至り、法性寺と號す。德治元年五月七日五十九歲にして薨ず。文永十一年賀茂祭繪卷奧書に曰く、「此繪龜山院御繪合之時、經業卿所調進也云々、畫爲信卿、詞定成朝臣」。知恩院の法然上人行狀繪圖の一部分を畫きしと傳ふること後に述ぶるが如し。

元寇以後の盛況

本時代繪卷物發展の迹を尋ねてこゝに至り、吾人は更に文化史と政治史との關係を顧みざること能はず。國運の隆替は、每に藝術の消長を致すこと多ければなり。前來叙する所、時代の區畫大抵政治史に合へるも畢竟これが爲のみ。本時代に於いても、元寇擊攘の元氣は、果然繪卷物の進運にも一時期を畫せしめぬ。後宇多天皇以後に至りては、これを龜山天皇の御代までに比ぶるに、製作の盛なること同日の談に非ず。前期に於いては、繪卷物の製作に知名の大家少かりしが、後期に入りては姉小路長隆、長章父子及圓伊、淨賀二法眼を首めとして、隆兼、經隆、邦隆、吉光、行長等の名手一時に輩出し、土佐家の盛なること前後に比なく、その畫く所の繪卷物も、一遍上人繪傳の十卷、十二卷、春日驗記の二十卷、法然上人の四十八卷傳等の如く、極めて大部なるもの、頻々相踵ぐに至りぬ。繪卷物の盛代は實に鎌倉後期に在りと謂ふべきなり。左にその諸家の傳記を列叙して、併せて遺作を揭ぐ。

姉小路長隆

姉小路長隆は、正三位左中將藤原家信卿の第四子にして、從五位下、越前守、侍從に至る。(尊卑分脈、地下傳)土佐系圖に伊豫守隆成の子と爲せるは信じ難し。後薙髮して法名を快心(便覽及名公畫譜に依る、辨玉集は快閑に作れり)と云ふ。法輪院繪師と號す。その寫生卷(一卷)畫後の記に、「文永十年十月廿四日寫之了云々」とあり。又卷中擁劍の圖下に、「弘安九年四月廿一日加彩色、長隆」、滑茸の圖傍に、「正應元年十月中旬、滑茸、長隆筆」などの記あり。辨玉集には、「弘安九年四月、法輪院流繪師從五位藤原長隆」、丹靑若木集には、「姉小路繪師法眼快心」及「弘安七年卯月廿一日與相傳藤繪矣」などの欵記を擧げたり。畫工便覽に曰く、「仕後宇多帝圖畫所、繪禽獸花草、以彩色宛如生、畫後名法輪院繪師」。若木集に曰く、「視寫生禽獸幷花草粉繪、往々逼眞、傳彩鮮澤、宛如生矣」。扶桑公名畫譜に曰く、「草花禽獸、善得活動之態、後號法輪院繪師」。以て長隆の年代と、その寫生の妙を得しことゝを確知するに足れり。この寫生卷は摸本今に傳はれり。本時代後期の繪卷物の配景技巧頗る進みて、樹石の設色大いに寫生に近づけるも、名所繪の流行及長隆の寫生研究などより漸せしものと見ゆ。長隆又曾て黑谷の法然上人御影(名公畫譜)及蒙古退治祈禱本尊の不動尊(後に出づ、倭錦)を畫けりと云ふ。その遺作、倭錦には融通念佛緣起二卷、詞林言葉集(詞爲家卿)土蜘蛛草子、地藏尊、住吉物語、砂子紫陽花屛風、(片シ)法然上人四十八卷傳の內數段、及蒙古

蒙古襲來繪

襲來繪詞等を擧げたり。その中今に現存するものは、蒙古襲來繪詞、住吉物語、法然上人四十八卷傳の內數段、及土蜘蛛草子とす。蒙古襲來繪詞はその子長章との合作と傳ふ。本名竹崎季長繪詞と云ひ、元寇退治合戰に於ける竹崎五郞が勳功の物語を畫けるものなり。考古畫譜に屋代弘賢の言を引いて曰く、「此畫世人稱爲蒙古襲來繪詞者誤矣、蓋竹崎季長自記其勳功、以納神庫者也、宜稱竹崎季長繪詞」。古畫目錄には「肥後國阿蘇宮藏」とあり。今は御物と爲りぬ。原本卷後に、「永仁元年癸巳月」と記せりと云ふ。博物館の摸本は上下各上下の四卷あり。丹鶴叢

小圖第八　蒙古襲來繪詞

小圖第九　土蜘蛛草子

小圖第十　蒙古襲來繪詞

書に縮圖の刻本三册を收む。高島千春の寫せしなり。續群書類從にも竹崎五郎繪詞あり。今博物館の摸本より取りて、長隆の筆と稱する上の上卷「白石六郞通泰其勢百餘騎、後陣よりかく」とある一段小圖第八を揭ぐ。土蜘蛛草子は、古書目錄、類聚目錄に光顯筆とし、倭錦は長隆の筆と爲せり。その蒙古襲來繪詞と畫風を異にして、製作の年代稍降れりと思はるが故に信じ難し。小圖第九はその一部分、詞書に曰く、「また一人の尼來れり、道州民の如し、そのたけ三尺ばかりなり、面二尺、たけ一尺なるべし、下のみじかき、思ひやられてけしからず、燈臺の下に居寄りて火を消さんとす、燈光ににらまれて、尼公にこ〱と咲へり、眉ふと〱とつくりて、紅あかく、向齒二つにかゝれつけて、たゞしく紫の帽子にて紅の袴長やかに着たり、身にはつや〱口るものなし、手細くして綫の如し、色白くして雪の如し」四十八卷傳の事は後に述ぶべし。

第七十三　住吉物語

住吉物語一卷(書二段)博物館に藏せらる。倭錦長隆の筆と爲せるものこれなり。蒙古襲來繪詞に比較して、必しも同筆とは確信し難く、信ずべき明徵を缺くと雖も、今姑くこゝに揭ぐ。詞書なし。蓋し殘缺ならむ。岩崎男爵家所藏の住吉物語はこれと同本にして、その前卷ならむ。又これに類する零片一幀、福岡子爵家の所藏たり。今出す所は博物館藏卷中の第二段とす。勁疎の筆致、別に一家の致を成せり。

長章

長隆の子長章も亦官越前守に至る。丹靑若木集に、長隆の寫生卷中、長章の補加せる所ありて、「越前權守長章朝臣寫之」と記せる由見えたり。倭錦には長章の作として、明惠上人、解脫上人緣起、四十八卷傳內數段及緣起物殘缺を擧げたり。蒙古襲來繪詞は、父長隆と共に長章の書けるなりと云ふ。こゝにその上の下卷「秋田城介殿侍諸人出仕躰」とある一段の初め小圖第十を揭ぐ。

藤原隆相

藤原隆相も亦長隆の子にして、土佐と號し、從四位下に敍し、刑部大輔に任ぜらると云ふ。地下傳然れども長隆の子と云ふは信じ難し。若しは隆兼の族にもやあらむ。その遺作は、倭錦に、男衾三郎草子、詞二條爲家卿、淺野侯爵家藏、殘缺一卷新名所圖卷、千代能切福島家藏及佛畫ありと言へり。

第七十四　伊勢新名所繪歌合

伊勢新名所繪歌合は、宇治山田に於いて、新に名所十景を撰み、歌合を爲し、これを錄してその景色畫を挿みたるものなり。歌人は祭主定忠等とす。元と二卷ありしもの、上卷今所在を知らず。下卷(畫五段)は現に神苑會の所藏たり。歌合は第四十一番より第五十六番まで、及第六十五番より八十番まで、名所圖は河邊里、岡本里、三津湊及大沼橋あり。卷首に「左右のさとの名よろしき五枚」とありて、名所圖四段のみなると、歌合第五十七番より第六十四番までを缺きたるとに徵すれば、名所圖一段は拔き去られしなり。然れども卷首には別に歌合の光景を書ける一段を存ず。今揭ぐる所即ちこれなり。卷末奧書に、「右此繪之歌合、判詞爲家卿筆跡也、和歌之筆者とう可明之也、寬永壬申秋日亞相藤(花押)」とあり。本時代の繪卷物遺品頗る多く、且その配景山水の巧妙なるもの少からずと雖も、純粹景色畫の繪卷物は、實に本品あるのみ。當時名所景色畫の行はれしことは、後章屛障及雜畫の條にも見ゆるが如し。その畫風を觀るに、用筆は細描なれども頗る雋勁にして、男衾三郎草子に同じく、設色の趣致は甚だ淸淡優美なり。

法眼淨賀

善信上人傳繪

法眼淨賀も繪卷物の遺品を今に留めたる作者の一人なり。俗姓は源、諱は信光、信州更科郡鹽崎村白鳥山法恩院康樂寺の第二世にして、その開基西佛上人信濃守海野小太郎源幸親の子、文章博士、進士、藏人、通廣、出家、初名西乘坊信救、興福寺學侶、木曾義仲に事へて大夫房覺明と號し、後叡山に上りて淨寬と號し、法然に學び、又信鸞の弟子と爲るの孫子と云ふ說あれど年代合はずなり。延文元年十月十三日寂す。歲八十二。本願寺第三世覺如上人觀應二年正月十九日寂、八十二歲曾て親鸞上人の行狀を記し、淨賀をして二卷の緣起に圖畫せしめしこと、慕歸繪後に出づ第二卷の文に見えたり。謂はゆる御繪傳これなり。傳寫頗る世に行はれき。西本願寺等これを藏する所少からず。各〻原本なりと稱すれども、今伊勢高田專修寺に存ずる善信上人親鸞傳繪五卷元と二卷なりしを、本を上下、末を上中下に分ちしなり、最も佳なり。奧書に曰く、「右緣起畫圖之志、偏爲知恩報恩、不爲戲論狂言、剩又馳紫毫拾翰林、其体尤拙、其詞是苟、付冥付顯、有痛有恥、雖然只憑後見賢者之取捨、無顧當時愚案之純繆而已、于時永仁第三曆乙未應鐘仲旬第二天、至于晡時終草了、執筆衡門覺如、今同歲大呂仲旬第三天又書之」。覺如廿六歲、淨賀廿一歲古畫備考及名畫傳に引ける奧書には、末に「畫工法眼淨賀」とあれど、專修寺本には無し。蓋し原本に非ざるかも知れず。その畫風を觀るに、法然上人行狀繪圖等に類して稍異なり。その技圓伊法眼に及ばずと雖も、蓮行に勝ること數等なりと稱すべし。

逸名の永仁遺品

淨賀の親鸞傳繪に次いで、永仁四年に成れる逸名の遺品に左の繪卷物あり。

第七十五　天狗草子

天狗草子は今存するもの帝室博物館に二卷(一卷は延暦寺、一卷は東寺、醍醐、高野)久松子爵家(三井寺初)秋元子爵家(三井寺)前田侯爵家(三井寺)に各一卷あり。徳川家に在りしと云ふ二卷(東大寺、興福寺)は、今存否を知らず。倭錦に五卷七ヶ寺と記せるは、三井寺の三卷元と一卷なりしか。徳川家藏卷摸本(博物館、文化十四年夏養信摸)の詞書(興福寺卷)に「日本の天狗おほしといへども、七類をいでず、これすなはち興福、東大、延暦、園城、東寺、山伏、遁世の僧徒なり」とあるに徴すれば、上記の七卷にて全きものならむ。久松家藏卷摸本(博物館)の奥書に「七ヶ寺之內、三井寺之卷、詞世尊寺伊尹卿、牛庵極、繪越前守行光、源本松山家藏、板谷藏」とあり。徳川家藏卷摸本の奥書に「右繪之詞、光嚴院之宸翰無疑貽者也、權大納言藤原光廣謹記」之(花押)とあり。然れども、興福寺卷(摸本)詞書の中に「猶後昆の嘲をかへりみず、于時、永仁四年之天、初冬十月六日なり」とあれば、何れも鑒定の誤なること明なり。博物館藏卷の奥書に、探幽が光信の筆とせし鑒定の記あれども、言ふに足らず。今揭ぐるは秋元子爵家藏卷の一部分なり。

蓮行

六郎兵衛入道蓮行はその傳歷を詳にせず。たゞその遺作東征傳の奥書に、「永仁六年戊戌八月日、畫工六郎兵衛入道蓮行、筆師大炊助入道見性」とあるのみ。

第七十六　蓮行筆東征傳

東征傳五卷(畫第一卷六段、第二、第三、第四卷各七段、第五卷一段)一名唐招提寺緣起と云ふ。本朝書史に曰く「會鎌倉貴族使蓮行畫鑑眞和尙之行狀、施於極樂律寺沙門忍性、于時永仁六年戊戌八月也、事在行狀之末、此畫軸在大和唐招提寺之寶藏焉、筆法出於宅間、稍優柔」。每卷見返しに「奉施入唐招提寺、永仁六年戊戌八月日、極樂律寺住持沙門忍性」とあり。製作の筆者、年曆極めて明確なること、宛も圓伊の一遍聖繪の如し。畫風稍他の同時代の繪卷物に同じからず。彩色の調を異にしたる樹石の筆致較〻粗硬にして、人物の描寫稍劣れり。今揭ぐるは、鑑眞和尙日本に渡らむとして難船したる所の一段とす。

法眼圓伊

圓伊法眼はその遺作なる京都歡喜光寺の一遍聖繪の奥書に見えたる外、その傳歷を詳にせずと雖も、隆兼及吉光を除けば、その技殆ど本時代後期第一の作者と謂ふも、遺品に徵して過褒に非ず。

第七十七　法眼圓伊筆一遍聖繪 圖其一、其二

京都六條道場歡喜光寺の一遍聖繪は、全部十二卷(畫第一、第二卷各四段、第三卷三段、第四、第五卷各五段、第六卷四段、第七卷三段、第八卷五段、第九卷四段、第十卷三段、第十一卷四段、第十二卷三段)あり。その第七卷の繪のみ逸して、今原富太郎君の藏に歸し、原本には摸本を補へり。第十二卷の奥書に曰

く。「正安元年己亥八月廿三日、西方行人聖戒記」之畢、畫圖法眼圓伊、外題三品經尹卿」筆者及製作の年代、これに依りて些の疑あることなし。絹本の繪卷物は、これと春日驗記とあるのみ。通卷活脫勁拔の筆と、淸麗明媚の設色とを以て、一遍聖人(延應元―正應二年)一代の事跡を書けり。本朝畫史これを評して「其山川樹木、彩墨圓熟、意趣有」餘者也」と言へるは、誠に當れり。實に繪卷物の山川樹木の配景は、本品などよりして後、一段の發達を示し、彩法頗る寫生に近づけるを見る。こゝに收むる圖、其一は第一卷中の一部分にして、聖人が再たびその師聖達に面せむとて、伊豫より筑紫の太宰府に赴く所、其二は原氏所藏の卷中、詞書に「同(建治)七年閏四月十六日、關寺より、四條京極の釋迦堂にいりたまふ、貴賤上下群をなして、人はかへりみる事あたはず、車はめぐらすことをえざりき、一七日のゝち、因幡堂にうつり給」とありし所なり。

高階隆兼

矢田地藏緣起

小圖第十一　矢田地藏緣起

高階隆兼春日(或は土佐)と稱す。右近將監に任じ、繪所預に補せらる。その父詳ならず。地下傳は春日隆親の二男と爲せれど時代違へり。土佐系圖は土佐經隆又は邦隆の男と爲したれども、强ち信じ難し。位階は地下傳に從五位下とし、本朝畫史には「敍四品」とありて、亦定かならずと雖も、崇光院御琵琶御傳業宸記に、後伏見院御持尊の妙音天像は「繪所預隆兼朝臣寫」之」と註せられたれば、四位に至りしなるべし。生卒年曆亦傳はらず。たゞその遺作の春日驗記に依りて、延慶頃盛に圖畫に從事せしことを知り、管見記正和二年日吉神輿造替道々輩交名及實衡卿記正和四年二月十四日の條に、繪師隆兼の名見え、又龜山院の文永加茂祭繪卷の摸本奧書に、「元德二年閏六月中旬之比、令」寫」之、繪々所預隆兼朝臣」と記したるに依り、延慶乃至元德頃の人なること明なりとす。遺作春日驗記の外、石山緣起の初三卷あり。倭錦には更に馬醫圖詞、五大明王、地藏緣起、(詞世尊寺殿)春日曼荼羅、競馬行幸殘缺、(今三條公爵家に在りと云ふ)緣起物殘缺等を擧げ、考古畫譜には親迎之卷(白描、無詞、爲恭藏)を錄せり。矢田地藏緣起も考古畫譜には隆兼の眞蹟と爲せれど、その畫風は樹木等の少しく春日驗記等に似たる趣なきにしも非るに拘らず、人物に至りては描法も異なりて、技巧亦これに及ばず。必や別人の筆にして、或は次の時代に屬すべきものならむ。今たゞ便宜こゝに附記す。(小圖第十一はその一部分)

第七十八　高階隆兼筆春日明神驗記 圖其一、其二

春日明神驗記二十卷は、その製作の由來、年曆より筆者に至るまで、目錄(冬平公筆)の末に記したる文に依りて明なり。曰く「繪、右近大夫將監高階隆兼、繪所預、詞、前關白父子四人、敬神之志懇切之餘、爲結緣、不可交他筆之由、所被約諾也、於篇目者、覺圓法印註出之、且相談兩前大僧正慈信範憲訖、予稟藤門之末葉、專仰當社之擁護、不耐敬神之懇志、爲諸人之仰信、大概類集之、遂猶切瑳、全可書加者也、凡企此懇志之後、家門觸事有吉祥、爰知相叶祖神之冥慮歟、後輩彌可抽敬信之精誠而已、延慶二年三月日、左大臣藤原朝臣」(鷹司冬平公)又更に目錄に依りて筆者四人の詞書の卷別を擧ぐれば、第一卷より第五卷まで、及第九卷より第十三卷までは鷹司前關白藤原基忠公、第六卷より第八卷まで、及目錄は同攝政冬平公、第十四卷より第十六卷まで、及第十九、第二十卷は同權大納言冬基公、第十七、第十八卷は一乘院良信僧正の筆なり。これ皆明確にして些の疑點なきこと、實に古來の繪卷物中稀に見る所とす。この繪卷久しく春日の神庫に藏せられしが、安永の頃故ありて世に流傳し、一旦鷹司家の所藏と爲り、文化の初め再たび春日の神庫に入れり。この流傳の間、第十五、第十六及第十九の三卷散逸して、尾州家の有に歸せりと云ひ、その後又第六、第十二、第十三の三卷闕けて十四卷と爲り、明治八年三月鷹司家よりこの十四卷を博物館に獻じて、賞金五百圓を授けられ、更に明治十一年十二月、同家より第六及第十五の二卷を博物館に獻じ、その後京都御所の寶藏にて餘の四卷を發見し、今は二十卷完備して帝室の御物と爲れり。但し京都御所發見の四卷、修覆の爲に上下各一寸を截りたるは、眞に惜むべきなり。文化中松平定信侯の摸寫せしめたる桑名本あり。その文化四年七月二十四日定信侯の記したる奧書を見れば、當時侯の傳摸に苦心せしことを知るべし。博物館に紀州侯の岡田爲恭、小野廣隆等に畫を寫さしめ、長澤伴雄に詞書を寫さしめて、善美を極めたる一摸本あり。桑名本は今所在を詳にせず。藤井貞幹この繪卷を評して曰く「隆兼畫力精好、微物と雖も苟もせず。古今繪詞傳數種有といへども、考古の益ある、この驗記に並ぶものあらんや。年中行事の畫と伯仲す。唯識者の遍く熟覽する事不能を遺憾とすべし」と。眞に然り。隆兼の繪所を預り、又鷹司家のこの大製作揮毫の任に撰ばれしこと、既に以て當時第一流の作者なりしを知るに足ると雖も、更にこの繪卷に依りてその技倆を觀れば、筆路圓熟渾厚にして、柔剛粗密兼ね備はり、服飾、器財の如きは、微を盡し巧を極めて一絲を苟もせず。設色は妍麗富贍にして、文樣巧緻比するに物なく、人物の姿態は變化を曲盡し、宮女を畫きては藤原紀の優美を奪ひ、景色に至りては實に和繪山水の極致にして、圓伊及吉光の遺作の外、古來殆どこれに及ぶものあるを見ず。眞に繪卷物中第一等の大製作とし、又鎌倉時代後期の大作家として特筆せざるべからざる値ありと謂ふべし。その蒙古襲來繪詞と共に御府の藏中に入りて、更に傳世の壽を永うするもの、豈偶然ならむや。こゝに揭ぐる所、其一は第三卷中の一段なり。詞書に曰く「知足院殿(藤原忠實公、承曆二―應保二年)長者にておはしける時、常陸國司鹿島の宮を造營して、御社のありさまを記錄して、國司かよひける殿中の女房のもとへつかはしたりければ、殿下御覽じて、扇をかの女房に給はせける。女房うれしさに、歌をよみてたてまつりけり。御笠山まつふく風ものどけくて、ちとせのかげをあふぎみるかな。かく申たりければ、みかさやまさしてたのめる君なれば、ちとせの影をのどけくやみむ、とおほせられけり。國司これを見て、一首をそへて鹿島の宮にたてまつりけり。千とせまでかけてぞまもる氏人の、かみへといます君のたまづさ。これらをみな寶殿におさめけり。その夜

大禰宜中臣則助示現にかぶりける御歌、三笠山かせぎの島にすさゐして、かくめづらしきあとを見るかな」。圖は即ち忠實公の扇を女房に賜ひて和歌の應酬あるさまを書けり。其二は第八卷中の一段にして、詞書に曰く「昔し興福寺僧住持の緣かけて、あづまの方へすみわたりけるに、あるとき秋夜耿介として月光清朗なりければ、心をすまして春日の御寶前のありさまを觀念して、なみだをながしけるに、夢うつゝともなく、大明神けだかき御姿にて、かけらせ給て、汝は我をはなるれども、我は汝をすてず、我寺にしばしもすむ人になりぬれば、貴賤一子の如くおもふ、後世もまた同じと仰られけり」。

第七十九　傳同筆石山寺緣起

石山寺緣起は七卷あり。寺傳に依れば第一、第二、第三卷は粟田口隆光、第四卷は土佐光信、第五卷は土佐光持の書く所なりと云ふ。第六、第七の二卷は飛鳥井雅章卿の書きたる詞書のみありて、圖書の全く闕けたるを以て、文化中松平定信侯文晁をしてこれを補はしめたるものなり。寛政四年十二月十日住吉廣行鑑定して、第一、第二、第三卷は高階隆兼、第五卷は隆光と爲せり。土佐系圖頭註もこの鑑定書を記し、本朝書圖品目、好古小錄、倭錦等亦皆これに從ひ、松平定信侯の文化二年十二月二十三日みづから文晁補作の卷末に記したる跋文中にも「今審首三卷筆意、勍健自在、與春日驗記同一描法、則廣行之言近是矣」と言へり。されば初三卷を隆兼、第五卷を隆光の筆とすることは、今に於いて異論なきに似たり。固より春日驗記の如く精巧善美を極めたるものならで、描寫稍粗なりと雖も、書風は全く驗記に同じく、殊にその樹木に於いて同筆の明徵を認むべし。さて詞書の筆者を調ぶるに、本朝書圖品目の獨り誤りて第五卷を果守僧正の筆と爲せる外、寺傳及好古小錄、廣行の鑑定書、考古書譜の古川躬行の言等、皆初三卷を果守僧正、第四卷を三條實隆公、第五卷を冷泉爲重卿と爲すに一致せり。石山の座主果守僧正は寂年詳ならずと雖も、中園太政大臣公賢公（正應四―正平十五年）の子にして、貞治二年東寺の長者に補せられし人なれば、延慶、元德を盛りとする隆兼と世を共にしたることあるは明なり。三條實隆公は天文六年八十三歲にて薨せし人なれば、永享六年より大永五年までの光信と年代亦合へり。冷泉爲重卿は元中二年六十二歲の薨去なれば、應永二十一年に融通念佛緣起の一部分を書きたる隆光（後に出づ）と時を同じうせしことあるべし。されば何れも皆信ずべきに似たり。今その隆兼筆と稱する第三卷中の一段菅原孝標の女が祐子內親王（後朱雀帝第三女）の侍女たりし時、中冬の雪を冒して、逢坂の關を越え、石山の觀音に詣でむとする途上のさまを書ける所を掲ぐ。宜しく春日驗記と參照すべし。

藤原經隆

藤原經隆は隆親の長子なりと傳ふれども、隆親を平家紀の人とすれば、父子の間百餘年の隔歷ありて信じ難し。さるは、百鬼夜行の繪卷（御物）の奧書に、「正和五年六月一日、以內藏寮粉本三日之間寫之了、從五位下藤原經隆」とあるにて證せらる。從五位下に叙せられ、土佐權守に任ぜられ、（尊卑分脈 地下傳）春日と稱す。土佐系譜に依れば、初名有房、母は稻毛三郎景成の女なり。曾て鞍馬山緣起を畫きしこと、地下傳に見ゆ。遺作と稱するもの、倭錦に賢聖人物殘缺、菅神、太子繪傳掛物、文殊尊、紀州奈知山水中屛風、西行物語、雪見御幸、愛染明王、太子繪傳小圖卷物、春日星曼荼羅幷宮曼荼羅、白山權現本尊、鞍馬緣起を錄せり。太子繪傳十卷は田安家に在りしと聞けり。鞍馬緣起は文化中燒亡せり。その餘は、百鬼夜行

及前出西行物語の外、今所在を詳にせず。

土佐邦隆

土佐邦隆、姓は藤原、經隆の弟にして、母は壹岐守公俊の女。從五位下、豐前守に至れりと云ふ。古鈔本尊卑分脈土佐系圖は經隆の子と爲せり。地下傳には「畫」五節之圖十卷、在」官庫」と曰へり。倭錦にはその遺作三十六歌仙卷物、知恩院法然上人四十八卷傳內數段、天神緣起殘缺、十六善神、釋迦、文殊、普賢、人丸、菅神、孔子三影、題號經朝卿孔子像、詞世尊寺殿南都宮什物五節之圖を錄せり。

土佐吉光

土佐吉光、姓は藤原、從四位下、刑部大輔に至る。地下傳土佐系圖は邦隆と共に經隆の子とし、名畫拾彙は、光長の男或は經隆の五男と爲せれど、黑川春村は諸ひがたしと曰ひ、畫工便覽には「不」知何人」とあり。同書又曰く。「駿州沼津妙海寺什物二幅存、所」謂天照、八幡二神、有」士氣活動、日蓮共贊」。倭錦にも記せり地下傳に曰く。「正和年中、南殿障子畫」賢聖」。以てその年暦を考ふべし。知恩院の法然繪傳は吉光の筆とも云ひ、又吉光及諸家の合作とも云ひ、當麻寺の法然繪傳は吉光の一筆と云ひ、增上寺の法然上人傳、藤澤の一遍上人繪傳及兒觀音緣起も、亦その遺作と傳ふるに考ふれば、正安、正和の頃、繪卷物作者中の最も勝れたる大家なりしならむ。その餘、倭錦には吉光の遺作として、春日曼荼羅、大幅淨土大曼荼羅、三緣山什物隆信圖人丸、贊定家卿十王繪、嵯峨二尊院什物百鬼圖卷殘缺、兒文殊上に木あり等を列記せり。

第八十　法然上人行狀繪圖

淨土宗の開祖圓光大師法然上人源空(長承二—建暦二年)一代の行狀事跡を畫きたる繪卷物は二本あり。一は知恩院、一は當麻寺の所藏に係る。後者は前者の副本なりと云ふ。各〻四十八卷あり。有らゆる現存繪卷物中の最も浩瀚なるものとす。正安年中伏見上皇後伏見天皇と共に、知恩院の如一國師(元亨元年寂)を召して說法を聞き、淨土の敎義に叡感ありし餘り、叡山功德院の舜昌法印(後如一に次いで知恩院の住持と爲る、建武二年寂、壽八十餘歲)に勅して、法然上人の傳記を撰ばしむ。舜昌即ち一部四十八卷を作りてこれを獻ず。上皇感喜せられ、更に敕してこれを繪卷に作らしめたまふ。故に勅修御傳と稱す。知恩院所藏のもの即ちこれなり。その詞書の筆者は、伏見(文永二—文保元年)、後伏見(正應元—延元元年)、後二條(弘安八—延慶元年)の三院及尊圓法親王(永仁六—延文元年)、世尊寺行尹卿(貞和六年薨)、三條實量公(應永二十二—文明五年)、世尊寺定成朝臣、姉小路濟氏卿にして、外題は尊圓法親王、目錄は後に安井門主前大僧正道恕(寬文八—享保十八年)の書する所なり。さればこの繪卷の正安年中乃至乾元、嘉元、德治の頃に成りしは事實なるべし。されば名畫拾彙には、その製作を「正和年間之事」と言ひ、黑川春村は嘉元、德治の頃と爲せり。然れども尊圓法親王及三條實量公の年代より考ふれば、全部の竣功は或は次の時代に亘りしものか。紙の接目に足利尊氏の花押あるは、これを證するものゝ如くにも想はれていと疑はし。その畫は、本朝畫圖品目、土佐系圖、古畫類聚目錄、山州名跡志、名畫拾彙等、皆當麻本と同じく土佐吉光の筆と爲し、寺社寶物展閱目錄及道の幸は、初二三卷の外、稍劣りて別人の如しと爲し、倭錦は土佐吉光、土佐邦隆、姉小路長隆、長章父子、飛驒守惟久、土佐行光、土佐光顯七人の合作と爲し、又知恩院の本品の目錄に追記せる所に依れば、これに法性寺爲信を加へて八人の合作とし、而も各段その筆者を明示せり。(第一卷吉光、邦隆三、吉光、第二

小圖第十二　知恩院本法然上人行狀繪圖吉光筆と稱する一部分

小圖第十三　當麻本法然上人行狀繪圖

小圖第十四　異本法然繪傳殘欵

卷吉光、邦隆二、吉光、第四卷邦隆、長章、吉光、第五卷吉光、長隆、長章、第六卷長隆、邦隆、吉光長章、第七卷邦隆、吉光、第八卷邦隆、吉光、第九卷長隆、第十卷邦隆、爲信、吉光、第十一卷長隆、吉光、第十二卷吉光、長章、長隆、光顯、第十三卷長隆、吉光、邦隆、行光、第十四卷長隆、光顯、第十五卷吉光、惟久、第十六卷行光、長章、第十七卷惟久、長章、第十八卷行光、長章、第十九卷邦隆、長章、行光、第廿卷爲信、長隆、第廿一卷長隆、惟久、第廿二卷邦隆、惟久、第廿三卷長隆、惟久、第廿四卷長章、惟久、長隆、長章、第廿五卷邦隆、長章、第廿六卷長章、長隆、行光、第廿七卷行光、長章、第廿八卷行光、長章、第廿九卷行光、惟久、第卅卷惟久、邦隆、第卅一卷長章、光顯、第卅二卷行光、第卅三卷吉光、第卅四卷長章、第卅六卷長隆、吉光、邦隆、第卅七卷長隆、吉光、第卅八卷長隆、吉光、長章、第卅九卷長章、第四十卷長章、吉光、第四十一卷惟久、長隆、長章、第四十二卷吉光。長章、第四十三卷長隆、第四十四卷光顯、長章、吉光、第四十五卷長隆、第四十六卷邦隆、光顯、長章、第四十七卷行光、第四十八卷惟久、長章、光顯)この目錄は、寺傳據る所のものありて註記せしにあらで、住吉家の鑑定に出でしならむ。されどこれに由りて憶ふに、本品の作者は、表向きは土佐吉光なりと雖も、この大製作を一人の手にて完成することは、頗る難事なるを以て、當時の諸家を集めてこれに從事せしめ、法性寺從三位刑部卿爲信の如きも、結緣の爲にこれを助けしものならむか。さるにても、吉光は、正安、正和頃の人なれば、嘉元、德治の頃にこの繪卷の幾分を畫けりとして年代符合し、爲信は德治元年五月七日五十九歲にして薨せし人なれば、乾元、嘉元頃に亦この繪卷に書きけむとも見られ、長隆は文永、弘安、正應頃の人なれば、嘉元頃までも尙生存して、本品書者の一人に加はりけむとも憶はれ、その子長章は恰もその頃を中齡とも考ふべきが故に、亦これに加ふべく、邦隆は、正和頃までも世に在りし經隆の弟なりと云へれば、亦當然吉光と世を同じうしてこの作を共にせしならむ。然れども飛驒守惟久(後に出づ)は貞和頃の人なれば、嘉元、德治の頃或は旣に壯齡にして、吉光と共にこの繪卷を畫かじとも強ちには限られざれど、行光は延文、貞治、應安頃の人、光顯は永和、康曆より應永にも亘りけむとおぼしき人(共に後に出づ)なるが故に、嘉元、德治とは四五十年以上の隔歷ありて、吉光等と同時にこれを畫きけむとは信じ難し。當麻本も卷數、圖樣知恩院本に同じくして、その書は吉光の一筆(本朝畫圖品目、倭錦)と稱すれども、初三卷の外、頗る劣れり。道の幸及展閱目錄には、繪は土佐家と言へり。版本圓光大師傳はこれを寫せしなりと云ふ。詞書は伏見、後伏見、後二條御代筆世尊寺定成三帝の宸翰、外題は尊圓法親王の御筆(道の幸)にして、知恩院本成りし後、伏見院別に副本を作らしめられしが、舜昌これを賜はり、知恩院第十一代譽阿の時、當麻寺に齎せしなりと云ふ(道の幸)こゝに揭ぐるは、即ち知恩院本邦隆の筆と稱する第二卷第三段の一圖なり。上人の幼時の師感覺得業その穎才を見て、叡山に學ばしめむと欲し、伴ひ來りて、母堂に留別せしむる所なり。その勁硬なる露鋒の健筆、吉光の書けりと云ふ所(小圖第十二は第一卷の一部、上人幼時遊戲の段)及吉光の一筆と稱する當麻本(小圖十三は、第一卷中の一部、後出增上寺本と同じき所)と、殆ど辨別すべからざる類似を示せり。

以上述べたる所の外、法然繪傳の異本には、片野邑平氏所藏の殘欵、上人誕生の圖(小圖第十四)及叡山に登る圖の二幀、元と傳通院に在りて光長の筆と稱し、後箱崎博尹氏の所藏に歸せし二卷等あり。後者の光長筆と云ふは固より信じ難く、前者も上記の二品及次の一遍繪傳とは、書風異なりて稍古雅なり。

第八十一　一遍上人繪詞傳

この繪卷物十卷(詞書第一、第二卷各三段、第三卷四段、第四卷五段、第五卷六段、第六卷五段、第七卷六段、第八卷四段、第九卷五段、第十卷三段)は、住吉內記廣行その桐箱の蓋裏に記して曰く、「極所之繪詞傳十卷者、紀州熊野本宮に納る所の古圖、藤原有重畫也、右圖を寫して、法眼隆光令調書所詳也」これ即ち清淨光寺の傳說にして、廣行はこれに從ひ、更に鑑定書を附して「繪粟田口民部法眼隆光筆無疑者也、天明七未年十一月」と記したり。詞書は寺傳に二祖遊行上人他阿彌陀佛眞敎(元應元年寂)と云ふ。然れども、後に住吉廣定は鑒定して土佐吉光の筆と爲し、考古畫譜にも、板橋貫雄は廣定の說に從ひ、且詞書は第一卷より第四卷まで兼空上人、第五、第六の兩卷と第七卷以下とは各〻別人にて、都べて三人の筆に成れりと爲せり。考古小錄、本朝書圖品目、古畫類聚目錄、古畫目錄等は隆光筆の說を採り、倭錦は吉光筆の說を採れり。今箱書の傳說に從はむとするに、藤原有重と云ふ人は、物に見えず。恐らくは巨勢有茂の誤ならむと想はるれど、有茂の畫を能くせしこと亦所見なく、唯後伏見帝の時の上北面武士なれば、年代のふさはしきのみにて、巨勢家の人なれども、さまで能畫なりけむとは考へられず。されば有重の如何を顧慮せずして、單に隆光(後に出づ)の筆とせむにも、又故障あり。さるは、この繪卷物の奧書に、「弟子宗俊、宿因多幸、而奉逢上人之濟度、得聞出離之要法(中畧)仍自建長、文永之往事、至永仁、正安之行儀、圖師資之利益、備弟子之報恩、類聚而爲十卷、殆揚十之一二(中畧)至段々之詞者、僅記錄頑魯之領解、更不話賢哲之後難、苟思其事實、不好其事華、唯欲見者之易論、聞者之深誠也、將又遠傳於遐代、近爲及未來、終一部之書寫、安十卷於道場(下畧)」とありて、文を作り、畫の意匠にも關與しけむは、宗俊なること明にして、宗俊は上人の濟度に逢ひ奉ると言ひ、又永仁、正安の行儀に至るまでを圖したる由言へるからは、上人の寂後遠からざるのみならず、これと奧書の全く同文なる四條道場金蓮寺の一遍上人行狀繪傳(二十卷、元と十卷、畫土佐行光、詞書後伏見、後二條、花園三帝宸翰及公卿の合作と傳ふ)には、卷末の跋に「德治第二之天、初夏上旬之候、馳筆終功畢」と記したるに合せ考へ、且その畫樣も略同じくして、これよりも劣れるを見れば、四條道場本はこの繪卷を原本として畫かれしものなること殆ど疑なく、この繪卷物の乾元乃至德治の間に作られしこと明なるに、粟田口民部卿法眼隆光は應永、永享頃の人なれば、年代大いに違へるが故なり。仍りて今姑く年代の合へるに取りたりとおぼしき繪所の鑑定に從ひ、又前出法然繪傳中の吉光筆と稱する所に較べて、畫風の相似たるものあるに考へ、以て吉光に附してこゝに編す。吉光の筆と稱する遺品中に在りては、本品最も秀で、殊にその配景樹石に至りては、縱令圓伊の如き輕雅の致に乏しと雖も、精巧は即ち彼に勝り、隆兼の春日驗記と並鑣して、筆力の勁健、設色の莊重、寧ろ本品の推すべきを見る。これ果して吉光の筆ならば、吉光は實に圓伊及隆兼と共に、本時代後期繪卷物作者の三絕と稱するに堪へたりと謂ふべし。今揭ぐる圖は第八卷の一段にして、正安三年上人越前氣比神宮に詣でし時、その德に由りて道路の土工忽ち成る所なり。詞書に曰く、「結緣の輩、貴賤を論せず、道俗をいはず。神官、社僧、遊君、遊女にいたるまで、七日夜の間、肩をきしり、踵をつげり云々」。

第八十二　法然上人傳

増上寺の法然上人傳二卷(上卷畫四段、下卷畫八段)も亦吉光の筆(圖畫一覽、倭錦)にして、詞書は後二條天皇の宸筆(圖畫一覽)なりと云ふ。諸書に殘缺とあれど、二卷にて完きものなり。知恩院法然繪傳の吉光筆と稱する所(前に出づ)に比べて、殆ど同作なるべしと憶はる。今揭ぐる所は、その上卷の中、上人が童子たりし時、久安三年春都に上り、途に法性寺殿に逢ひ、車を止めて何處の人と尋ねらるゝ一段なり。

兒觀音緣起一卷(畫二段)は奈良興福寺菩提院兒觀音の靈驗記にして、亦吉光の筆、經朝卿(建治二年二月二日薨、六十二歲、牛庵鑒定)の詞書(倭錦)なりと云ひ、或は光顯の書ける所とも云ふ。然れども經朝卿は吉光とは年代稍合はず、光顯とは更に違へるのみならず、畫風も他の吉光の作と稱する筆致勁竦なるものに較べて、その稚癡なる所頗る異なるのみならず、技巧稍較〻劣れるに徵すれば、恐らくは別人の筆ならむ。たゞ便宜こゝに附載す。今揭ぐる圖は、初段詞書に「昔我朝日本國大和國長谷寺の程ちかく、やごとなき上人まします、(中畧)その齡六十有餘なり、しかりといへども現世心安く給仕をいたし、佛法の跡を繼で、後生菩提の德果をいのるべき一人の弟子なかりけり、倩過去の宿善のつたなき事をなげいて、長谷寺の觀音に三年のあひだ月詣をくはだつ(中畧)其曉泣々家ぢへ下向するあひだ、尾瓲の山と半すふもとをすぐる程に、十三四許なる少人の、月の皃せ、花の粧まことに嚴く、むらさきの小袖に、白練貫ををりかさねて、朽葉染の袴の優なるに、漢竹の横笛心すごく吹きならし云々」とある所なり。

土佐行長

荏柄天神緣起

土佐行長、姓は藤原、左近將監に任ぜらる。土佐系圖は邦隆の子と爲せり。或は隆親の子と爲せるもあれど、時代違へり。扶桑名畫傳は建仁頃の人なるべしと言へれど非なり。その遺作鎌倉荏柄天神緣起の奥書にて、元應頃の人なることを確知すべし。荏柄天神緣起三卷は行長の自署ある元應元年の遺作にして、今前田侯爵家の所藏たり。詞書の筆者は世尊寺行能卿と云ふ。奧書に曰く「天滿天神利生利物、薩埵之應現、權化之方便、縡入幽玄、筆難覼縷、唯舊談之所傳、世論之不忘、摸之丹青、彰其奇特、勒成一部、相并三軸、聊依有中丹之緖願、所企此後素之畫功也、一奉寶殿之後、再莫出瑞籬之外、信心之至、廟鑒定照、感應之餘、宿望盡成、于時寶曆元應屠維之年、玄律大呂告朔之朝而已、右近將監藤原行長」行長の二字は即ちその自筆なり。その餘倭錦には、俵藤太草子、能惠法師草子、詞寂蓮、前に出づ物語卷物殘缺、人丸影贊色紙世尊寺殿を擧げて、行長の筆と爲せり。

土佐光秀

土佐光正

こゝに繪卷物を叙するに當りて、ゆくりなくも、經隆以下土佐系の諸家を列擧したり。土佐家の本時代に屬する者にして、遺す所は僅に光秀と光正との二家のみと爲りぬ。仍りてこゝに附記すべし。光秀本姓は藤原、土佐を氏とす、吉光の子にして、從五位下、飛驒守に至る。地下傳、土佐系圖倭錦には、その遺作として、墨畫源氏細畫、詞伏見院佛像及物語殘缺を擧げたり。土佐光正も亦吉光の子にして光秀の弟なり、從五位上、越前守に至る。地下傳、土佐系圖地下傳に曰く「畫長歌葦手。其圖傳寫在家」好古小錄にも「長歌葦手畫一卷、畫光正」と記し、倭錦はその遺品として、平家公達草子、物語名目不知、詞後二條院源氏葦手書草子、扇面類、源氏小人物卷物等を擧げたり。

巨勢家の繪卷物作者及その遺品

巨勢家の人にして巨勢系圖に入らず、繪卷物を畫きしとの傳說ある作者三人あり。光康、有家、有康これなり。名畫拾彙に曰く。「巨勢光康畫地藏尊靈驗繪卷、其詞則兼好法師書也。烏丸光廣卿鑒定、識于卷末、此卷今東武淺草片山氏藏之」名畫傳は光康を「正中頃の人なるべし」と言へり。有家は明月記建曆三年四月廿六日法勝寺金堂供養の條にその名見えて、「賞追可申請」とあり、好古小錄に「解脫、明惠緣起一卷、畫巨勢有家、詞傳稱寂、名畫拾彙亦同じ」とあり、名畫傳はこれを二人として、好古小錄及名畫拾彙の有康を「正和頃の人にもあらむ」と言ひ、土佐家系及名畫拾彙は、光康の子と爲せり。有康も亦土佐家系及拾彙に光康

の子、有家の弟と爲し、名畫傳は「嘉暦頃の人にや」と言ひ、矢田地藏緣起二卷は、拾彙これを有康の筆とし、畫圖品目これを有家の筆と爲せれど、畫風は全く次に掲ぐる地藏緣起に異なるが故に、先に隆兼の條に附載せり。されば有家又は有康の筆として寧ろ信ずべきに近きものは、左に掲ぐる博物館所藏の一卷なるべし。

第八十四　地藏緣起

東京帝室博物館の地藏緣起一卷（畫七段）は、古畫類聚目錄及古畫目錄に有康筆とし、圖畫一覽に「地藏緣起一本江戶片山某藏」とあるものなるべく、考古畫譜には「繪巨勢有家、詞書作者慶運法師」と記せり。何れに從ふべきや、對校すべき他の遺品なきを以て、これを定め難しと雖も、矢田地藏緣起とは別人の手に成りしものなること明なり。由來巨勢の諸家は久しく著れたる者なく、その末流は南都一條院大乘院の畫師と爲り、畫品も下れりとおぼしくて、本品の如きも前出の諸品とは殊に作風を異にせるのみならず、技巧も蓮行以外の諸家に及ばず。顧みて惟ふに、先の能惠得業繪の如きは、この種の系統の尤品には非ざりしか。その肥重の筆致は宅磨派の影響の一變化とも想はれて、土佐派諸家の細勁に同じからざる趣、本品にも亦これを認むべし。今掲ぐるは第一段の畫にして、詞書に「大唐國の海陵縣に、おさなきもの、濱にあつまりてあそぶ、その中に一人、うつせ貝をひろひて堂をたて、石をもとめてこれをゝきて、地藏となづく、時に雨ふり、神なる、このおさなきものども、みなにげかくる、其中に、此堂つくりたるもの、ゆきがたをうしなひて、海の方へはしるに、浪たかくして引入つ、その時沙門來て、かたにのせて、岸の上にをく、このみをもとめてやしなふ」とある所なり。

爾餘の諸家

以上擧ぐる所の諸家は、縱令傳說の信じ難きものあるにもせよ、現存の遺品に繫けて敍することを得べき者なり。當時繪卷物の盛に行はるゝや、これを作りしは、啻に前出の諸家に止まらざりき。左に略爾餘の諸家を列擧すべし。

右京大夫尼　藤原隆信の女なり。明月記貞永二年三月廿日の條に曰く「更科日記墨繪、隆信朝臣娘、右京大夫尼書之」

藤原定家　和歌に著名なり。仁治二年八月二十日薨ず。歲八十。定家卿自歌合序に「愚詠の中より四十八首の歌をぬき出て、一卷の歌合とす、其形を書圖にうつして左右にわかつ」とあり。又細川幽齋集に曰く「定家卿筆にて、杉の庵のしぐれのかたなどかゝれたる一軸をかけられたる云々」。

掃部介入道心悅　古畫備考引く所の熊野山藏一遍上人繪傳奧書に曰く「嘉元丙午六月朔日、畫工掃部介入道心悅幷子息藤原有重」。

藤原有重　前註に見ゆ。或は巨勢有茂（後に出づ）と同人か。

畫風變遷の要略

上來遺品を掲げたる所、家々各〻特色ありと雖も、元寇以後の盛期に入りては、邦隆、吉光等の殊に勁銳なる筆致、幷圓伊法眼及吉光の一遍繪傳等、山水樹木の殊に巧妙なる畫法、彩調の如き、頗る變化の顯著なるものあり。隆兼の春日驗記に至りては、實に繪卷物の技巧進化の極にして、精巧典麗殆どこれに及ぶものなしと謂ふべし。惜い哉。南北朝に入りては、繪卷物漸く衰頽の運に向ひ、再たび本時代後期の如き佳作を出さゞるに至りしことを。

Painter – Nobungaxa ?

unknown – Kitano Jinja

Kyoto

第六十三　北野天神緣起畫卷

八卷　紙本著色

第一卷　全長三丈二尺六寸二分
第二卷　全長二丈九尺七寸一分
第三卷　全長三丈七尺九寸六分
第四卷　全長二丈二寸九分
第五卷　全長三丈三尺三寸二分
第六卷　全長三丈一尺五寸
第七卷　全長三丈一尺三寸一分
第八卷　全長四丈一尺五寸七分
各竪一尺七寸二分

茲に出すものは第二卷の初段なり

京都　北野神社藏

（第百二頁參看）

Painter — Nakagawa.

[illegible] [illegible] [illegible]

Tokyo

第六十四　紫式部日記畫卷

紙本著色

全長一丈七尺餘，竪六寸九分

東京　子爵秋元興朝君藏

（第百二頁參看）

Printer - Nakagawa ?

" — Takayama jī.

Yamashiro.

第六十五　華嚴緣起畫卷

六卷　紙本著色

第一卷　全長四丈七尺八寸五分

第二卷　全長二丈九尺五寸

第三卷　全長三丈四尺五寸六分

第四卷　全長四丈九尺二寸五分

第五卷　全長四丈五寸

第六卷　全長四丈六尺九寸五分

各竪一尺

玆に掲ぐるは第六卷の一部分なり

山城國栂尾　高山寺藏

（第百三頁參看）

66

Paratya Sonnegoshi Kishin?

Donor Count. N. Matsudaira.

Tokyo.

第六十六　平治物語畫卷

紙本著色

信西獄門之卷　全長三丈餘、竪一尺四寸

東京　男爵岩崎彌之助君藏

六波羅行幸之卷　全長三丈一尺五寸二分、竪一尺四寸

東京　伯爵松平直亮君藏

（第百五頁參看）

Painted by [illegible]

Owner — Baron J. Iwasaki.

Tokyo

Painter — Maler.

[illegible]

[illegible]

第六十七　當麻曼荼羅緣起畫卷

二卷　紙本著色

第一卷　全長一丈九尺一寸八分

第二卷　全長二丈二尺五寸

各竪一尺六寸

茲に出すものは第一卷、第二卷の各一段なり

相模國鎌倉　光明寺藏

（第百五頁參看）

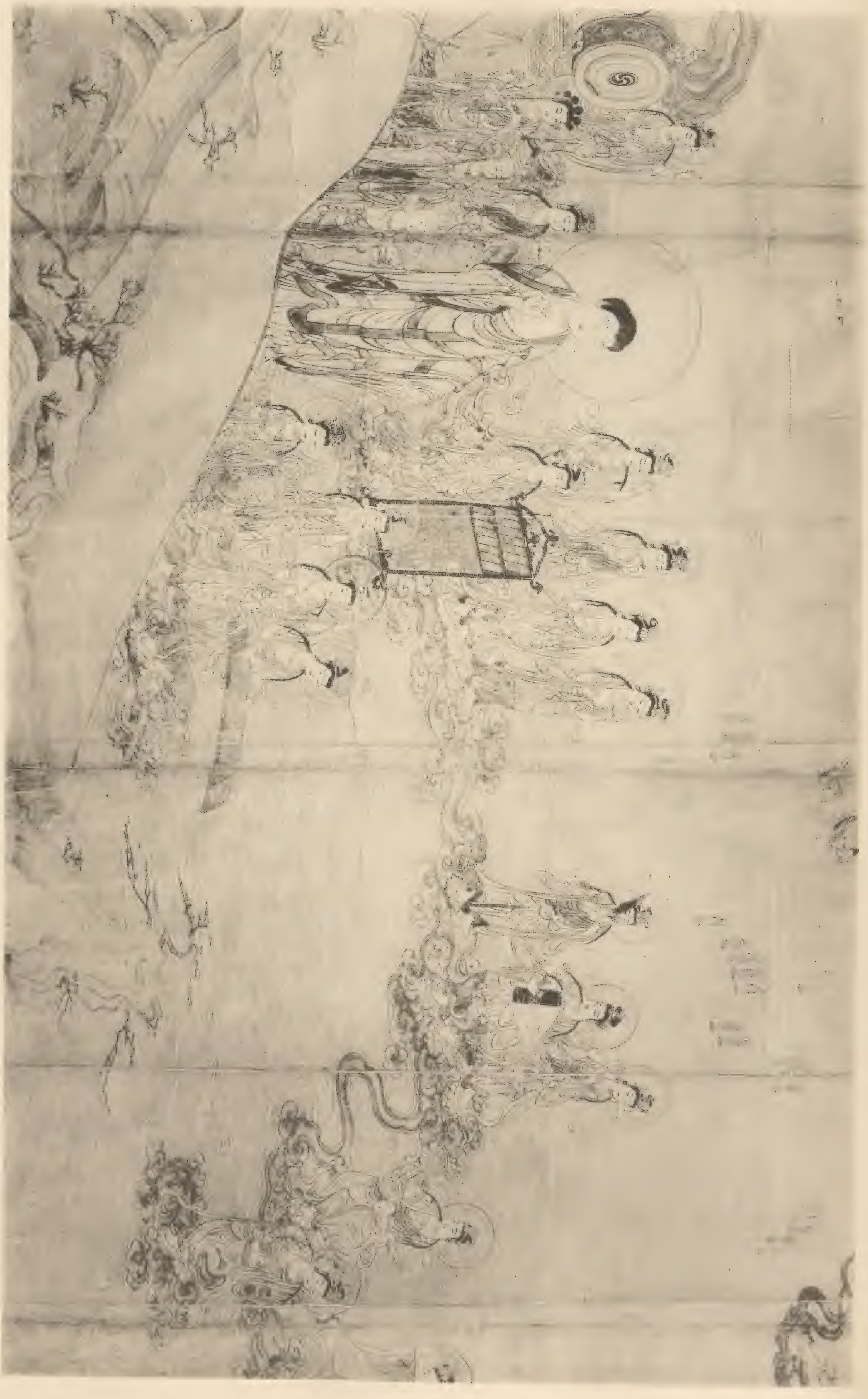

Parpatty – Saimiyoshi Kaisui,

Province – Koriuji,

Yamashiro

第六十八　能惠法師繪詞

紙本著色

竪一尺四分

山城國太秦　廣隆寺藏

（第百六頁參看）

Paritz Senigpoli Kaiserin.

Owner – T. Maeda.

Tokyo

第六十九　過去現在因果經繪　住吉慶忍筆

紙本著色

全長三丈三尺九寸六分、竪八寸四分

東京　益田　孝君藏

（第百六頁參看）

有天神承語之言有
如來應正遍知明行
足善逝世間解无上
士調御丈夫天人師
佛世尊出興於世最
上福田汝今宜應最
前設供時彼商人聞
天語已即荅之曰善
哉如告又問天言世
尊今者為在何許天
又報言世尊不久當
來至此於是如來與
无量諸天前後導從
到多謂婆跋利村時
彼商人既見如來威
相莊嚴又見諸天前
後圍遶倍生歡喜即
以蜜麨而奉上佛尒
時世尊心自思惟過去
諸佛用鉢多羅而以
盛食時四天王知佛
心念各持一鉢來至
佛所而以奉上於是
世尊而自念言我今
若受一王鉢者餘王
必當生於恨心即便
普受四王之鉢累疊

Punahou · Kaiwiuia]

Bonnie – Totaaiji

Hana

第七十　華嚴五十五處繪

一卷　紙本著色

全長四丈二尺六寸、竪九寸九分

（第百七頁參看）

奈良　東大寺藏

第二離垢地知
識摩竭提國菩
提場普德淨光
主夜神讚
空閑止息出音聲
遊戲神通變化成
開示出家門正路
死生長夜度衆生
第三發光地
知識菩提場
喜目觀察主
夜神讚

Painter — Tosa or Kano?
or Tanyu

From Marquis Hachisuka,

Tokyo.

第七十一　西行物語畫卷

二卷　紙本淡彩

一卷　全長三丈九尺一寸、竪一尺五分

東京　侯爵蜂須賀茂韶君藏

二卷　全長一丈九尺四寸七分、竪九寸六分

尾張國　侯爵德川家藏

（第百七頁參看）

[illegible] [illegible] [illegible] or
[illegible]]

[illegible] [illegible] [illegible]

[illegible]

Painter – [illegible]

[illegible]

Kyoto

第七十二　北野天神縁起畫卷

二卷　紙本著色

其一　全長七丈五分

其二　全長五丈五尺一分

各竪一尺一分

(第百七頁參看)

京都　北野神社藏

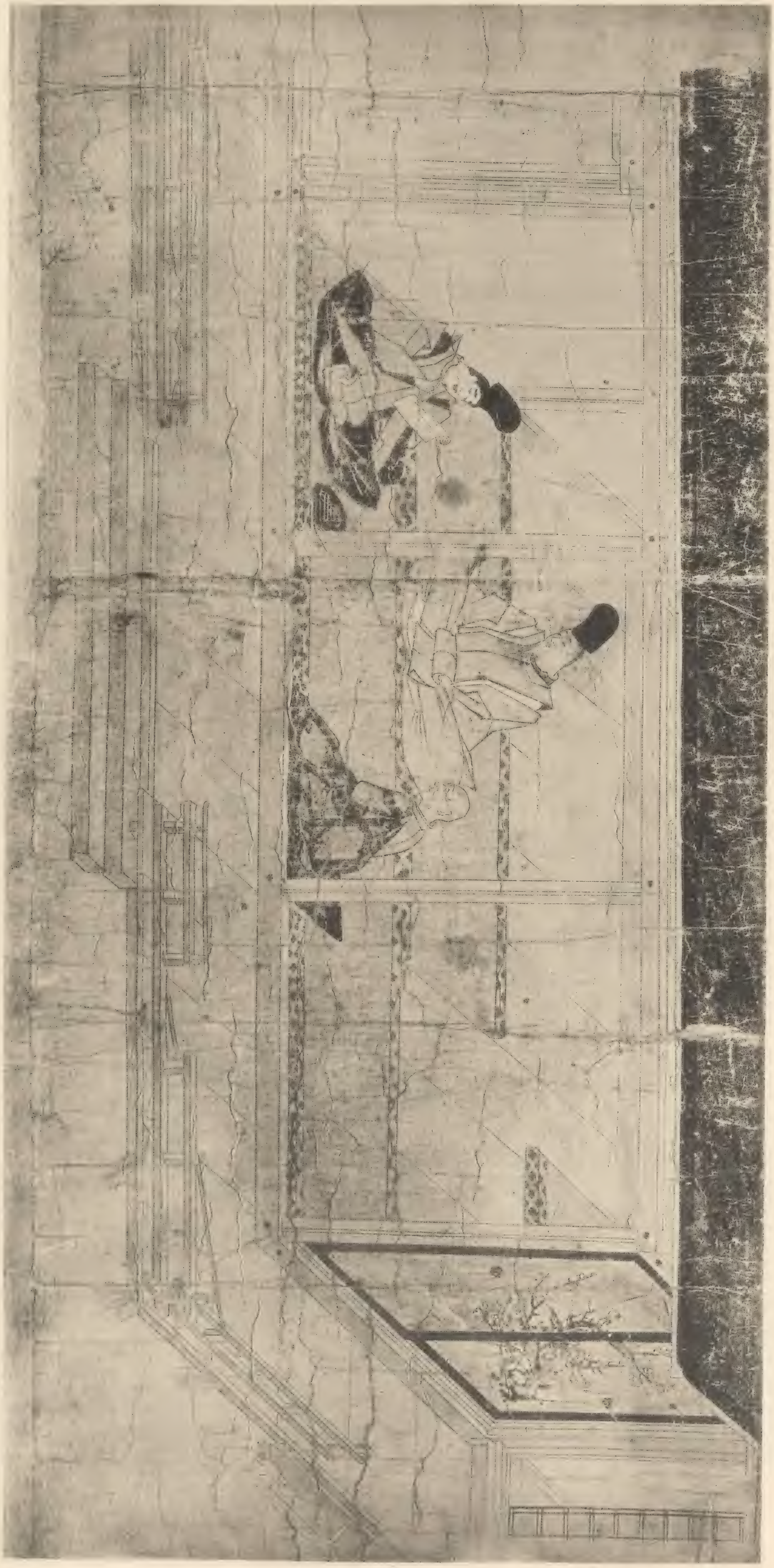

Pinctada Margaritifera

[illegible]

The Imperial Tokyo Museum

第七十三　住吉物語畫卷

紙本著色

全長九尺四分、竪一尺

（第百九頁參看）

東京帝室博物館藏

[illegible]

[illegible] —

Shin en Kai.

Yamada,

Ise.

第七十四　伊勢新名所繪歌合

紙本著色

全長四丈一尺七寸、竪一尺一寸

伊勢國山田　神苑會藏

（第百十頁參看）

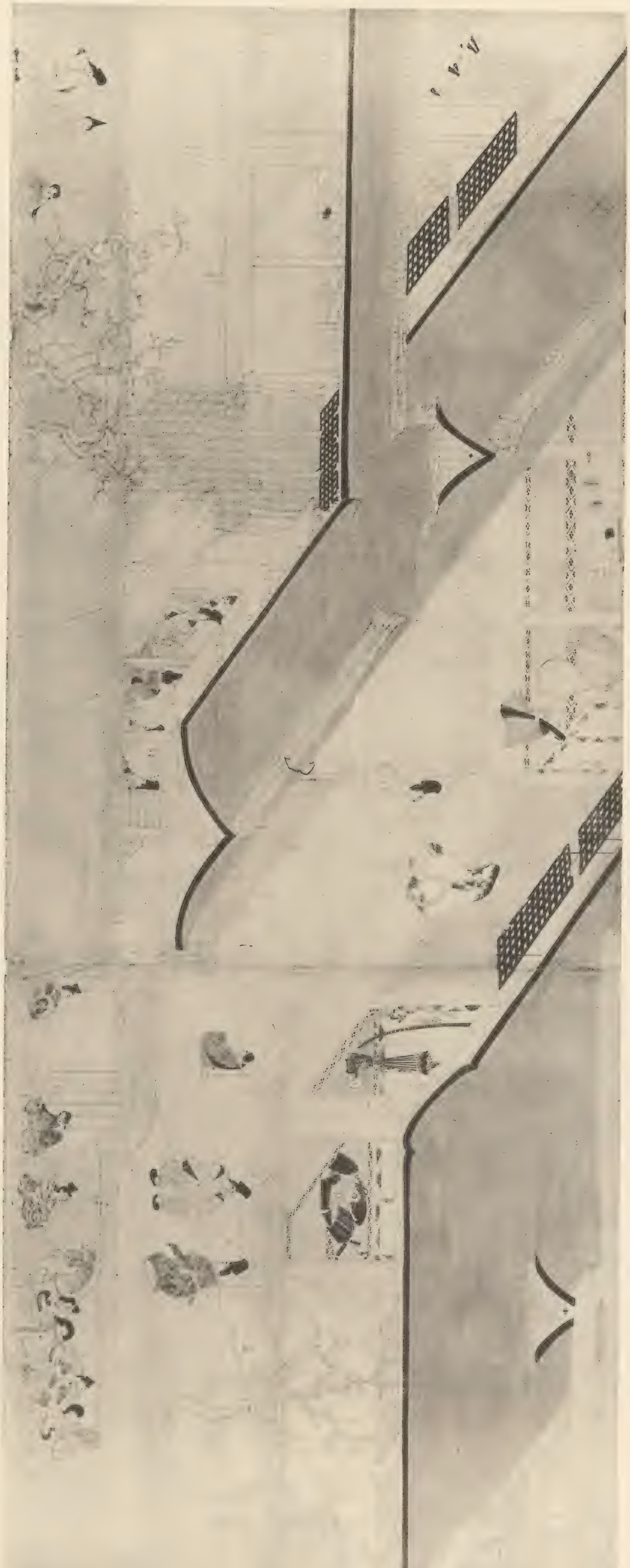

Painter [illegible];

Corner Viscount Akimoto

Tokyo

第七十五　天狗草子畫卷

紙本淡彩

竪一尺

東京　子爵秋元興朝君藏

（第百十一頁參看）

[illegible]

[illegible]

Toshitsugi

Yamata

第七十六　東征傳畫卷　蓮行筆

全五卷　紙本著色

第一卷　五丈三尺一寸五分、竪一尺二寸二分

第二卷　六丈七尺一寸六分竪一尺三寸五分

第三卷　五丈一尺三寸八分、竪一尺二寸八分

第四卷　五丈八尺六寸、竪一尺二寸八分

第五卷　五丈二尺六寸、竪一尺二寸八分

茲に出すものは第二卷の一段なり

大和國　唐招提寺藏

（第百十一頁參看）

Printer—Tanakaya.

Owner—

Kawa-Kiji,

Kyoto.

第七十七　一遍聖繪

全十二卷　絹本著色

第一卷　全長三丈八尺四分

第二卷　全長三丈八尺八寸五分

第三卷　全長三丈一尺九寸四分

第四卷　全長三丈三尺一寸四分

第五卷　全長三丈七尺四寸四分

第六卷　全長三丈三尺八寸七分

第七卷　全長三丈五尺六寸

第八卷　全長三丈九尺六寸四分

第九卷　全長三丈五尺八分

第十卷　全長三丈五尺六寸

第十一卷　全長三丈七尺五寸

第十二卷　全長三丈二尺二寸五分

各竪一尺二寸六分

玆に出すものは第一卷及第七卷の各一段なり

第十一卷（第七卷を除く）　京都　歡喜光寺藏

第七卷　横濱　原富太郎君藏

（第百十一頁參看）

Printer [illegible]

Engraver —— G. Hara.

Yokohama.

[illegible]

The Imperial Household

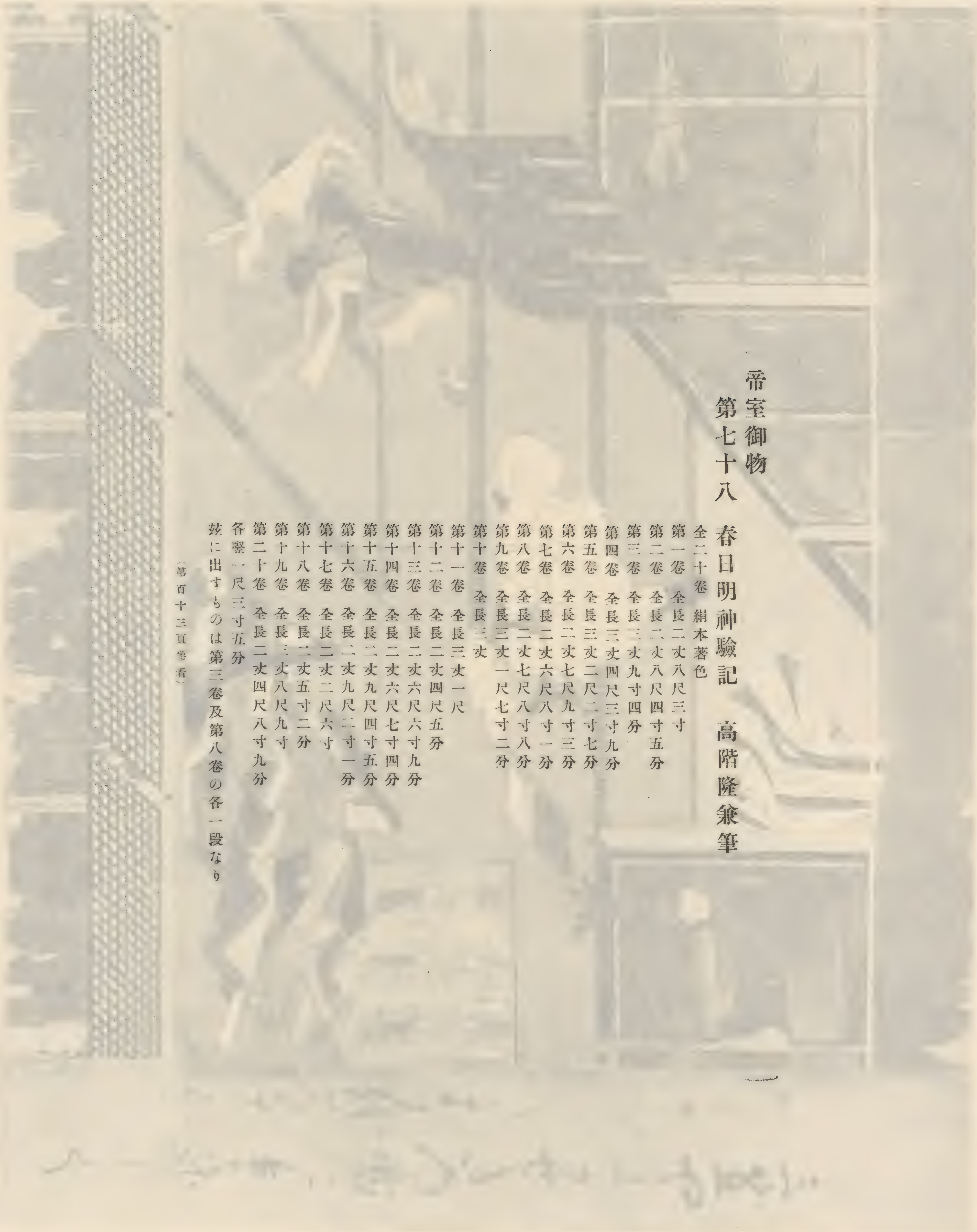

帝室御物

第七十八　春日明神驗記　高階隆兼筆

全二十卷　絹本著色

第一卷　全長二丈八尺三寸
第二卷　全長二丈八尺四寸五分
第三卷　全長三丈九寸四分
第四卷　全長三丈四尺三寸九分
第五卷　全長三丈二尺二寸七分
第六卷　全長二丈七尺九寸三分
第七卷　全長二丈六尺八寸一分
第八卷　全長二丈七尺八寸八分
第九卷　全長三丈一尺七寸二分
第十卷　全長三丈
第十一卷　全長三丈一尺
第十二卷　全長二丈四尺五分
第十三卷　全長二丈六尺六寸九分
第十四卷　全長二丈六尺七寸四分
第十五卷　全長二丈九尺四寸五分
第十六卷　全長二丈九尺二寸一分
第十七卷　全長二丈二尺六寸
第十八卷　全長二丈五寸二分
第十九卷　全長三丈八尺九寸
第二十卷　全長二丈四尺八寸九分
各竪一尺三寸五分

玆に出すものは第三卷及第八卷の各一段なり

（第百十三頁參看）

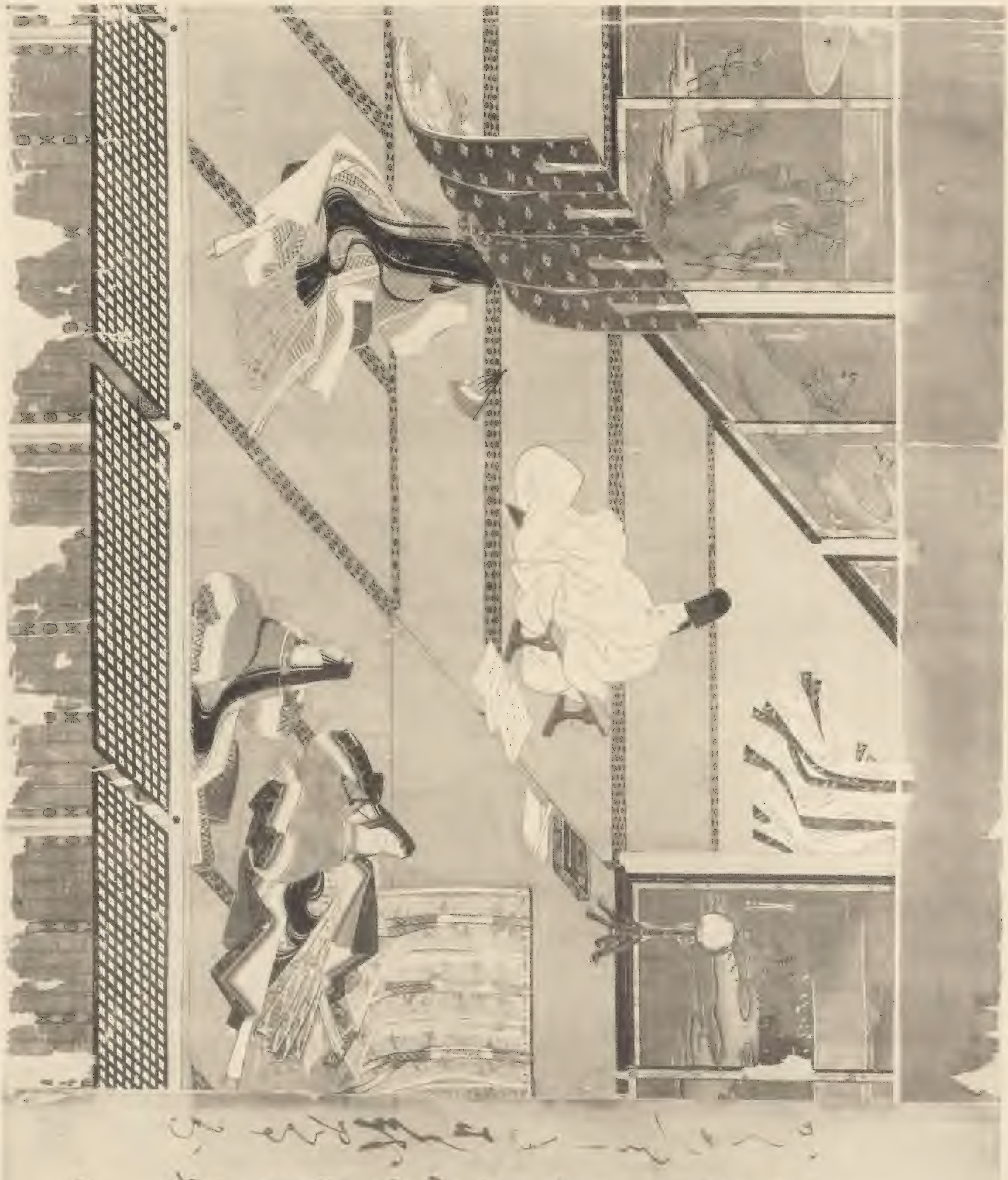

Painter — Takanobu.

Owner —
The Imperial Household.

Painter Takikawa.

Owner -

Ishiyama [illegible].

[illegible]

第七十九　石山寺縁起畫卷　高階隆兼筆

全七卷の中首三卷　紙本著色

第一卷　全長四丈三尺一寸四分

第二卷　全長三丈六尺二寸一分

第三卷　全長五丈四尺五寸九分

各竪一尺一寸一分

玆に出すものは第三卷の一段なり

近江國　石山寺藏

（第百十四頁參看）

Painter Yoshimitsu.

Owner - Chion in

Kyoto.

第八十　法然上人行狀繪圖

四十八卷　紙本著色

各竪一尺八分

茲に出すものは第二卷の一段なり

京都　知恩院藏

（第百十五頁參看）

Painter – Takamitsu!

Owner – Seijoji

Sagami

第八十一　一遍上人繪詞傳

十卷　紙本著色

第一卷　全長四丈五尺九寸

第二卷　全長五丈三寸一分

第三卷　全長六丈四尺二寸五分

第四卷　全長六丈四尺二寸一分

第五卷　全長四丈二尺六寸一分

第六卷　全長五丈六尺三寸二分

第七卷　全長六丈一尺四寸五分

第八卷　全長六丈二尺二寸一分

第九卷　全長四丈七尺六分

第十卷　全長四丈六尺九寸五分

各竪一尺一寸一分

玆に出すものは第八卷の一段なり

相模國藤澤　清淨光寺藏

（第百十八頁參看）

Bought [illegible],

[illegible]-She ji ji.

[illegible]

第八十二 法然上人繪傳

二卷 紙本著色

上卷 全長三丈五尺三寸三分

下卷 全長三丈八尺八寸九分

竪一尺九分

東京 增上寺藏

（第百十八頁參看）

83

Painter - Yoshimitsu ?
"Matsumura"!!

Owner - Hiroyasu Hashimoto
Tokyo

第八十三　兒觀音縁起畫卷

一卷　紙本著色

竪一尺六分

東京　侯爵蜂須賀茂韶君藏

（第百十九頁參看）

Painter — Arigasou,

Owner —

The Imperial Pottery, [illegible]

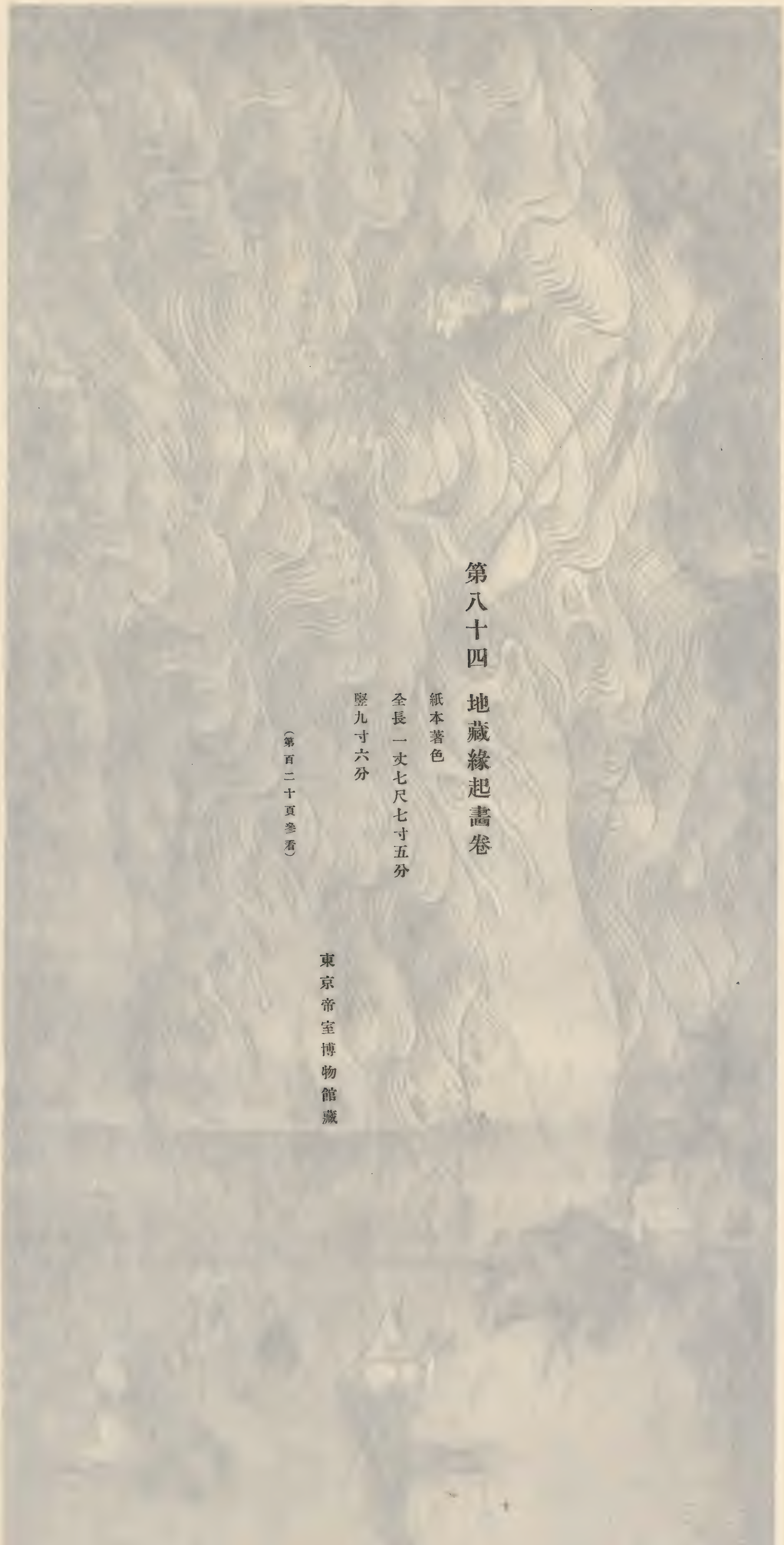

第八十四　地藏縁起畫卷

紙本著色

全長一丈七尺七寸五分

竪九寸六分

（第百二十頁參看）

東京帝室博物館藏

前代の肖像

似繪は即ち肖像なり。平安時代に於いても、百濟河成が從者の貌を畫き、巨勢弘高が性空聖人の像を寫しゝなど、肖像製作の事の傳はれるもの少からず。從ひてその遺品にも、弘法大師の眞言二祖像以下勤操大德、慈恩大師及天台祖師影等ありと雖も、似繪の大いに發達したるは、前紀の頃よりにて、本時代に至りて最も盛なることを致し、專らこれに長じたる作者も出で、その鑑賞も頗る行はれたりき。

藤原隆信

特に似繪に長じたる畫人として著名なるは、藤原隆信を以て嚆矢とす。隆信は從五位下皇后宮少進爲隆の子にして、正四位下に至り、建仁元年出家して、法諱を戒心と云ひ、元久元年（法然上人行狀は二年とす）二月二十二日歲六十四にして卒す。御堂御所障子及女院御所の平野行啓、日吉御幸等の畫は光長これを畫きしかども、その人面は、隆信特に似繪に長けたるを以て畫きし由、玉葉承安三年九月九日の記に見えたること、前紀に編したる光長の條に引けるが如し。その文に曰く。「各供奉大臣以下、併被圖寫其面貌、馬權頭隆信、依堪其道圖之、（中略）又院御所高野詣云々、是同被圖人形像也、珍重無極（云々、中略）余案之、不供奉彼三箇度事、第一之冥加也。」又同書同年十二月七日の記に曰く「參新御堂、（中略）又御所障子、被圖人々之影、仍荒凉不被開、有秘藏（云々、中略）高野御幸、平野行啓、日吉御幸等圖之、供奉公卿以下、皆悉被圖其面相、可謂奇特事也、此中下官不供奉、第一之冥加也」後白河法皇法然上人を法住寺御所に屈して、往生要集を講ぜしめられし時、御信仰の餘、隆信を召して、その眞影を寫さしめ、蓮花王院の寶藏に納められしことは、法然上人行狀、知恩院記錄、十六門記等に見えたり。この時隆信右京權大夫たり。知恩院記錄には、後この眞影知恩院に在りし由見ゆ。鴨長明の無名抄には、當時隆信、定長と並び稱せられたる由を記し、頓阿法師高野日記には、「隆信の大原の圖六卷、彩色筆のはえ見所あり、所々のこと葉がき同筆なり、おほかたにては文字かけあふまじきなめり、法性寺殿御筆にもまがふばかりに侍りし、かゝる筆づかひ、いま世にみえず、世のへだてはるかならぬほど、いとくちをしくなりゆくものに侍る」と記して、頗るその書の妙を賞せり。隆信又和歌を善くし、撰ばれて歌所の寄人と爲り、その作の勅撰の歌集に入れるもの少からず。歌集二卷あり。世に行はる。

隆信の遺作

隆信の遺作今に存ずるもの、神護寺所藏の肖像あり。今その一を揭ぐ。

第八十五　藤原隆信筆藤原光能像

高尾神護寺に、嘉曆三年の古曆の紙背に書きたる高雄山神護寺略記あり。その中に「仙洞院安置、後白(河字脫)院法皇御影一鋪、又內大臣重盛卿、右大將賴朝卿、參議右兵衛督光能卿、左衛門佐業房朝臣影在之、右京權大夫隆信一筆奉圖之者也」と記せり。本圖は即ちその一に居り、殆ど疑なき眞蹟とす。光能は壽永二年二月廿一日薨せし人なれども、賴朝等と一筆に圖せりと云へれば、本時代に入りての作なるべし。倭錦には「高尾什物四通、後白河法皇、櫻町中納言、賴朝公、重盛公」とあれど、櫻町中納言成範の像は、神護寺略記にも見えずして同寺に無し。蓋し光能卿像の誤なり。略記の後白河院及業房

の像も、今同寺に存せずして、却りて文覺上人の像あり。同筆と稱すれど疑はし。されば隆信の筆として信ずべきは、本圖と賴朝及重盛の像とあるのみ。倭錦には更に「時代不同歌合、（詞後鳥羽院、室町家藏）兼房夢中影人丸自贊、（堂上家藏）五節醉淵圖（承安五節圖、摸本博物館に在り）、太子繪傳五幅、（題號慈鎭和尙）時代不同殘歎（和歌後京極殿）」を列擧したれど、今所在を詳にせず。

藤原信實

隆信の子（五男、或曰二男）信實も亦似繪を以て世に稱せられし人なり。名畫傳に引ける古鈔本尊卑分脈に「似繪書名人也」とあり。信實初の名は隆實、入道の法諱を寂西と云ひ、法性寺と號す。正四位下、左京權大夫、中務大輔に至る。古今著聞集に曰く、「後鳥羽院御幸供奉人ども誠にえらばせ給て、御あらましに、此定に、御幸あらばやとて、信實朝臣に仰られて、三卷の絹繪にかゝせられけり。八條左大臣、光明峰寺殿、左右の大臣にて供奉し給へり。目出たき重寶にてぞ侍し。今は修明門院に侍とかや。此御幸、御あらましばかりにて、實にはなかりけり」承久三年七月八日土御門上皇御落飾の時、召されてその尊影を寫しゝこと、吾妻鏡、六代勝事記、北條九代記、承久軍物語、增鏡等に見ゆ。頓阿法師高野日記に依れば、同年後鳥羽上皇隱岐に遷されたまふ時、又信實に御影を寫さしめたまひて、七條女院にまゐらせられきと云ふ。明月記嘉祿三年十二月廿八日の條に、「誂信實令畫新繪、今日持參內裏」とあり。又寬喜二年十月二日の記に、「備州（信實）來臨、依二品親王仰、向嵯峨、寫善導影」貞永二年三月十九日の記に「左京權來談、又依繪事、參大殿之次」など見ゆ。著聞集に曰く、「同（後堀河院）御時、似繪を御好ありけるに、北面下﨟、御隨身などの影を、左京權大夫信實朝臣をめして、かゝせられけるに、大夫尉永親その樣をもしらで、なべらかなる白襖きて、北面に候けるが、めし出されける時、太刀をとりてはきて參たりける」。古畫備考引く所の某書に曰く、「天福元年八月十九日、九條大納言殿撰三十六人、令書其眞影、（信實）被進隱岐」東巖安禪師行實悟空和尙の頂相（文永三年六月晦日悟空自贊）の註記に、「影則法性寺信實入道畫之、贊則鷹司近衞北方攝政兼平清書之」と見えたり。又曾て法性寺空阿の囑に依りて、法然上人の像を畫きしことは、法然上人行狀に出で、水無瀨殿の四季の繪卷を畫きて、みづからその文をも書せしことは、頓阿法師高野日記に出づ。同記に曰く、「信實朝臣のみなせ殿の四季の四卷。ことばがき同筆。御製などのあるなるあたりは、御ふでものけしきをかきわけられし、いまもめにつきたるやうに侍る」。新拾遺集哀傷部如圓法師の歌の詞書に、信實がみづからその影像を寫し置きしこと見えたり。信實繪畫の外又和歌を巧にし、勅撰の歌集に入れる歌少からず。その女三人亦和歌に長ぜり。信實の左京權大夫と爲れるは寬喜三年（明月記同年二月六日除目聞書の條に見ゆ）にして、寶治の頃は既に入道せりと見ゆ。（辨內侍日記寶治三年正月の記に寂西とあり）寶治二年百首に七十二歲と記されたれば、治承元年の生れなり。されば扶桑名畫傳に、西園寺家の舊記に在りと曰へる、文永二年十二月十六日、歲八十九にして卒せりとの說は、信ずべきが如し。前記悟空和尙頂相贊の文永三年は或は二年の誤か。高山寺古寫本題跋備考に、「寶治二年三月十六日入寂、年七十三、在鬼簿、如然則以安元二年生、承久三年其四十六歲也」と曰へるは、恐らくは剃髮入道を誤り傳へたるならむ。同書又曰く、「承久乱、信實抱圖本而逃於栂尾、其書簏

凡三四十圓、今猶存於栂尾者、其終此山陰之證也、其墳于三日坂云」。その典據を詳にせず。

信實の遺作

信實の遺作と傳へ稱するものは前出の繪卷物の外尚少からず。倭錦には建保中殿御會圖、住吉、玉津島神影、金泥長銘天滿宮御影、大黑天東叡山護國院什物、現存品を觀るに非なり等を錄し、繪師草子一卷、畫圖品目追加に曰く、「繪師草子原本、古筆了伴所持、嘉永戊申獻上之沙汰」、古畫目錄頭書に曰く、「古筆了伴藏、天保十四年水野越前守取入」、考古畫譜に躬行曰く、「此卷古筆了伴所藏す、後幕府に獻ぜり、ほどなく大城回祿に係り、卷子烏有となれり、可嘆惜、但丹鶴叢書中有摹勒、不足見」、着色ある摸本今に傳はれり、好古小錄、畫圖品目、圖畫一覽等書畫共に信實の筆と爲せりも書畫共に信實の筆なりと云ふ。好古小錄、畫圖品目、圖畫一覽然れども眞に似繪と謂ふべきものは、倭錦、展閲目錄、本朝畫圖品目に見え、集古十種にも載せたる定家卿肖像色紙爲家卿、冷泉家藏、集古十種には更に備前岡山河本又三郎藏の同像ありの外、今に存するもののなきに似たり。たゞこれに類する歌仙像は少からず。左にその二品を掲ぐ。

第八十六　藤原信實筆三十六歌仙圖其一、其二

信實の筆と稱する三十六歌仙二卷は、倭錦、古畫目錄、本朝畫圖品目、考古畫譜等に錄せられ、今も現に佐竹侯爵家の所藏に係る。上記の諸書皆信實の畫、略傳及歌後京極殿の書と爲し、獨り本朝畫圖品目追加に「或云光時畫」の異説あるのみ。文學博士黑川眞賴は、蒹葭堂雜錄に、下鴨の神庫に良經書、信實畫の三十六歌仙を錄せるに依りて、この物元と下鴨の神庫に在りしにもやあらむと曰へり。貫之の歌及躬恒の歌と畫とは曾て失せしを、狩野守信これを補へり。こゝに掲ぐる所、其一は上卷第三人山邊赤人、其二は下卷第十人齋宮女御徽子の像とす。面相の描寫巧妙にして變化に富み、筆致頗る古雅にして、女子像の設色の如きは頗る巧麗なり。信實の筆なると、最も信ずべきものとす。

第八十七　同筆紀貫之像

佐竹侯爵家所藏の外、上げ疊の歌仙と稱し、散じて世の好事家に傳はれるものあり。倭錦に畫信實、歌爲家と爲せり。子爵松平直德君三幀、子爵相馬誠胤君一幀、男爵高橋是清君二幀（貫之、友則）、住友吉左衛門君（兼輔）、原富太郎君（重之）各一幀を藏す。その餘尚あるべし。今揭ぐるものは高橋男爵の一幀とす。これを佐竹家の物に較ぶるに、畫風全く相同じ。

藤原爲繼、伊信

信實の子爲繼も亦父祖の業を傳へて畫を能くせり。從三位正嘉二年正月敘中務大輔に至り、文永三年薨ず。爲繼の子に伊信あり、正四位下、右馬頭に至る。建治二年閏三月北條時宗が造らしめし現存三十六人詩歌屛風の圖は、伊信これを畫きし由、皇朝名畫拾彙に見えたり。亦似繪を能くせしならむ。伊信の子爲信は似繪を作りしこと物に見えず。却りて加茂祭草子を畫きしと云ふを以て、既にこれを繪卷物の章に叙せり。

信尹、豪信

伊信の弟子に信尹あり、畫工便覽に「傳家畫筆力、風格亦可也、圖人丸像」と曰へり。爲信の孫僧豪信も、倭錦に花園院御影、京梅津長福寺什物歌仙殘缺、和歌二條爲重卿人丸色紙、加茂祭卷物等の遺作ありと傳へたれど、花園院御影は正親町忠季次の時代に屬すの作なること後に辨ずるが如し。古畫備考に、大臣像二卷の跋に「大臣影、豪信法印筆也」、又「大臣八十人像、在陽明藤太閤之家、其像則僧豪信所畫」とある由見えたり。又豪信の遺作に文殊像あり。これ

を次章に擧ぐべし。

藤原爲家も亦歌仙の遺作ありと稱せらるゝ人なり。定家卿の子にして、冷泉又中院と號し、正二位、權大納言に至り、康元元年二月廿九日出家して法名を融覺と云ひ、建治元年五月一日七十八歲にて薨ず。續後撰集及續古今集撰者の一人なり。歌仙は書畫一筆のもの往々存ぜり。こゝにその遺作と傳稱せる時代不同歌合の躬恒と紫式部との一圖（小圖第十五）を掲ぐ。隨身庭騎圖卷一卷（伯爵德川達孝君藏）もその遺作なりと云ふ。（倭錦、畫圖品目）隨身九人の御馬を畫き、各々その名を記したり。その中久則と云ふ人を畫ける傍に、「寶治元年十月院御隨身」と記せるを見れば、蓋し亦當時の繪なり。今亦その一部分（小圖第十六）を掲ぐ。

小圖第十五　時代不同歌合

小圖第十六　隨身庭騎圖

以上列叙する所の外、筆者不明の遺品亦少からず。左にその優品を擧ぐべし。

第八十八　後白河法皇御像

後白河法皇御自筆の御像の事は、前編に述べたるが如く、その原本は滅びしなるべし。然れども今妙法院に存ずるこの御像は、傳へて御自筆と稱し、恐らくは本時代の製作ならむと想はるゝ佳品なり。

第八十九　在原行平像

この畫像は板谷慶舟これを鑒定して爲繼の作ならむと云ふ。されどこは前記似繪家系中、この畫の製作年代と略相應する頃の名手を指定せるに過ぎずして、別に明徵あるに非ず。然れども、本時代に於ける肖像風人物畫として、頗る優秀なる一遺品なり。

宅磨榮賀の似繪

宅磨榮賀（傳記は佛教畫の章に述ぶ）も亦時に肖像を畫けり。その遺作と傳ふる大明國師像（日本名畫百選に出づ）は南禪寺に藏せられ、その餘、似繪とは謂ふべからざるも、尙これに類したる左の一遺品あり。

第九十　宅磨榮賀筆柿本人丸像

榮賀の遺作にして印識あるものは、殆ど本圖あるのみ。その面貌、姿態は蓋し古畫に依れるなるべし。然れども描法に至りては、純然たる宅磨派の風格を見る。贊者退耕杜多は鎌倉淨妙寺の開山行勇なるべく、行勇は仁治二年七月五日七十九歲にて寂せりと云ふ。されど本畫贊の款識には「八十一」とあり。僧傳諸書の誤か。或は行勇の外に本圖贊者の退耕杜多あるか。古來畫贊は多く色紙形に書せしもの、この頃より五山禪僧風の題贊漸く行はれしものと見ゆ。

非專家門の似繪

前記諸家の外、非專門家の所作、少からず。固より藝術として多く言ふに足らずと雖も、その名畫傳の諸書に錄せられたるが故に、本書亦これに倣ひて左に列擧す。

文覺上人　正治元年土佐に流さる。神護寺に高さ二尺五寸の自畫影ありしこと、山州名跡志に見ゆ。

左衛門入道桑原某　名畫傳建永頃の人なるべしと言へり。和漢三才圖會に、法然上人の像を寫して、當麻寺奧院に安置せしこと見ゆ。

熊谷直實　建久三年薙髪、法名蓮生坊。承元二年九月十四日歿す。歲六十八。便覽に曰く「自寫影、收武州熊谷寺」。名畫拾彙に曰く「亦在高野山知識院自畫肖相」。

解脫上人　建曆元年三月寂す。歲五十九。海住山寺に自畫像あること山州名跡志に見ゆ。

慈心上人　解脫上人の弟子なり。又海住山寺に自畫像ありし由、同書に見ゆ。

勝法房　法然上人の弟子なり。法然上人行狀繪圖に曰く「上人（法然）の弟子勝法房は、繪をかく仁なりけるが、上人の眞影を書奉りて云々」。

性信　親鸞上人の弟子にして、嘉禎元年越中高岡超願寺を創建せり。續本朝書史に曰く「自畫影像在于其寺」。

後鳥羽天皇　元應元年御即位、建久九年御讓位、承久三年七月八日御出家、同十三日隱岐に遷され、延應元年二月廿三日崩御。御壽六十。自畫自賛の御像、加茂神主松下家の所藏に在りし由、畫史に見え、宸畫三十六歌仙古畫備考に出でたり。

順德天皇　承元四年御即位、承久三年佐渡に遷され、仁治三年九月十二日崩御。御壽四十六。東野州聞書に曰く「順德院のあそばされたる定家卿の影あり」。

道深法親王　後高倉院の第三子なり。建保四年十二月十六日出家、金剛定院御室又開田院御室と稱す。建長元年七月廿八日寂す。歲四十四。淨覺上人の眞影を畫かれしもの神護寺に在りし由、名畫拾彙に見ゆ。

成然房　親鸞上人の弟子にして、上野厩橋妙安寺を創せり。古畫備考にその自畫肖像今に在りと云へり。

宗舜　前出淨賀の嗣にして親鸞上人の弟子なり。その上人及淨賀の連坐像を畫きしこと、古畫備考に見ゆ。

藤原親安　古畫備考に、日蓮上人像の題記に「弘安四年辛巳二月十日(中畧)京都の人親安といへる人此地(甲州波木井)に有り、かたじけなくも尊顏を寫し奉る云々」とある由見えて、その縮寫を載せたり。

藤原爲氏　爲家の子、正二位、權大納言に至る。御子左と稱す。續拾遺集及玉葉集の撰者なり。弘安九年九月十四日薨ず。歲六十五。自畫賛の歌仙圖往々世に在りと云ふ。

藤原景綱　從五位上、尾張守に至り、後薙髮して法名を蓮瑜と云ふ。永仁六年五月一日卒す。歲六十四。名畫拾彙に曰く「其所」畫家祖(宇都宮)朝綱像及自容、共在二下野州地藏院一」。

義尹和尚　後鳥羽院の第三子なり。初め叡山に上りて出家せられ、後道元禪師に學び、三十七歲にして入宋せり。正安二年八月廿一日寂す。歲八十四。自畫賛の畫像ありしこと菊池軍記に見ゆ。

圓覺律師　諱は修廣、字は導御、俗姓大島、伊賀服部の人。法金剛院の中興なり。應長元年九月廿九日寂す。歲八十九。その自畫像ありし由、山州名跡志に見ゆ。

南院國師祖圓　規菴と號す。信州長池の人。大明國師の弟子にして南禪寺を繼げり。正和二年四月二日寂す。歲五十一。自畫像ありし由古畫備考に見ゆ。

智首座　虎關師練の弟子なり。嘉曆元年七月師練の像を寫し、同年又楞嚴會圖を畫けり。

北條高時　從四位下、相模守に至り、鎌倉將軍家の執權たり。正中三年出家、法名崇鑑。元弘三年五月廿二日卒す。歲三十一。月輪寺又寶戒寺と稱す。新編鎌倉志に、崇壽寺の開山南山の像を畫きしこと見えたり。

顯智　信鸞上人の弟子にして、高田專修寺を董せり。建武元年七月四日寂す。歲八十五。尾張名所圖會に、その畫ける撰擇集御附屬御影愛知郡山口村本泉寺に在りと云へり。

花園天皇　延慶元年御即位、文保二年御讓位、建武二年御落飾、御法諱遍行。正平三年十一月十一日崩御。御壽五十三。宸筆尊影ありしこと、雍州府志等に見ゆ。

經覺　大僧正。洞院相國公賢の弟、大乘院門跡なり。隱居して安位寺(一作安住寺)と號す。古書備考に曰く「書解脫上人影、在高山寺」。亦本時代の人ならむ。

似繪の流行

上來述べたる所の如く、前紀以來似繪頗る行はれ、貴紳、高僧等の像往々これを畫かれ、後鳥羽、後堀河兩帝の如きは殊にこれを好みて、閑悅に供せられたまひしほどなれば、似繪の製作、當時頗る多かりけむこと想像に餘あり。後嵯峨院宸筆御八講記(文永七年十月七日)の跋に曰く「後嵯峨院文永宸筆御八講似繪觸眼(持明院御物也)の詞、再參仕人々、爲散後日不審注之、延慶元年二月二日」。吾妻鏡建曆二年六月廿四日の條に曰く。「將軍家(實朝)入御和田左衛門尉義盛家、御儲甚丁寧、以和漢將軍影十二鋪爲引出物」。又仁治二年十一月廿七日の條に、「當將軍家御時、關東射手似繪可被圖之由、有其沙汰、今日以評定之次、先註其人數」など見え、寶治元年六月五日の條に、鎌倉の群臣法華堂に參籠して、故右大將賴朝の繪像の前に列候せしことを記せり。關東にても似繪の流行せしことは、以てこれを徵すべし。さればその作者も、上記の外尙多かりけむこと論なく、遺品も前出の外尙少からず。他日更にこれを增補することあるべし。

牛馬似繪の發達及流行

似繪の大いに行はるゝや、啻に人物のみならずして、動物肖像も亦特に本時代に行はれき。これを牛馬似繪と云ふ。そも〳〵畫馬は、王朝紀に源信のこれに長ぜしことの史乘に見えたる以來、藤原紀を通じて、屛風、障子にこれを作ること少からざりしは、既に上に述べし所の如く、鳥羽僧正の如きも殊にその妙を極め、天閑十二匹の馬を寫しゝもの世に行はれき。(本朝畫史)然れども、彼の明皇の照夜白、玉花驄が、揚上庭前屹として相向ふと云ふが如き、謂はゆる動物肖像としての畫馬及畫牛の事は、前紀に至るまで未だ史書に見えざりしが、本時代に入りて、始めて頻りに行はるゝを見る。蓋し亦尙武の思想の一影響に外ならざるなり。殊に牛の似繪は、獨り駕車に專ら牛を用ゐし我が國俗の所產にして、唐宋に聞かざる所とす。當時縉紳の駿牛を好みしさまは、駿牛繪詞に詳なり。同書に依るに、大江匡房專ら牛の事を沙汰し、後白河院の御代、よろづの道、花やかなりしより、池大納言賴盛、堤大納言朝方等これに精く、後鳥羽院に至りて、諸道を御興行ありしかば、牛馬の御沙汰も殊にはえある御事にて侍りける。されば侍、卿相には按察使中納言光息、雲客には牛玉中將、僧には二位法師御房尊長等、この道を好みて、人々に爭ひ申されけることなむ。名馬の愛好に至りては、何時何處にも行はれしものとて、事新しく盛衰を論ずるに及ばざれど、生月、磨墨などの事を初めとして、當代の武士が殊に駿足を貴びけむは言ふまでもなし。かくの如き世風は、即ち牛馬似繪の特に本時代に發達せし所以なりけり。駿牛繪詞に曰く。「安嘉門院の御牛、北白川そだちなり。所生のはじめより、さま〴〵にいたはりたてられしかば、勢もおほきに、容儀もたぐひなき程の上牛なり。女院御秘藏の次第のべつくしがたきものなり。眞影を花幔にうつされて、淸涼寺の本尊の帳にかけて、いまにあり」と。以て當時のありさまを想見するに餘ありとす。

藤原良經

牛馬似繪を以て最も著名なりしを、後京極攝政良經公の馬と、普賢寺攝政基通公の牛と爲す。良經姓は藤原、又中御門殿と號す、兼實の二男なり。建永元年三月七日薨ず、歳三十八。和歌、書道の外殊に畫馬に長ぜりき。基通の畫牛と共に雙絕と稱せられし由は、駿牛繪詞に見えたり。

藤原基通

藤原基通は基實の子なり。承元二年十月五日出家し、法名を行理と云ひ、天福元年五月廿九日、歳七十四にして薨ず。駿牛繪詞に曰く、「普賢寺禪定殿下、なにごとにもくらからぬ御事にて、おはしましけるが、それこそ又うるはしく、牛の髓腦をばしらせ給ひて、あるべき式まで、御記にとゞまりたること、うけ給りおよび侍しが、畫圖の御筆までも、たぐひなき御事と聞えさせおはしまし云々」。

澄承の畫馬

小川僧正承澄（佛敎畫の章に出づ）も亦畫馬の妙手なりき。翰林五鳳集に曰く、「小河僧正雖爲浮屠氏、善相馬、亦能畫馬、韓幹、江都王之匹也、僧正持誦之餘暇、圖一馬、謂人曰、馬之五歳、而筋骨步驟背斯者、天下駿材也、小笠原成員得斯圖、以藏于家」。倭錦にも、その遺作馬之圖及漢軍卒馬牽圖を記したり。後者は今片野邑平氏これを藏す。馬首の描寫頗る巧なり。

任禪、幸增

法眼任禪及同幸增も牛馬似繪の名匠なり。吉槐記乾元二年（嘉元元年）正月廿九日日吉御幸の條に曰く、「任禪法眼被召御前、畫牛馬之似繪、堪能事也」。續史愚抄の同じ條に曰く、「一院幸日吉社、（中略）御宮廻後、召法眼任禪（按當社社僧歟）於御前、被書牛馬似繪云」。同書同年五月十九日の條に曰く、「常盤井殿（法皇御所）東透渡殿杉障子、（北裏云）被令法眼任禪、（藝書也、座主宮覺雲親王坊官、當時堪能云）同幸增（彩色畫師云）等畫牛馬似繪、（自去十七日、於常御所南椽畫之、今日終功者）馬西一間（一西）黑、（弘安二年）同間（一東）栗毛、（同五年）二間（一西）栗毛、（嘉元元年御廐）同間（五東）鴾毛、（同二年御廐）三間（三西）栗毛、（同三年）牛同間（東）方黑、（丹波）四間（西）大黑、（越前）同間（東）薄色、（河內）五間（西）□波、（大和）同間（中）黃斑、（御廐）同間（東）橫笛、（御廐）已上各名譽物云、奉行院司三條前中納言、（實躬）中院、新院有臨幸、頃之還御」。又同月廿一日の條に曰く、「障子裏牛馬繪銘、按察大納言實泰依仰書進之」古畫備考吉槐記を引いて任經法眼と記せしは誤ならむ。扶桑名畫傳も同書より引いて仁禪と記し、尊卑分脈の「丹後守光氏二男（內供）仁禪」即ちこの人ならむと爲し、その弟圓俊は延慶三年二月十三日七十歳の寂なれば、年代も合へりと曰へり。未だ俄に信ずること能はず。

藤原實忠

藤原實忠卿も亦牛の似繪の妙手なり。實忠は三條內大臣公茂の嗣、實は前內大臣實重の男なり。嘉元四年正五位に叙し、應長三年（六月三日）侍從に任ぜられしより、左中將、右中將、兼美乃權介、下總權守、參議、權中納言、權大納言兼中宮大夫、皇后宮大夫、宮內卿、治部卿、大納言、右大將、右馬寮御監、內大臣（康永二年三月十九日任）に歷仕し、從一位（貞和二年叙）に進み、貞和元年（九月八日）內大臣を辭し、同三年正月四日四十四歳にして薨ず。左の遺作ありて今に存ず。これ當時盛に行はれし牛馬似繪の殆ど唯一の標本なり。

第九十一　藤原實忠筆筑紫牛小額圖

駿牛繪詞に曰く、「新大納言伊良禮子、出雲牛、小額、筑紫牛、御室御牛、傳法院寶螺丸、越前牛、荒鳥、筑紫牛、懸牽、越前牛、已上五頭左中將實忠朝臣筆」今帝室博物館に藏せらるゝ本圖は、土佐光貞これを鑒定して、行光の畫、實忠の題銘と爲しきと雖も、謂はゆる題銘の「御室小額筑紫」（畫に附して傳存せり）の文字

は、書と共に花山院家の駿牛繪詞古繪卷中の題銘なること疑なく、前抄の文に依りて、この書の實忠卿の筆なること明なり。而も左中將實忠朝臣の筆と曰へるに考ふれば、この書は實忠が左中將に任せられし正和三年十月廿一日より、同四年七月廿一日右中將に轉ずるまで頃の作ならむ。尙古圖錄に曰く「右駿牛の圖一卷（八枚、）今春故ありて小濱家より出たりしを住吉廣貫、板谷廣春、板橋貫雄、伊能穎則、横山由淸、田代綱蒂、長井十足とおのれ（栢木政矩）とにて、一ひらづゝわかちたり。牛の名を記したる題紙五ひら傳はりて、三枚は逸せり。按るに、此繪もと詞のありしが失たるか。もとより圖ばかりのものか。又は駿牛繪詞の異本などの殘缺歟。考ふべし」博物館に在る駿牛圖卷は、尙古圖錄に謂はゆる八枚の外、尙二頭の牛あり。蓋し住吉廣貫等の分配以前の摸本ならむ。

因みに言ふ。尙古圖錄には謂はゆる八枚の中、栢木氏の有に歸せし夏引及牛童彌王丸の圖を載せつ。考古書譜亦これを收めたり。今原本の所在を詳にせず。こは駿牛繪詞に、「常盤井入道大相國仙洞へ進せらる」と曰ひ「夏引、（御厨牛、一名長黑）彌王丸」と記せるものにて、小額と共に八枚共、皆これ花山院家駿牛繪詞古繪卷の殘缺なること明けし。されどその筆者は駿牛繪詞に依るも知るべからず。書圖品目には「駿牛繪詞、繪高階隆兼、詞常盤井相國（實氏公）、古書目錄には「駿牛繪詞、書相模守基光、寫塙撿校にあり」と言へれど、鑑定の誤なることは、光貞が行光の書とせしに同じ。仍りて想ふに、塙撿校が類從本に收めたる底本と爲りし駿牛繪詞の寫本には、挿書の具はりしなるべく、原本は花山院家を出でし、後轉傳して小濱家に入り、塙氏の摸寫せしめし後散亂して、その斷片八葉住吉廣貫等の手に渡りしならむ。かくの如く散亂しながらに、今その一圖博物館の藏に歸して、實忠朝臣の筆蹟を觀ることを得るは、實に不幸中の幸なりと謂ふべし。

仙洞御筆

駿牛繪詞に曰く「繼木、（筑紫牛）山口、（但馬牛）玉箒、（越前牛）松谷樹、（筑紫牛）以上四頭仙洞筆」。この謂はゆる仙洞は花園院にもや。仙洞のみづから駿牛を畫きたまひしを見れば、當時牛の似繪の流行のありさま、實に想ひ見るに餘あるを知るべきなり。然れども現存の遺品は、前記の駿牛繪詞殘缺及

國牛十圖、馬醫圖

國牛十圖、（一卷、群書類從に出づ）馬醫圖（一卷、其一部分考古書譜に載せられたり）の摸本等あるに過ぎず。國牛十圖は考古書譜に隨意錄を引いて、「卷末云、延慶三年五月十日余、河東牧童寧直麻呂記之」と曰へり。類從本には諸國の牛九圖あり。馬醫圖は倭錦に隆兼の筆とし、考古書譜には、これに藥草圖の副はれる摸本に、圓融院の天祿元年庚午七月八日とあり、又「七郎兵衛尉忠泰相傳之、文永四年丁卯正月廿六日甲寅、西阿」（花押あり）の奧書ありと曰へり。これ等尙後考を期す。

Painter - Takanobu.

Owner - Jingo-ji,
Takao
Yamato

第八十五　藤原光能像　藤原隆信筆

絹本著色

竪四尺六寸五分横三尺七寸

山城國高雄　神護寺藏

（第百二十一頁參看）

Painted – Natsugaese.

Kyuuemon Hanagami Sataki.

Tokyo.

第八十六　三十六歌仙畫卷　藤原信實筆

全二卷　紙本著色

第一卷　四丈二尺七寸一分

第二卷　三丈六尺七寸

各竪一尺一寸八分

玆に出す山邊赤人は第一卷、齋宮女御徽子は第二卷の各一圖なり

東京　侯爵佐竹義生君藏

（第百二十三頁參看）

Painter Nakagawa.

Owner—Marquis Satake

Tokyo

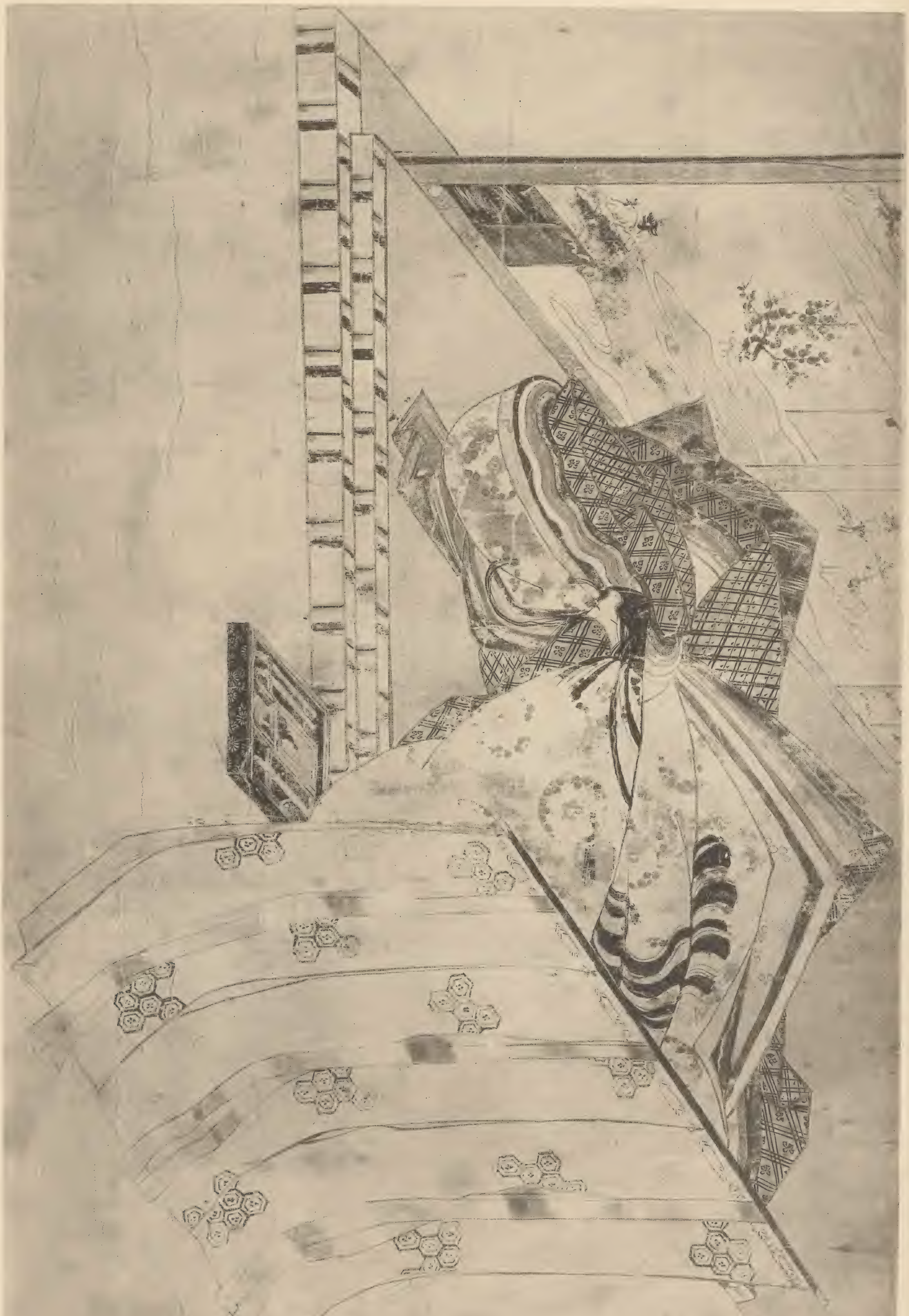

Painter Watanabe.

Owner Baron Takahashi.

Tokyo

第八十七　紀貫之像　藤原信實筆

紙本著色

竪九寸九分橫一尺六寸六分

東京　男爵高橋是清君藏

（第百二十三頁參看）

木工頭従五位 紀貫之
御書所預右馬頭醍醐朱雀二代人
さくらちるこのし
た風ハさむからて
そらにしられぬ
ゆきそふりける

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第八十八　後白河法皇御像

絹本著色

竪四尺四寸一分横二尺八寸

京都　妙法院藏

（第百二十五頁參看）

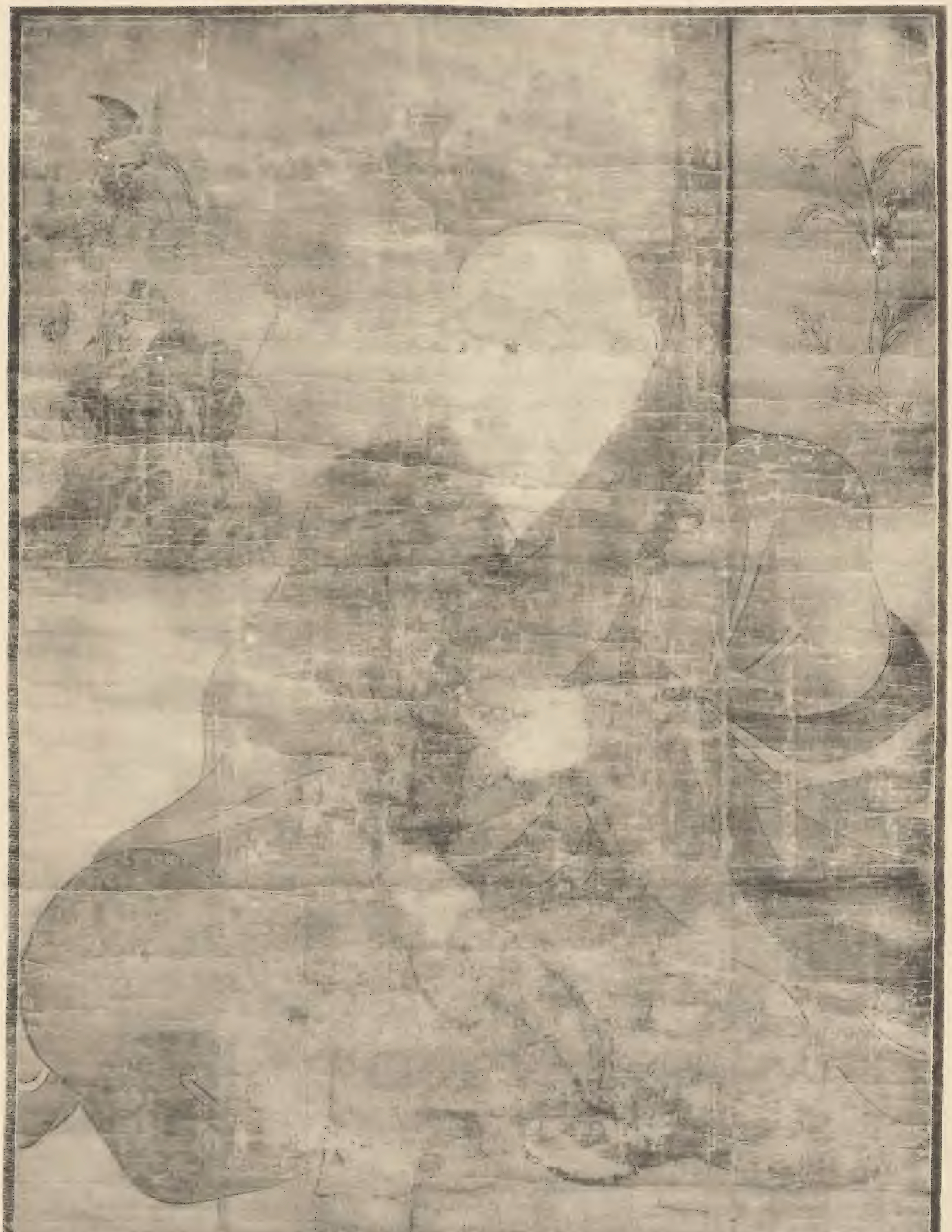

[illegible] [illegible]

[illegible] M. Watson.

Tokyo

第八十九　在原行平像

絹本著色

竪三尺六寸横一尺八寸七分

東京　片野邑平君藏

（第百二十五頁參看）

[illegible]

[illegible]

Tokyo

第九十　柿本人丸像　宅磨榮賀筆

絹本著色

竪二尺八寸横一尺三寸七分

東京　赤星鐵馬君藏

（第百二十五頁參看）

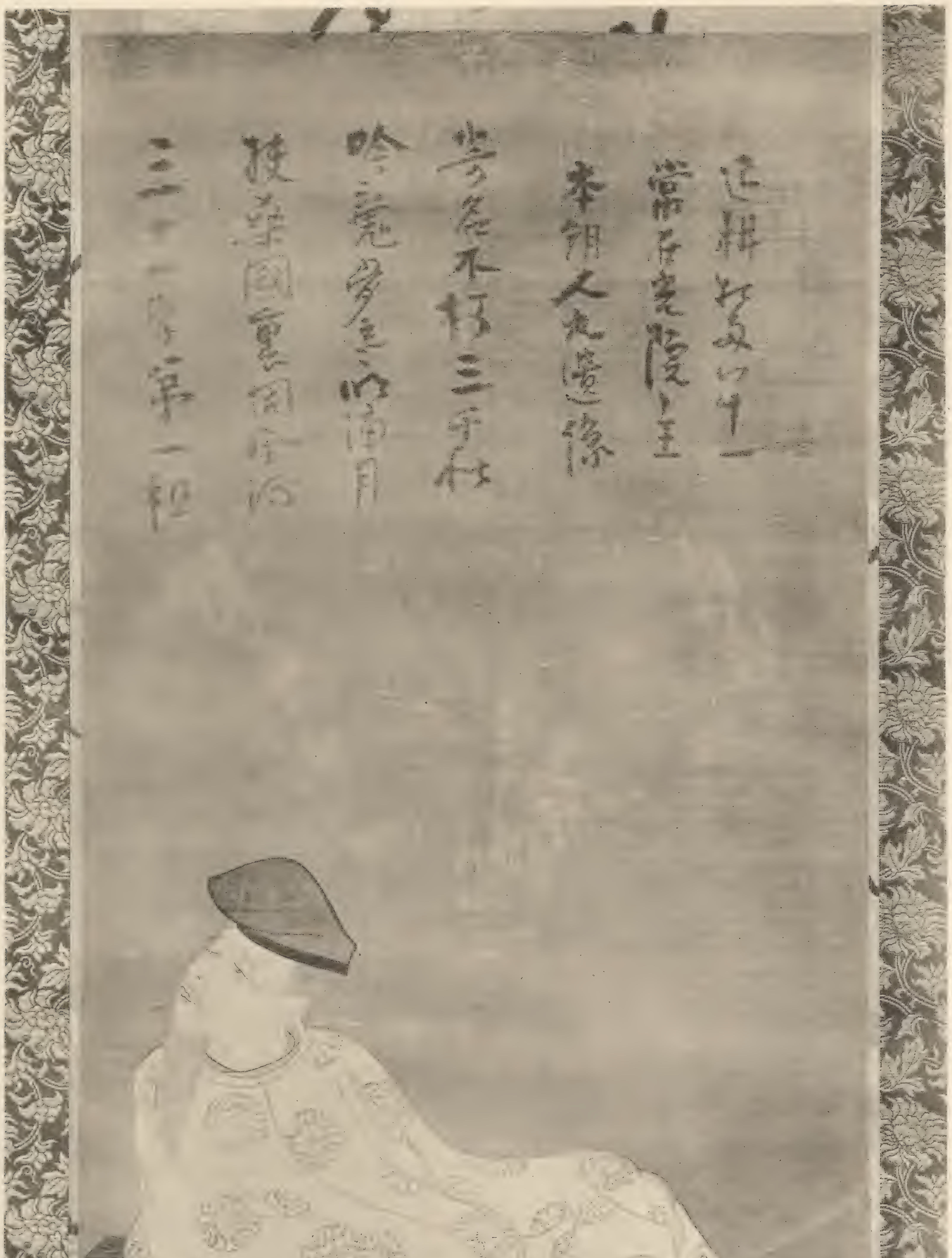

Painter Sanetaka.

Owner—

The Imperial Tokyo Museum.

第九十一　筑紫牛小額圖　藤原實忠筆

紙本淡彩

竪八寸九分橫一尺七分

（第百二十八頁參看）

東京帝室博物館藏

第三章　佛敎畫

佛敎畫製作年表

佛敎畫も亦本時代に甚だ盛なりき。今先づ畫人の名を逸したる製作の事實を列擧して、その狀況と當時に行はれたる作品の命題とを知らむとす。

文治二年二月十八日　「此日奉為故知足院殿、於堂供養佛經、(中略)佛一鋪、阿彌陀、不空羂索、普賢、圖三尊等於一鋪也、件脇士二休ハ、彼殿御平生之間、殊奉仰給、仍所圖也云々」(玉葉)

同四年三月廿四日　「當五七日、地藏曼荼羅」(同前)

同年三月廿六日　「次內府女房修臨時佛事、(中略)畫像阿彌陀三尊二幅」(同前)

同年十一月廿七日　「一、御佛、曼陀羅一幀、三幅、圖樣可仰佛師、幡十六流、長七尺、八流白色、可畫不動尊、八流八色、可畫八方天像、(中略)以上圖樣可仰佛師」(山丞記、六條殿安鎭法の條)

同年十二月九日　「參六條殿、(中略)新圖御佛、兼□□師、於大阿闍梨房、隨後命圖繪、三幅」(同前)

同年十二月十六日　「凡佛像圖繪法、可為如法之儀、而安鎭幡不動、何為墨畫哉、(中略)近江律師、此事尤可為青墨像之由被申、如此結沙汰了、仍佛師參上之時、粗被仰此旨了、佛師申云、日來此墨畫條不審思給之處、此義尤可然之由申、八天像、前座主六條殿被畫立像、今度如何之由申、可為其定、被仰之、佛師退出了、即行照參上、次承此子細、乍恐申云、彼八天、皆乘八種獸、尤可為坐像歟、軌文如此、爰大將仰云、此條尤可然云々、(中略)可為坐像之由、被仰佛師了」(阿婆縛抄)

同五年九月十七日　「寺塔以下注文曰、(中略)一、關山中尊寺事、(中略)其路一町別立笠率都婆、其面圖繪金色阿彌陀像」(吾妻鏡)

建久元年五月三日　「於南御堂、為一條殿追善、被修佛事、(中略)被供養繪像阿彌陀三尊」(同前)

同二年二月廿一日　「畫像阿彌陀三尊一鋪、被安置御持佛堂、是為文學聖人沙汰、於京都、日來所被奉圖繪也、今日有供養儀」(同前)

同年九月廿七日　「普賢延命、(中略)慈鎭和尙、前唐院曼荼羅護世四天王像各一鋪、各新圖繪之」(阿婆縛抄)

同年十二月五日　「佛師法橋參上、曼荼羅圖本給之、三昧樣也、十六幡事、不動幡、今度可為青黑四臂像之由、被仰之、八天幡、近來六條內裏、為立像之由、佛師所語申也、可為其定歟之由、佛師退出了、行照申云、彼八方天幡事、古皆坐像也、軌文說可然也、立像條、何樣事哉申、大和尙尤可然、可為坐像之由、重被仰佛師許了」(阿婆縛抄安鎭日記)

同年閏十二月五日　「此日奉為故女院、奉供養一品經、又副供養佛像一鋪、釋迦、彌勒、地藏、奉圖一鋪中」(玉葉)

同三年三月十二日　「法勝寺執行法印章玄御佛事、佛突立障子阿彌陀三尊圖之」(心記)

同年同月十九日　「次別當佛事、繪像阿彌陀曼多羅、眞言供養」。(同前)

同五年八月十六日　「佛後障子二間内、東則奉圖藥師如來、日光菩薩、月光菩薩、十二神將、不動明王、大威德明王等像、并慈覺大師、相應和尙等眞影、西則奉圖釋迦如來、十大弟子、普賢菩薩、文殊菩薩、多聞天王、持國天王、并傳敎大師、慈慧僧正等眞影、東方障子圖繪九品往生三輩儀式」（門葉記抄、藤兼實皇嘉門院の爲に建立せし叡山無動寺大乘院供養願文）

同七年十月　「爲日來之沙汰、奉圖繪世親并三幅像、依衆力難及、申請岳崎法眼而加綵色、軸、表紙并佛臺等以執行」（講會、東大寺續要錄）

正治元年四月廿三日　「故將軍百ヶ日御忌辰也、於御持佛堂被修佛事、佛新圖釋迦、阿彌陀各一鋪」（吾妻鏡）

同二年七月六日　「尼御臺所、於京都被圖十六羅漢、佐々木左衛門尉定綱調進之、今日到來、御拜見之後、令奉遂葉上房之寺給」（同前）

同年同月十五日　「於金剛壽福寺、新圖十六羅漢、被遂開眼供養」（同前、北條九代記にも出づ、或は前條の羅漢と同品ならむ）

同年八月廿九日　「參法性寺殿（中略）曼陀羅供」（明月記）

元久元年十二月六日　「參本所、九條女房被來、今日初七日、依御遺言、供養阿彌陀迎接、法華一部」（同前）

同年同月十八日　「爲尼御臺所御願、被圖繪七觀音、其比自南都到着、今日於彼御方被遂供養」（吾妻鏡）

建永二年二月廿七日　「巳時參上、於御讀經所（中略）四天畫像供養、（中略）次七佛藥師法結願」（同前）

承元三年六月三日　「童子經圖繪供養」（同前）

同年七月廿七日　「於押小路烏丸御所、被修安鎭法（中略）御本尊三鋪中央黄色二臂不動、次院紺色四臂不動、第三院廻テ繪八方天、十六流幡、開白之時、大壇奥左右並之、左天幡右不動、（中略）不動幡墨書、天幡綵色也、坐像、乘獸」（阿娑縛抄）

同年十月十三日　「當于故右大將御月忌、於法華堂被修御佛事（中略）有書寫妙典圖繪佛像、已下之作善」（同前）

同四年十一月廿二日　「於御持佛堂、被供養聖德太子御影南無佛」（同前）

建曆元年九月十九日　「尊勝御修法、一箇日夜支度、曼茶羅一幀、圖樣可仰佛師」（阿娑縛抄）

同二年　「三井寺の公胤（中略）兩界曼茶羅并に阿彌陀の像を供養してけり、其後五ヶ年經て建保四年四月廿六日云々」（古今著聞集）

建保二年四月八日　「能野三御山御寶殿並御正体等令圖繪之、於御正体者各奉造、半出奉懸之、是爲每々月」（後鳥羽院宸記、明月記亦略同じ）

同年同月十八日　「新奉寫熊野三御山御正体、奉禮之（中略）奉懸持佛堂也」（後鳥羽院宸記）

同年十二月四日　「於新造大炊殿、上皇御所、被修安鎭家國法（中略）寢殿（中略）正中間、寄北、立佛臺、懸曼茶羅、中臺五色界道兩臂不動、黃色、座金山、遍身多有迦樓羅炎、第二重獨古界道、八方紺青色四臂不動、座四寶須彌山上、但四寶重界圖之、明王後、立八輻金剛輪、々外有半三股形、輪頭復有伽樓羅炎、第三重八方面八方天形像、座八獸、具如軌說、三幅圖之、旗幡十六流、懸龍、八流白色書四臂不動尊、紺青色、八流八色書八方天」（阿娑縛抄）

同三年二月廿八日　「注進、文殊八字御修法一七ヶ日夜支度、御本尊圖樣可仰佛師」（阿娑縛抄）

同五年七月廿六日　「爲太上皇御惱御祈、於高陽院殿被始行之（延命法、中略）新被圖畫供養玉へり、普賢延命菩薩形像并四大天王形像各一体」（阿娑縛抄）

貞應二年九月廿四日　「於二品御持佛堂、被供養繪像地藏菩薩」（吾妻鏡）

安貞元年十一月十八日　「將軍家御不例、今日於御所御持佛堂、被圖繪於御護佛」（同前）

天福元年十月十四日　「送車、尼典侍詣、興心坊開眼不動小書像、以御帶絹奉書云」（明月記）

嘉禎元年三月廿三日　「向今出川（中畧）又供養日吉御正体繪像」（同前）

同年七月十八日　「於新阿彌陀堂、被行曼陀羅供」（吾妻鏡）

同二年六月五日　「曼陀羅供」（同前）

延應二年二月廿三日　「奉供養普賢繪像（中畧）至佛像者、先年圖也、奉圖加十羅刹女」（平戸記）

仁治元年十二月十一日　「今年殊重厄（中畧）今日可始行七ヶ日小逆修（中畧）堂莊嚴、本尊前佛壇上立佛臺、奉懸日佛五十体繪像」（同前）

同年同月十七日　「今日逆修結願也（中畧）供養第四七日佛經、先撤日佛奉懸改阿彌陀像一体」（同前）

同三年二月廿九日　「關白殿渡御、今日千日御講結願云々、奉圖繪阿彌陀三尊像供養也」（同前）

同年同月三十日　「今日依千日御講、關白已剋許爲參小御堂（中畧）三寸像百体被造云、一日可被宛供養一体云々前之圖繪像也」（同前）

同年十一月一日　「今日佐渡院御中陰、已滿四十九日也（中畧）可奉供養佛經、御佛圖繪阿彌陀如來像也」（同前）

寛元四年十二月十八日　「屈請澄月上人受戒、又奉供養等覺曼茶羅、所勞增氣之間、爲修正之本尊、一日頃奉圖繪、上人被書銘」（葉黄記）

同年同月廿四日　「供養三尺地藏像、去々年爲祈世路事、摸寫万体（中略）欲圖像奉籠御身中」（同前）

同五年正月十一日　「圖始北斗曼茶羅」（同前）

同年同月廿六日　「今日新圖北斗曼茶羅、以阿鍐闍梨、開眼供養」（同前）

寶治元年八月十八日　「被圖繪千手觀音像、爲將軍家御不例事也」（吾妻鏡）

建長二年六月廿七日　「今日令講論法華、靈山曼茶羅一鋪、非新圖」（岡屋關白記）

同三年十一月十五日　「以大菩薩之御影、鶴岡之于別當坊奉入勸請」（吾妻鏡）

同七年三月十三日　「太子曼茶羅始繪之」（法隆寺別當次第、覺遍法印の條）

正嘉元年五月二日　「奉圖繪四聖御影、聖武、良弁、菩提、行基、展供養了、三幅御影、奉安三面僧房北室」（東大寺續要錄）

弘長三年十一月八日　「尊海法印帶等身藥師書像、七箇日爲令參籠于三島神社、今曉進發」（吾妻鏡）

同年同月十七日　「被圖繪供養放光佛、是依尊海法印申行、至御產之時、連日可被奉供養云々」（同前）

文永六年三月十六日　「被行尊勝曼茶羅供養於法皇御所」（續史愚抄）

同年五月十一日　「圖等身大井（八幡）御影」（東大寺續要錄）

同七年四月　「三論列祖影像廿鋪、壁圖之」（同前、西南院一院御願所建立院廳下文）

同十年八月五日　「前京極院御周忌、被行曼茶羅供養事」（吉續記）

同十一年二月廿二日 「天台座主前大僧正澄覺、開眼北斗曼荼羅於押小路殿」。（續史愚抄）

弘安三年五月十四日 「御逆修曼荼羅供、上皇御沙汰」。（勘仲記）

同四年後七月 「安極樂曼陀羅一幅、圖寫當麻曼陀羅」「安置如法造立金色阿彌陀如來像一体、在厨子、三方立屏、正面當寺大佛并脇士四天等像圖之、八幡大井社壇并地形等圖之、左方聖德太子、聖武天皇、菩提僧正、鑑眞和尙、良辨僧正、行基并等御影圖之、右方龍樹并、羅什三藏、嘉祥大師、善導和尙、弘法大師、聖寶僧正等影圖之」、「安尊勝曼陀羅一鋪」、「安等身弘法大師御影一鋪」。（東大寺續要錄、新禪院建立の院廳下文）

同五年八月十七日 「參龜山殿、大多勝院御月忌也、院御方可被行臨時御佛事、（中畧）御本尊圖繪六觀音像、御經宸筆」（同前）

同年十月五日 「本宮奉幣日也、（中畧）懸御正体一面供養」。（同前）

同六年十月九日 「參北白川殿、今日奉爲前安嘉門院五七日、被行曼荼羅供」。（同前）

同八年二月卅日 「寢殿の東面のもや廂までとりはらひて、釋迦如來の繪像かけたてまつる」。（增鏡、北山准后貞子九十賀の條）

同十一年四月廿一日 「奉圖繪釋迦如來像一鋪」。（春日社三十講最初願文、太上天皇）

德治元年七月二日 「一院召東寺七祖師畫像、爲被修覆云」。（續史愚抄）

同年九月十二日 「一院奉爲龜山院、（中畧）被建灌頂堂、有供養法」。（同前）

同年十月十六日 「東寺七祖畫圖修覆訖、因自一院于時御所爲嵯峨返賜本寺」。（同前）

同三年二月十三日 「法皇（龜山）召東寺兩界曼荼羅在西院寶藏」。（同前）

同年七月十九日 「爲法皇御沙汰、奉爲前遊義門院一回御忌、行兩界曼荼羅供於攝取院、在龜山殿、法皇梵字被染宸翰、（中畧）亦被行佛經供養」（同前）

應長元年八月廿六日 「奉爲後二條院、於大覺寺殿、法皇御宇多爲御所、被供養兩界曼荼羅、本尊梵字、法皇被染宸翰云」。（同前）

文保元年八月八日 「一、繪像一日大佛用途事、但十一面觀音也、一、料紙五帖、代百五十文、紙ヲソバヱ八枚宛、上ヘ廿八ツグ也、但今ニタケハ不可有之、講堂ニ奉懸之時、長テアマル也、タケヲ取アリスベシ、ソク飯一帖、十合、（中畧）文保元年丁巳八月八日戌時供養了、此ハ善弘維那師自筆ノ本ヲ移了、正本ハ實俊大拜ニ在之、一、於中門前供養在之、佛奉懸事、（中畧）中門南浦二階ノ下ノ重ノ丸鼻ニ懸之、二人登テ、細綱ニテ、二所ヲ二階ノモコシニツル云々」。（嘉元記）

同年九月七日 「今日初七日御佛事、永福門院御沙汰也、道場寢殿東二間拵加之、藥師立像奉懸之、用佛臺」。（伏見上皇御中陰記）

同年同月廿七日 「今日上皇臨時御佛事、（中畧）佛阿彌陀三尊畫像」。（同前）

同年十月九日 「日佛供養、（中畧）今日准后被修御佛事、（中畧）御本尊阿彌陀繪像、（中畧）以故院御服爲御衣絹」。（日野大納言俊光卿記、伏見院崩後の條）

同年同月十五日 「今日被行臨時御佛事、延明門院御願也、御佛阿彌陀。以法皇御衣被圖之」。（伏見上皇御中陰記）

同年同月廿日 「今日仁和寺宮臨時御佛事也、御本尊法花種子曼陀羅」。（同前）

同年同月廿一日 「今日曼陀羅供、永福門院臨時御佛事云々、曼陀羅兩部種子也、仁和寺宮筆云々」（同前）

同二年九月十五日 「龜山院御國忌、因被行曼荼羅供養」。（續史愚抄）

正中三年六月十八日「大佛繪像書供養」。(嘉元記)

元弘元年十月三日「如法尊勝法御修法、(中略)御本尊曼荼羅一幀、(三幅、圖樣可仰佛師、)(中略)右依綸旨大略注進如件」。(阿娑縛抄)

建武元年三月廿三日「御本尊於被圖繪」。(鶴岡八幡宮寺社務職次第、成良親王尊勝護摩供の條)

同年九月廿三日「奉圖繪胎藏、金剛兩部曼荼羅各一鋪」。(大日本史料東寺文書後醍醐天皇願文)「中臺宸筆」。(東寺塔供養記)

兩部、感見、意樂の圖像　淨土畫の流行　顯密の渾化　禪宗の影響　羅漢像　輸入の佛教畫　宋風の影響、宅磨派の大成

これを見ても、その製作の盛なりしさまと、本編総說の條にも述べたる如き命題の變遷、即ち兩部神道及感見乃至意樂の非純正密教圖像の行はれしことゝを知るべし。加ふるに淨土宗の流布最も盛なりしかば、阿彌陀及三尊、二十五菩薩來迎圖の製作、當麻曼荼羅の傳寫極めて盛に行はれぬ。こゝに於いて、平安時代に於けりし佛教畫上顯密の差別は殆ど全く破れ、兩者渾化して、畫風も終に一に歸したり。而して榮西以來禪宗の次第に弘まるや、その宗風、在來の密教又は淨土教等の如き崇拜的圖像を建立せずして、教主及列祖の外、主として法悅禪喜の友とするに宜しき神通遊戲の羅漢像を好みしかば、その製作漸く出でゝ、南北朝乃至室町時代に於ける流行の端を啓きぬ。上に見えたる平政子が京都にて十六羅漢を畫かしめて壽福寺に寄せ、正應中建立の南禪寺には大羅漢寶閣を建てゝ、「後素五百應眞」(天下南禪寺記)を作りしが如きは、即ちこれなり。蓋し前の時代に傳はりしものゝ外、建曆元年泉涌寺の俊芿が宋より請來せし十八羅漢(開化寺比丘尼正大師之所施、禪月大師所畫也(釋書)今現に京都高臺寺に在り、支那畫の部に出づ)等、その好藍本なりしなり。俊芿又宋に在りて、南山、靈芝二師の像を寫し、爾餘の圖畫と共にこれを齎せり。これより先、仁安三年(前紀に屬すれど便宜玆に記す)俊乘房重源も宋より極樂曼荼羅及淨土五祖眞影(嵯峨二尊院に存す、支那畫の部に出づ)を請來せり。(法然上人導師と爲り、建久六年十一月廿八日東大寺半作の軒にて供養す、大佛供養記に出づ)その他にも宋より傳はりし佛教畫は、尙少からず、李龍眠及謂はゆる張思恭等の蹟もありしならむ。されば、宋風佛教畫の影響は、本時代に至りて甚だ著きことを致し、勝賀、榮賀等出でゝ、宅磨派を大成し、佛教畫界殆どこれに風化せられざるはなく、以て後に李伯時の再來とも謂ひつべき明兆の出づる地を成せしを見る。今先づ宅磨派を叙して、後他の繪佛師に及ばむ。

宅磨の家系　爲辰　爲行

宅磨の家系は詳ならず。蓋し前代の爲成、爲遠、爲久等は一家隔世の名手にして、謂はゆる繪佛師には非ざりけむも、夙に佛教畫の專門に傾きしものゝ如し。本時代に入りては宅磨爲辰あり。神護寺略記に「大師影像一鋪、(中略)右文治年中、以根本御影奉寫之、繪師託磨先生爲辰也」とあり、又同寺文書に、「同像(八幡大菩薩)一鋪、右文治年中、淨覺上人以平岡御形像、(大師御筆第二寫本)奉寫之、繪師託磨先生爲辰也」とある外、傳歷徵すべからず。これに次いで宅磨爲行あり。行長の子なりと云ふ(土佐系圖)は年代合はず。却りて爲久の子と云ふ(江戶志)かた、當れるものゝ如し。爲行左近將監に至り、御堀河帝に仕ふと云ひ、(便覽、名公畫譜)或は將軍賴經に仕ふと云ふ。(畫史)吾妻鏡寬喜三年九月三日御願寺点地の條に、「召宅磨左近將監圖繪之」と記したり。古畫備考某書を引いて、宅磨法眼爲行の畫きし六孫王御影(永正十一年修補)の事を錄せり。果して法眼に叙せられしにや明ならず。倭錦には爲行の作として、赤童子、不動、佛畫等を擧げたり。佛教畫を作りしこと史書に見えねど便宜こゝに載す。

爲行に先だちて宅磨勝賀あり。その爲辰、爲行との系譜上關係は不明なり。江戸志には爲行の子澄賀、澄賀の子勝賀と爲したれど、何に據れるやを知らず。前二家は任官せしこと上出の如くなれど、勝賀に至りては、僧形の專門繪佛師たりしものとおぼしくて、僧位（法眼）にも叙せられたり。宅磨家の春日繪所たりしも勝賀よりの事ならむ。神護寺文書に曰く「以根本曼荼羅奉寫之、佛師勝賀法印、金銀泥者、鎌倉右大將沙汰、御衣絹者、同室二品禪尼沙汰也。」又曰く。「又十二天屛風甲乙帖佛師勝賀法印筆、種字者、紫金臺寺御室御筆也」。東寺長者補任僧正俊證の條に、建久二年十二月廿八日灌頂院供養に就いて記して曰く「兩界曼荼羅新摸也、（中略）又十二天屛風新奉寫、（依朽損也）繪師宅間法橋勝賀」。（仁和寺御傳、十二天屛風の事亦同じ、但賀を賢に作れり）阿娑縛抄京極殿安鎮日記に曰く「建仁二年十月十一日（壬午）開白、（中略）曼荼羅事、二幅御佛、（三昧和尚圖樣也、勝賀法眼圖也、）十六幡事、一、壺幡（長七尺許也）八流、（白色、不動八墨書）八流、（色々、各方天像は綵色ナリ、色々次第如六條殿記）佛師勝賀、立像不乘物像圖之、仍俄大將令入堂給後、召佛師、立像之下、各禽獸等令圖之了」。又同書賀陽院新殿安鎮日記に曰く「元久二年十一月初夜時起首行事、（中略）一、曼荼羅事、中臺金色二臂、二重四面四臂不動八体、三重八方天乘獸也、一、幡事、明王幡八流白色、（墨書不動、）四臂輪中住天幡八流、本方色、（綵色像、乘獸也、一々皆龍頭有之、彩色蛐手白木）佛師勝賀、天幡像皆書乖故、其夜被召、御書改」。法然上人行狀繪圖には、元久二年八月上人瘧病に罹りし時、月輪關白藤原兼實公その平癒を祈らむが爲に、詫間法眼證賀（一作澄賀）をして、善導大師の像を畫かしめしことを載せたり。憶ふに、證賀と勝賀とは、倭錦これを別人と爲せれど、恐らくは同人ならむ。雍州府志及本朝畫史は、二尊院の法然上人足引の御影、即ち兼實の證賀に畫かしめし所と爲せり。現存の足引の御影は、或は後世の摸寫なるべければ、勝賀の畫風に非ずして、似繪風の作なり。圓光大師行狀翼賛に、鳴瀧に在る勝賀法眼の碑文（延寶七年畫工三宅楊心高信建）あり。これに依るに、勝賀常に明惠上人を慕ひ、或時上人に請ひ、春日、住吉二神の影現を拜してこれを寫し、歸途馬より墮ちて死せりと云ふ。（本朝畫史にも見ゆ）法印と云へるは、上記神護寺文書の外に見えず。如何にや。東寺十二天屛風及足引御影の外、倭錦には、その遺作として、誓願寺阿彌陀、不動、（河内金剛寺什物）降三世、（同上）彌陀三尊、（宇都宮無緣院什物）春日影向圖、（誓願寺什物、以上澄賀）十六羅漢、毗沙門天（以上勝賀）等を擧げ、展閲日錄には、高山寺に華嚴釋迦像ありと云へり。

第九十二　宅磨勝賀筆日天圖

第九十三　同筆月天圖

この日天、月天の二圖は、東寺の寶物十二天屛風中の各一幀なり。十二天屛風は山水屛風の如く、眞言宗の灌頂會に用ゐらるゝものにして、初め東寺の灌頂には、大阿闍梨上堂の時、十二天に扮裝したる行列これに從ひしが、何れの時にか、その假面、裝束等紛失せるを以て、爾來その略儀として、十二天の像を各扇に畫きたる六曲屛風一雙を用ゐること、と爲りしなり。十二天皆乘御なき立像なるはこれが爲とす。されば東寺經藏の寶什に、新古二具の十二天屛風ありき。こゝに掲ぐるは即ちその新しきものゝ一部分とす。こは先に引ける東寺長者補任に見えたる勝賀の建久二年の作にして、

種子は御室二品親王守覺(久安六―建仁二年)の筆なり。圖畫及種子梵字の筆者竝にその製作年暦、共に甚だ明確なりとす。今この畫を見るに、肥瘦強くして筆意著き描法は、遠くは前代の釋迦再生説法圖、近くは新藥師寺の涅槃圖等に現れし樣式の、漸く進みて終に宋風の顯著なるに至れるものにして、即ち本時代に入りて大成せる宅磨派の典型なり。その纖麗の美を服飾の文様に求めず、設色較ゞ淡泊にして、描線の巧を以て主眼とせるもの、行筆の細大曲折善く物象に應じて意あり力あり。而も面相、肉体等に至りては、頗る流暢なる筆を用ゐて、變化自在の妙を極めたり。眞にこの派の特長とす。

第九十四　梵天圖

東寺十二天屏風の外、高雄神護寺にも勝賀の筆と傳稱せる十二天屏風あり。先に抄出せる神護寺文書の言ふ所のものこれなり。こゝに掲ぐる梵天は即ちその一幀とす。然れどもこれを前出東寺の十二天に較ぶれば、描法全く異なるのみならず、文様、設色頗る穠麗なるが故に、同筆とは認め難しと雖も、亦本時代の一遺品ならむ。然れども、若し證賀と勝賀とは別人にして、神護寺文書に本品の筆者と見えたる勝賀法印は、或は證賀の誤にて、本圖の畫風東寺の勝賀筆十二天と異なるは、即ち別人證賀の筆なるが爲か。尙後考を期す。

第九十五　炎摩天圖

神護寺十二天と殆ど全く同樣式なる十二天屏風、又來迎寺に在り。傳へて高階隆兼の筆と稱す。固より信ずべからずと雖も、製作の年代は前者と相如けり。今便宜こゝに附載す。

榮賀

勝賀に次いで著名なる宅磨派の畫人を宅磨榮賀とす。榮賀は傳記全く闕けて、その年暦及父祖の傳系甚だ不明なり。唯その法眼に叙せられ、春日繪所たりしことを知るのみ。されば本朝畫史には、「宅磨榮賀畫釋迦、文殊、普賢三尊自書。宅磨、世多作宅間、榮賀者勝賀之裔乎、不知其實否」と言ひ、倭錦には「正和中」の人とし、倭錦顯文抄には「按乾元頃」とし、扶桑畫人傳は又「正和年中の人」とし、古畫備考には「異本古畫系圖云、宅間永賀(法眼)爲行の子」に系中興名筆」と言ひ、又勝賀の子とする說(江戸志)もあり。されば遲きに從ひて、假に爲行の子とすれば爲行は寛喜頃の人なるが故に、その頃を壯齡として榮賀生れたりと見れば、榮賀は乾元に七十餘、正和に八十餘歲なるべし。その遺作と稱する南禪寺大明國師像には同寺僧慈均平田の贊あり。古畫備考に、榮賀の畫ける觀音に寧一山の贊あり、又歌神の像に性海靈見の贊あるものありしよしを記し、又前出似繪の章に掲げたる人丸像に、退耕杜多の贊あるを合せ考ふるに、一山は正安元年の來朝にて文保元年に寂し、靈見は興國四年入元、正平六年歸朝して應永三年に寂し、退耕杜多は仁治二年七十九歲にて寂したる人なれば、榮賀を寛喜頃の生れとするも、長壽ならば略一山の年代に合へるのみならず、大明國師像は蓋し大明國師の在世中に畫かれし肖像ならむとおぼしければ、その歿年に近しとするに、

正應は前の推算にて、榮賀の六十歳許りの頃なるべきが故に、年代更に善く合へれど、仁治は榮賀の僅に十餘歳の頃にて、年代合はず。且靈見の賛に至りては、その入元以前の延元、興國頃としても、餘りに後れ過ぎ、又慈均は延元頃元より歸朝して、正平十九年に寂せし人なれど、その南禪寺に入れるは正平十二年なれば、大明國師像賛に「南禪法孫比丘」と署したるに徵し、その正平十二年より十九年までの間に書かれしものなること明にして、入元以前の靈見よりも更に後れたり。されば靈見、慈均の賛は畫後の追書と考へ、更に早きに從ひて榮賀を勝賀の子とし、元久の頃生れたりと假定すれば、仁治に三十餘歳にて、退耕杜多の賛には合へど、一山の頃は約百歳とも爲りて年代合はず。殆ど茫乎として據る所なきに苦まざることを得ざるなり。その遺作人丸及大明國師像を見るに、その描法より設色、文樣に至るまで、勝賀よりも一層宋畫の羅漢圖等に近づき、狩野永納がこれを評して、「觀其佛像、頗似李龍眠、顏輝、先是未看此體、蓋變倭畫之古風而新學中華之筆法者、多始於此乎」と言ひしもの、誠に善く中れるを認む。人丸像の長方印の外、古畫備考には榮賀の一方印を擧げたり。畫に印識を用ゐることは、榮賀の頃より始まりしならむ。同書には、又名所圖會を引いて、榮賀の遺作に、尾州智多郡藥王山法海寺三千佛像あることを錄せり。

成忍

明惠上人の弟子惠日坊成忍と云ふ者あり。本朝畫史に曰く、「學宅間法眼或曰宅間之子也、故畫本在於栂尾高山寺寶藏、筆格能似宅間、專工佛像、兼能雜畫」。倭錦にもその遺作を錄して、「栂尾什物明惠上人墨繪影將軍地藏此筆栂尾多有」と云ひ、古畫備考には、槇尾平等心院本尊釋迦像廚子繪及高山寺阿彌陀堂後門繪は、共に成忍の筆なりし由見え、山城名勝志には、「平岡善妙寺（尼寺）貞應三年四月廿一日唐本十六羅漢、幷阿難尊者、成忍筆」とあり。高山寺の明惠上人樹上禪坐圖は即ち倭錦に錄せるものならむ、圖上に上人の題署あり。寛喜二年上人化寂（五十八歳）前の作ならむ。然れども今同寺に在る圖は後人の摸寫に係るものゝ如し。帝室博物館に、榮賀の畫と稱する維摩圖（下に鎌足公あり）を藏す。

其餘の宅磨派諸家

勝賀、榮賀、成忍の外、古畫備考には更に宅間了尊、（嘉曆二年九月二日、繪師宅間入道了尊死、六十三歳（常樂記））宅間式部大夫、（元德二年五月十七日、宅間式部大夫他界（常樂記）日次記事五月十七日の條に曰く。「宅間式部大夫忌、畫工、而宅間了尊之裔也」）宅間遠江法印朝勝、（元德四年八月十日、宅間遠江法印朝勝他界（常樂記））宅間掃部法眼淨宏（鎌倉法華堂地藏尊腹內署、繪所宅間掃部法眼淨宏作（鎌倉志））及松谿を錄せり。この中、淨宏は義堂和尚（嘉慶三年寂、六十四歳）の頃の人と云へれば、次の時代の人なりと雖も、便宜こゝに載せ、以て宅磨派の傳叙を終る。

春日繪所

春日繪所はその變遷甚だ不明なり。想ふに本時代の初め、慶忍等を首めとして謂はゆる住吉家これを職とし、次いで宅磨家これを襲ひ、更に芝、粟田口の二家これに代り、相並びて興福寺の繪事に任ぜしものならむか。芝、粟田口の二家は、次の時代に至りて著れしが故に、芝法眼尊海、觀深の如きは、本時代に屬する人なるべけれど、琳賢と共に便宜後に編す。

巨勢家

宅磨、芝の外、著名の世家としては巨勢家あり。然れども、本時代の巨勢家は、有久、有尊、堯尊の外、繪事を以て著れたる者なし。今系譜に依りてこれを叙せむに、前出の有宗の子に宗久あり。修理亮に任ぜられ、後鳥羽、土御門兩院の上北面たり。宗久の子に藏人永有あり。大乘院家の畫師にして、その子有尊は法橋に叙せられ、參河法橋と稱して、又大乘院家の繪師たり。有尊の子堯尊も法橋に叙せられて安藝法橋と稱し、一乘

院家の繪師たり。古畫備考に引ける屋代氏隨筆に、建長の比、法隆寺僧顯眞發願して岡屋關白殿に請ひ、尭尊をして聖皇曼荼羅を畫かしめ、その賞として法橋に叙せしこと見えたり。尭尊の子に尭嚴あり。民部法眼と稱し、又一乘院家の繪師たり。尭嚴の後、詳ならず。尭尊の弟に尭有（筑前法眼）あり。尭有の子に有譽（式部法橋）行有（信濃法眼）あり。行有の子に快有、（法橋）（帥法橋）專有（越前法橋、法眼）あり。尭有以下相次いで皆大乘院家の繪師たりき。快有の子に圓有、（伊豫法橋）豪有（但馬公）あり。專有の子に源有、（三河法印、大乘院家）尭有（信濃公）あり。源有の子重有（筑前法眼、大乘院家）の子に長有、（筑前法橋）有尊、（圓勝寺勞分）正有（林賢房）あり。その後詳ならず。これ等の末流、次の時代に屬する者多しと雖も、便宜こゝに附記す。而して又有宗の弟に刑部丞宗深あり。その弟源慶（或曰兼茂三男）は、法眼に叙せられ、建保三年法印良賀（後に出づ）と共に、當麻曼荼羅を寫し、同四年功を竣へずして逝去す。源慶の子に隆慶、（丹後房）源尊あり。源尊は父の歿後、當麻曼荼羅の複本を作れり。當麻曼陀羅疏に曰く「同（建保）四年（丙子）爲數日之結構、於阿波國浦庄、織得方一丈五尺御衣絹、然源慶法眼不終功逝去、其子源尊等、同五年（丁丑）三月十六日於彼庄始書之、同六月廿三日書寫之了、（中略）同八月十三日新備叡覽、天氣尤叶、仍以畫師源尊、被成法橋上人之位了」。本朝畫史には後法眼に叙せらると言へり。俊經卿記建長五年十二月廿二日法勝寺阿彌陀堂供養の條にも、源尊の名見えたり。隆慶の子に義隆、（市冠者）雅樂介忠長（後深草院上北面）及掃部介有行（入道心悦、前章に出づ）あり。有行の子修理亮有忠、雅樂助有茂、（後隱岐守に任ず、後伏見院上北面即ち前出藤原有重）有久あり。有久は從五位下、釆女正に至り、繪所長者に補せらる。巨勢系圖には左近將監、壹岐守とあり。東寶記に曰く「兩界曼荼羅二鋪。（中略、畫所有久筆）」倭錦にはその遺作として羅漢二幅、文殊、千體佛、阿彌陀、地藏、十王、曼荼羅（清凉寺什物）等を擧げたり。有久の子に木工助有岡、左近將監有義、式部大夫久高、及行忠あり。行忠及有忠、有茂の後は次の時代に屬す。光康、有家、有康、有房の四家は巨勢系圖に見えず、その製作も亦類を異にするが故に、光康、有家、有康は先に繪卷物の章に叙し、有房をば次章に叙す。

豪信の佛敎畫

信實の後裔豪信の事は既に前章に叙せしが、その遺作の佛敎畫をばこゝに掲ぐ。

第九十六　文殊師利菩薩像

本圖は、建武元年六月九日、豪信がその母逝去の第三七日に、畫きて追福に資せしものなること、その款記に由りて明なり。獅子を描ける跌宕の筆意及文殊の描法、設色は、以て本時代末に於ける佛敎畫遺品の畫風を鑒する準據と爲すに足れり。

繪佛師

上述の著名なる世家の外、繪佛師は尚本時代に少からず。左にこれを列記す。

行暹　覺禪抄五祕密法に曰く「文治三年三月十九日、於綾小路壇所、爲本尊、以行暹圖之、生年四十五」又同書阿麼鞞法に曰く「本尊一鋪、文治三年六月七日、於綾小路之壇所、佛師以行暹圖之」。

清舜　多武峰略記常行三昧堂の條に曰く「治承元年六月假葺、同四年四月檜皮葺、（中略）內陣四本柱、畫工清舜」又寶積院の條に曰く「文治五年夏之比、柱

幷佛後壁板、佛菩薩像圖之、墨畫十禪師智永、彩色清舜、九月廿八日丁丑供養」。

智永　前註に見ゆ。

頼成　頼増の子なり、壽永二年の僧綱補任に出づ。阿娑縛抄に曰く。「建久二年九月廿七日、爲中宮御祈、於大炊御門殿、被修普賢延命法、一、曼荼羅、前唐院本、頼成法橋圖之、對大壇中心奉懸之、(中畧)四天王像各隨方懸之、頼成法橋所圖也」。この事玉葉にも見えたり。又阿娑縛抄に曰く。「建久五年七月廿三日、爲天變降雨御祈、於閑院殿、被始修熾盛光法、(中畧)新曼荼羅開眼供養、(中畧)中尊一字金輪、八大菩薩、四明王寫之、頼成法橋圖之」熾盛光法日記(續類從)に曰く。「懸曼荼羅、(中畧)一字金輪、八大菩薩、四明王寫之、頼成法橋圖之」。

頼成孫某　古書備考玉藻を引いて曰く。「建曆元年七月三日、中宮大夫被渡西新造家、(中畧)西門以下物具、可能筆繪師、(中畧)御邊常被召仕頼成孫、若歟書給候哉、且有便宜、時々可召仕之由所侍也」。

頼壽　法橋。御物小野道風の像に「野道風影、頼壽法橋筆」と記されたり。亦この比の繪佛師か。

善範　多武峰略記平等院の條に曰く。「建久六年六月十四日、後壁板畫六地藏、願主法眼康慶、畫師善範」。

定任　東寶記に灌頂院列祖影に就いて記して曰く。「其後建長四年炎上之時、於列祖、圖繪壁板者取出乎、當時柱繪、定任建久圖歟」。

定順　九條家車圖奥書に曰く。「元久三年四月、賜御本寫之、繪師定順」。蓋し繪佛師か。

大輔房法眼尊智　建永二年新御堂の障子繪樣を進めしこと、前出の兼康に同じ。その圖名明月記五月十四日の條に見ゆ「大輔房尊智十二間、春日野、吉野山、三輪山、龍田山、弘間、泊瀨山、已上相双、弘間、若浦、弘間、吹上濱、已上双、富士山、淨見關、已上双、大井川、宇治、已上双、相坂關」これなり。同月廿五日の記に、繪樣を持參せしこと見え、六月二日の記に、召されて大井川の繪樣を書きしこと見ゆ。又建曆三年法勝寺塔供養の條にも、繪師尊智の名見えて「追賞可申請」とあり。法隆寺西園院嘉元記に、承久四年三月十一日、舍利殿太子御影は、尊智法眼の圖繪せしものなる由見え、又法然上人行狀に、四天王寺の再建の繪堂に、九品往生の圖等を書きし由見えたり。その色紙形記銘に曰く。「貞應三年甲申始自去三春孟夏之間、以繪師法眼尊智、守本樣、依傳文、圖繪既訖、今於西面、更書作九品往生之人、(中畧)表裏共不交他筆、尊智圖之、(中畧)復當南北裏、同書四天像」。

信濃房法橋康俊　建永二年、新御堂障子の繪樣を進めしこと、亦兼康及尊智に同じ。その圖名は明月記に見ゆ。曰く。「信濃房康俊、十一間、腋障子一、生野、弘間、海、橋立、野中淸水、高砂、已上双、武藏野、白河關、腋障子一、已上双、志賀浦、鳴海浦、濱名橋、宇津山、佐良之奈里已上双。」五月廿日の記に「以康俊法師繪樣、付頭辨、進覽之」とあり。古書備考に依るに、坦齋所藏の大織冠緣起(一名多武峰緣起、繪四十三段)に「曆仁二年歲次已亥六月吉日、本願主法橋良賀(中畧)繪師康俊信濃法橋」の記ありと云ふ。

法印良賀　明月記建曆三年四月廿六日、法勝寺塔供養勸賞の條に曰く。「繪師良賀、尊智、以上追可申請也」。當麻曼陀羅疏に曰く。「建保二年(中畧)十二月六日上洛、參光親卿、曼陀羅書寫之由申入之、出高陽院殿申作、不可有子細之由也、仍繪師良賀法印幷源慶法眼、可致其沙汰也云々、然間、自建保三年乙丑二月八日五个日之間、摸書云々、備上覽、可淸書之旨、被仰下了」。

俊識　明月記建曆三年四月廿六日法勝寺塔供養の條に、繪師俊識の名見えて「賞追可申請」とあり。蓋し繪佛師か。

智賢　その名後經卿記に出づ。

法橋俊賀　明惠上人行狀記に、上人曾て手づから善知識曼陀羅を書き、佛師法橋俊賀をして補はしめし時、鳥の如き鳥來り、庭中に在り、曼陀羅に結緣せむと欲するもの丶如くなりしかば、俊賀これを曼陀羅の中に書きしと見えたり。神護寺文書に曰く。「八大師影像各一鋪、東西壁各四鋪懸レ之、俊賀法橋令レ圖レ之」。高山寺緣起に曰く。「三重寶塔(中略)後壁正面、圖二繪五祕密曼茶羅一、同後面圖二繪華嚴善財善知識一、四柱圖二繪華嚴海會聖衆曼茶羅一、三方東西北扉圖二繪六天像一已上俊賀法橋筆」。又曰く。「羅漢堂一宇、(中略)十六羅漢一鋪二体合八鋪、俊賀法橋寫二唐本一施二入之一」。明惠上人春日明神御託宣記に曰く。「建仁三年四月九日、佛師薩摩法橋俊賀と相かたらひて、紀州に下向して、保田庄星ノ尾と云ふ處にして、御託宣の儀軌によて、兩大明神春日、住吉の御形像此圖し奉り畢ぬ」。

覺盛　法隆寺別當次第、覺遍大僧都の條に曰く「文曆二年(嘉禎元年)七月一日、三經院之法相宗祖師曼茶羅幷太子御影安二置之一、願主慶政聖人、繪師工覺盛佐土公、銘大納言殿御筆也」。

法眼澄圓　當麻曼陀羅疏に曰く「言二流布曼陀羅一者、其後法然上人御弟子小坂善惠上人云者、可レ奉レ移二曼陀羅一之志在レ之、(中略)大繪畫師播磨法眼澄圓仰付、令レ書レ之、是即第二轉曼陀羅也、此曼陀羅、善惠上人九條殿御沙汰、嘉禎三年丁酉九月末、上人弟子觀信房奉レ副、信濃國善光寺被レ進、(中略)此人王八十六代帝四條院秀仁治天第五年也」。

成修房　法隆寺別當次第に曰く「延應元年己亥五月一日、中門金剛力士采色了、東方一体、成修房、興福寺畫師、西方一体、興福寺繪師二人」。

法橋定禪　親鸞上人繪傳に曰く「御弟子入西房、上人の眞影を寫し奉とおもふ心ざしありて、日ごろをふるところに、上人その心ざしあることをかゞみて、おほせられて云、定禪法橋七條邊居住にうつさしむべし云々」。眞宗法要に曰く「入西房寫たてまつられける御影像は、仁治三年九月廿日のころ、御壽算七十歳の御ときなり。これ定禪法橋の筆跡也」。雍州府志に曰く「親鸞上人貶二謫讚岐一時、號二俗形之名一、稱二藤井善仲一、法橋定禪所レ寫、烏帽子淨衣之畫像、今現存」。

成祐　道範南海流浪記に曰く「寶治二年四月之比、依二高野二品親王仰一、奉レ摸二當寺讚岐國善通寺御影一弘法、此事去年雖レ被レ下二御使一、當國無二淨行佛師一之由、依二申上一、今年被レ下二佛師成祐一鏡明房、奉レ摸二寫之一、所レ詣佛師、四月五日出京、九日下二堀江津一、同十一日當寺參詣、同十三日作二紙形一、當日於二御影堂一、佛師授二梵網十戒一、其後始二紙形一、自二同十四日一圖繪、同十八日終二其功一、所レ奉二摸寫一御影、其御形色、毫釐モ無レ違二本御影一云々、同十八日、依二寺僧評議一、令二此佛師、改二押本御影之裏一、加二御修理一云々」。

大輔法眼賢慶　本時代初葉の人ならむ。

賢慶弟子某　古今著聞集に曰く「繪師大輔法眼賢慶が弟子に、なにがしとかやいふ法師有けり。賢慶逝去ののち、後家と不快に成りて、相論の事有けり。六波羅に訴へけれども、事ゆかで程へければ、此法師、繪もさかしく書けるものにて、くだんの後家がありさまふるまひを、はじめよりかきあらはしてけり。また男して會合したる所など、さま〴〵に書きて、えもいはずいろどりて、詞付て、六波羅へ持て行て、奉行のもの共に見せければ、訴訟をことに執申さんの心はなかりけれども、繪其興あるによりて、とかくもてさまよふ程に、兩國司までも、訴訟のむねくはしくこゝろへ、ほどきにけり。つゐにかちにけり。件の法師攝津國宇出庄にいまだあり」。著聞集の成れる建長六年頃、尚世に在りしなり。

法眼長圓　親鸞上人の影像を寫せしこと、眞宗法要に見え、その裏書に建長七年とありしと云ふ。前出の澄圓と或は同人か。

法眼長賀　吉黄記建長五年十二月廿二日法勝寺阿彌堂供養勸賞の條に曰く「法眼長賀、繪師快智同已上追可申請」。

法印長嘉　東巖安禪師行實に、北條時賴法印長嘉に命じて、兀庵の像を寫さしめしこと見えたり。或は長賀と同人か。

乘臺　法然上人行狀繪圖に曰く。「上人ある夜夢見らく。（中畧）我は是善導なり。（中畧）畫工乘臺におふせて、ゆめに見るところを圖せしむ」。

法橋智賢　吉黄記正嘉元年九月廿二日被行除目僧事の條に曰く。「法橋智賢繪所功」。

法眼良知　天壽國新曼陀羅裏書（中宮寺）に曰く「畫者誰、法眼良知、（中畧）建治首元己亥之歲仲秋上旬庚午之日、万縷相續、功績忽成」。

法印快智　前出長賀の條に引ける吉黄記にも見えたり。勘仲記建治二年十二月廿四日の條に曰く「參大湯屋御所（中畧）開寶藏（中畧）御屛風畫圖等、多所被取出也、繪師快智法印參合、依召祗候御前、被見畫圖筆勢等」。

法橋賴意　和畫傳拔書に曰く。「賴意法橋世尊寺經朝同時人」。尊卑分脈脫漏藤原氏系圖の中に「賴實號六條、又中山孫賴平號鷹司、寛喜二年八月十五日薨三男山賴意權大僧都」とあるはこの人か。されば繪佛師には非じとも見ゆ。經朝卿は建治二年六十二歲にて薨せし人なり。

法眼快以　身延山久遠寺藏日蓮上人佐渡奇瑞圖の款識に曰く。「弘安四辛巳曆初冬法眼快以圖之」。

觀實　興福寺濫觴西金堂の條に曰く。「右脇士二尊共、正應元年八月修覆、彩色繪所大佛師觀實」。又同堂二王像の條に曰く「二尊共正應元年十月十日修覆、（中畧）繪所大佛師觀實、薩摩」。

法眼圓順　神護寺文書に曰く「彩色大佛影像、（中畧）右影像者、正安四年六月（中畧）所奉摸寫也、彩色者法眼圓順」。

賢信　續史愚抄正和二年の條に曰く「筑前香椎宮火、承保四年後歟云、今年冬歟、太元本尊圖繪、六幅云、被新圖、畫師賢信」。

伊豫法眼尊賢　古畫備考に遠江國横須賀撰要寺所藏曼茶羅絹本高八尺許、濶六尺許の裏書あり。曰く「禪林變相一幅正和二癸丑、從五月廿七日、至七月五日於勢州安濃稱念寺（中畧）所奉圖也、仍如件、大佛師伊與法眼尊賢五十二歲、兵部法眼幸賢二十六歲、大貳公祐尊二十一歲、備中公尊重卅九歲」（他畧）。

兵部法眼幸賢　前註に見ゆ。

大貳公祐尊　同上。

備中公尊重　同上。

法眼尊有　管見記正和二年日吉神輿造替道々輩交名に、法眼尊有と見え、實衡卿記正和四年二月十四日道々輩交名の條にも、法眼尊有とあり。又攝津志に、島下郡西澤良宜村蓮華寺の涅槃像は、繪師助法橋尊有元弘四年二月十四日書きしものなる由見えたり。

法眼快德　管見記正和二年日吉神輿造替道々輩交名に見ゆ。

法眼快慶　同前。

法眼快經　實衡卿記正和四年二月十四日道々輩交名の條にその名見えたり。或は快慶と同人か。

法眼隆賢　河内名所圖會に、河内國龍光寺の釋迦八相曼陀羅は、正和中法眼隆賢の書きしものなる由見えたり。

亮三位　東寶記西院眞言八祖影の條に曰く「自餘（惠果、弘法の外）六祖御影、新圖加之、繪師亮三位、良寶僧都寄附之。」

繪佛師の俗畫

謂ゆる繪佛師は佛敎畫製作の專門家なること言ふまでもなけれど、その漸く盛なるや、おのづから寺堂の裝飾よりして、延いて筆を障屛等に著くること、爲り、本時代に入りては、尊智、康俊の如き、寧ろ佛敎畫に非ざる製作を以て、その名史傳に著るゝ者あるに至り、在俗畫家との差別次第に明ならざるを見る。こゝに於いてか、漸く後の在俗畫家の僧位に叙せらるゝ濫觴を爲せるなり。亦これ畫苑形勢の一變とす。

以上の外にも、繪佛師の多かりけむことは、東大寺續要錄にも、建久中大佛殿再建の條に、繪佛師十三人、廿九人など記せるに由りて明なり。

緇流の能畫者

而してかゝる專門繪佛師の外、緇流にして畫を能くせし者少からず。その最も勝れたるものを玄證、覺禪、承澄の三人とす。今先づこれを叙て後、爾餘の諸家を列擧すべし。

玄證　高野山月上院の僧なり。閑觀房と號す。久しく栂尾に在りて寂せしにや、高山寺にその摸寫せし古佛敎畫甚だ多かりき。近年多く散逸して、世間の好事家の有に歸せるもの多し。町田久成曾てその十二神將圖を石印に付せしことあり。戒壇院厨子扉畫及珍海筆帝釋天等は前に見えたり。元久三年六月八日七十二歲にて寂す。

覺禪　高野山小野寺の僧にして、字は金胎、少將法印と稱す。密軌に精通し、謂はゆる百卷抄を著して、その中には普く諸尊の形像、曼茶羅の圖樣を輯寫せり。即ち覺禪抄百二十卷にして、小川僧正の阿娑縛抄と共に、久しく斯道の寶典たり。文治、建久前後の著作とす。寂年闕くと雖も、覺禪抄の奧書に、文治元年卅一歲など見えたれば、保元元年の生れなり。

承澄　内大臣師家の子、叡山横川の長吏たり。小川僧正と稱す。その畫馬に長せしこと前章に見ゆ。深く密軌を究め、建長、建治の頃、阿娑縛抄二百二十八卷を著し、尊像、曼茶羅を輯寫せり。東密の覺禪抄と相並びて、台密佛像圖像の金科玉條たり。而も覺禪抄の流傳極めて稀にして、これを見ること易からざるに似ず。近古傳寫の本少からず。頗る世を益せり。弘安五年十月廿二日寂す。歲七十八。倭錦にその遺作韋駄天、（印有玄弉三藏等を錄せり。

聖光上人　聖光上人傳に曰く「寛喜二年七月廿八日、一字三禮、燒香散花、如法如說、書阿彌陀經一卷、一々字底圖阿彌陀像、白紙朱字、分爲三軸也。」

圓照　遊蓮房。信西の子、信濃守是憲なり。廿一歲にして出家せり。法然上人行狀繪圖に曰く「一鋪半の淨土の變相を圖して、頭にかけ、とゞまりやすむ所ごとに、これをかけて念佛す」。

觀性　藤原顯能の子、母は爲隆卿の女。建久元年十月十日寂す。吾妻鏡文治五年六月三日の記に、中納言法橋觀性が招せられて京都より參着し、勸盃、御對面等あり、御塔供養の導師を勤め、同十八日歸洛せしことを錄せり。圓光大師行狀翼贊に曰く「應保元年隱居西山、中興三鈷寺、爲第二世。」山槐記治承三年四月廿七日の條にも、觀性法橋が遁世して西山に住せしこと見え、山州名跡志に、三鈷寺佛殿の本尊佛眼曼茶羅（明妃畫像三方正面、坐像二尺六七寸許、圖あり）は、中興觀性法橋がこの寺に隱居の後、一室を建立し、これを書きて安置せしものなる由見えたり。

靜惠法親王　後白河院第七の皇子。本名眞惠、後靜惠と改め、聖武院大宮と稱す。元曆元年十二月十八日、千手觀音丈六像並に廿八部衆を圖繪して、粉

川寺に安置せられしこと、粉川寺縁起に見ゆ。建仁三年三月十三日寂す。

阿観　僧正。姓は大和、泉州大鳥郡の人にして、高野の僧なり。承元元年十一月十四日寂す。壽七十二。河内名所圖會に、永萬元年阿観の書ける六観音像、天野山金剛寺三寶院に在りし由見ゆ。

法然上人　諱は源空、淨土宗の開祖なり。建暦二年正月廿五日寂す。歳八十。圓光、東漸、慧成大師等の諡號あり。康富記に上人自筆の「往生之繪」見え、古書備考には、その自畫像英勝寺に、鏡之影光明寺に、淨土曼陀羅一幅高野山淨眞院に在りし由見えたり。

源延　字は淨蓮、相模西明寺の開山なり。傳燈錄に、その曾て善光寺如來の像容を寫せしこと見えたり。後これを鑄像に摸し、承久三年七月開眼せしこと、高僧傳に見ゆ。

慈鎭和尙　法性寺關白忠通公の子、諱は慈圓、慈鎭はその諡號なり。嘉祿元年九月廿五日寂す。歳七十一。日吉社神通祕密記に「十禪寺夏御本尊、童形繪像、慈鎭和尙御筆」とあり。攝津名所圖會には、四天王寺に慈鎭筆山王權現神影ある由見えたり。

明惠上人　諱は高辨。曾て善知識曼荼羅を書き、佛師俊賀をしてこれを補はしめしこと行狀記に見ゆ。寛喜四年正月十九日寂す。歳六十。花園院御記元應二年九月八日の條に曰く「今日御幸栂尾、朕同參石水院、奉拜春日、住吉神体、明惠上人所奉寫也」。展閱目錄に、高山寺什物明惠上人書文殊種子曼荼羅一幅、春日曼荼羅一幅、熊野曼荼羅一幅、五祕密一幅、彌勒菩薩一幅を錄し、古書備考の增補には、不動兩童子圖の高弁の落款を載せたり。

勝尊　僧正、醍醐座主。松殿師家公の第四子。仁治元年四月寂す。歳六十九。書畫を能くせりと云ふ。（古書備考）

善慧　西山上人、初め解脫と號す。諱は澄空。加賀守源親季の子なり。寶治元年十一月廿六日白川遣迎院に寂す。歳七十一。淨土曼陀羅を圖して、所々に納めきと云ふ。（古書備考）

道範　律師。野山八傑の一人なり。仁治の頃、傳法院の事に由りて讃岐に流され、建長元年六月歸山し、同四年夏六十九歳にして寂す。野山名靈集に、高野明神影向の神影といふは、道範の寫しゝを標準とするものなる由見えたり。

道覺法親王　後鳥羽院の皇子。俗諱朝仁。建保四年六月廿日出家。天台座主に補せらる。靑蓮院、吉水宮、或は西山宮と稱す。建長二年五月十一日寂す。御歳四十七。新編鎌倉志に、御筆の兩界曼荼羅鶴岡等覺院に在りし由見えたり。

俊英　阿闍梨。後深草天皇頃の人なり。畫工便覽に、曾て發願して、藥師如來、十二神將を圖せりと云へり。

定信房　常陸國額田阿彌陀寺の開山なり。その書ける證據の阿彌陀同寺に在りと云へり。（古書備考）

親鸞　淨土眞宗の開祖なり。弘長二年十一月廿八日、九十一歳にして寂す。その自畫像、傳法の御影、阿彌陀像、曇鸞高祖對坐御影、四尊巡座眞影、左廻リ御影、等身御影、住生空中阿彌陀佛、法然上人圓頓戒之像、十二光佛、光阿彌陀如來等、諸寺に在りと云へりと雖も、强ち信じ難し。

道乘僧正　後鳥羽帝の孫、上乘院宮と稱す。文永十年十一月十一日寂す。御歳五十九。建長四年東寺灌頂院燒亡の時、大師御影壁板一枚紛失せしかば、これを書き補ひしこと、東寶記に見ゆ。

眞海　僧都。密宗血脈抄に曰く「彼實深僧正は源家人也、福祐如長者、以御弟子眞海僧都令入唐、在唐數年也、仍庭ノ幡八流取渡、是毛幡也、結構無極、并十

二天、爲圖繪、唐ノ繪具ヲ出、而撰デ渡也、大師御筆ノ以本、以彼繪具、令書、此眞海僧都者、無雙能筆ナル間、三寶院山水屏風、幷十二天屏風、同此筆也、於內外道、日本第一也」。

日蓮　日蓮宗の開祖なり。弘安五年十月十三日寂す。歲六十一。その書ける日月尊像、法華經寶塔品の圖、帝釋天像等ありと云へり（名書傳等）。

良忠　記主禪師。字は然阿。鎌倉光明寺の開山なり。光明寺開山御傳に曰く「建長元六月歸于鎌倉（中畧）東國經廻二十九年、西方勸化、一日不懈焉、如是多年間、作阿彌陀佛及二菩薩像四十八体、圖西方變相三十幅」。

賴賢　東寶記西院安置本尊聖敎等追加目錄の條に曰く「八祖影八鋪、淨實上人賴賢、摸圖東寺寶藏本、此內高祖眞影者、後宇多院宸筆也」。

一遍上人　諱は智眞。時宗の開祖なり。正應二年八月廿二日、五十一歲にして、兵庫の觀音堂に寂す。一遍聖繪に曰く「二河の本尊を圖し給ふ」。

叡尊　思圓房と號す。諡號興正菩薩。正應三年八月廿五日、歲九十にして西大寺に寂す。便覽に曰く「善書、嘗摸寫嵯峨栴檀佛、今在和州大三輪寺、寶襲之、其餘圖畫居多」。

實惠　如信上人。親鸞上人の子なり。正安二年正月四日、歲六十二にして寂す。その書ける赤童子（常陸盤舟願入寺）、十七尊連座御影（越後高田瑞泉寺）阿彌陀畫像（信州須原阿彌陀堂）等ある由、古書備考及木曾路名所圖會に見えたり。

憲靜　願行房。泉涌寺、東寺遍照心院、高野金剛三昧院等に居り、眞言の名匠を以て推さる。永仁三年四月十七日寂す。東寶記塔婆柱繪の條に曰く「永仁新造塔婆佛壇中心柱、不圖佛像、四隅柱、內面二本金剛界四佛、十六大菩薩、四攝尊像圖之、東二本胎藏界四佛、四菩薩及諸院上首等圖之、又佛檀四隅柱、最下一重、十二天幷四種毗那夜迦天（各坐像也）圖遶之、都合十六天也、兩界諸尊、皆月輪內蓮花座上圖之、諸天像、通月輪內荷葉座上圖之、此圖畫、願行房以感典主、令書之、亦加自筆」。畫史に曰く「畫不動尊最精妙、筆法似宅間、住靑、世稱願行上人不動尊」。

寒典主　寒叉感に作れり。前註に見ゆ。又東寶記に曰く「當時所懸兩界曼荼羅者、願行上人大勸進之時、永仁年中令圖繪之、寒典主書之」。

心慧　諱は智海、願行の法嗣なり。覺園寺にその書ける不動像あり、永仁中の人なる由、鎌倉志に見えたり。その款に曰く「八千枚五十餘度、行者智海（花押）」。古書備考に曰く「自筆伽藍目錄云、嘉元四年四月廿一日、開山住持心惠書、下に判あり」。

良觀　忍性菩薩。鎌倉極樂寺の開山なり。嘉永元年七月十二日、歲八十七にして寂す。高僧傳に曰く「平生自畫文殊、地藏像、授與弟子男女」。

印玄　その畫ける圖像集に「延慶三年六月七日、於仁和寺眞言院寫、金剛佛子印玄、生年卅三歲」等の款記あり（古書備考）。

覺和　高野山成就院開基、野山八傑の一人なり。正和二年後宇多法皇高野御幸の時讀經せしこと、高僧傳に見ゆ。高野通念集に曰く「嶽の辨財天日々影向ありしを、阿闍梨自ら其尊影を筆し給ふ。其畫妙細にして、まことに絕筆也、今當院の至寶たり」。

善弘　嘉元記繪像一日大佛用途事（前にも出づ）の條に曰く「文保元年丁巳八月八日戌時供養了、此は善弘維那師自筆の本を移了」。

周偘　古書備考に草庵集拾遺を引いて「文保比人、畫彌陀及弘法大師像」と曰へり。高野通念集に曰く「七尺四面の庵に、みださ大師の像をかけて（中畧）この像周偘の筆にて云々」。

師練　虎關と號す。元亨釋書の著者にして、東福寺の第十五世なり。貞和二年七月十四日寂す。歲六十九。本覺禪師と諡せらる。便覽に曰く「自畫佛像」

嵓首座　嵓は邦の古字なりと云ふ。師錬の弟子なり。便覽に曰く「與智首座同圖佛像」

巨海　古書備考に曰く「巨海筆心經、不動尊一幅、在高野學侶方遍照光院、時代未詳、心慧智海の類歟」。

覺知上人　諱は宗昭、本願寺の第三世なり。觀應二年正月十九日寂す。歲八十二。その書ける本尊越後新潟西方寺に、四体連座御影信州松代本誓寺に在る由古書備考に見え、攝津名所圖會に河邊郡小濱毫攝寺の眞向の本尊阿彌陀像は、開基乘專法師の懇望に由り、上人の書きて與へしものにて、眞宗最初の本尊なりと言へり。

俗人の佛教畫

上記緇流の外、俗人にして信仰の爲に間〻佛敎畫を作りし者少からず。略左に列擧する所の如し。

修理少進季長　吾妻鏡建久三年十月廿九日の條に曰く「永福寺扉幷佛後壁畫圖終功、修理少進季長書之」。

足利義兼　従四位下、上總介に至る。赤御堂と稱せらる。建久六年三月廿三日出家、法名義稱。正治元年三月八日卒す。鶴岡兩界壇供僧次第に曰く「鶴岡八幡宮兩界曼荼羅幷一切經事、是者足利上總介殿、義兼、同御台所爲御願、建久四年三月廿三日、忝自染筆被書始一切經於也、同五年十一月二日書功畢、同兩界曼荼羅尊形二鋪被書之、于今在之」。吾妻鏡建久五年十一月十三日の條に曰く「上總介義兼、於鶴岡八幡宮、供養兩界曼荼羅二鋪」。義兼の下野鑁阿寺開山の像を書きしことは名畫拾彙に見えたり。

藤原兼實　從一位、關白、太政大臣に至る。月輪殿又後法性寺殿と稱す。承元元年四月五日、五十九歲にして薨ず。玉葉安元三年九月廿一日の條に曰く。「今日爲賴輔、一日寫聖觀音、等身」。又文治三年五月四日の條に曰く「余深信此尊（佛眼大妃）奉圖如法之繪像云々」。又同四年六月卅日の條に曰く「內府（良通）所持之笏、（中畧）手圖寫大日如來尊像」。

藤原兼實室　藤原季行卿の女なり。玉葉文治四年四月八日の條に曰く「有一卷經供養事、佛普賢繪像一鋪、件佛女房先年自圖之、今爲亡息、所遂供養也」。又養和二年正月十二日の條に曰く「普賢菩薩幷十羅刹女、一鋪半、女房等手自所奉圖也」。

源實朝　右大臣、正二位、征夷大將軍に至り、建保七年正月廿七日二十八歲にして薨ず。名畫傳に、谷文晁所藏の紺紙金泥十八羅漢の銘に「禪林寺奉納、建保甲戌二月佛日、一筆三拜、源實朝（花押）」とある由見え、名印部類この銘を寫し載せたり。

冷泉九條民部卿女　每日阿彌陀佛を畫きしこと、長明の發心集に見ゆ。

平政子　源賴朝の室なり。賴朝薨後尼と爲り、法名を如實と云ひ、二位尼と稱す。嘉禎七年十一月朔日薨ず。歲六十九。續本朝畫史に、元祿四年修補の爲に、鎌倉壽福寺竹骨紙糊釋迦像（陳和卿作と言ひ傳ふ）を拓いて、その張込みの紙を見し時、觀音畫像二十葉許ありて、每紙にこれを畫ける日を記したるもの出で、狩野常信鑑定して、政子の畫と爲せし由、詳に大德寺天倫和尚の記せし所に見ゆと言へり。

四條天皇　天福元年御即位、仁治三年正月九日崩御。寶算十二。古書備考爲經卿記寬元四年三月十三日の條を引いて曰く「阿彌陀佛、件佛、四條先帝被圖繪之、每日一体可被讃歎、一鋪別百体圖也」。名畫傳はこれを土御門帝又後嵯峨帝と爲せり。

藤原定嗣　從三位權中納言に至る。葉黃記寬元四年十二月廿四日の條に曰く「供養三尺地藏像、去々年爲祈世路事、摸万体（中略）同五年正月十一日圖始北斗曼荼羅」。

藤原道家　攝政、關白、從一位、左大臣に至る。東山殿、光明峯寺殿、又九條殿と稱す。曆仁元年出家して、法名を行惠と云ふ。玉蘂建曆元年十月一日の條に

曰く「明惠上人被來、二十五善知識像一鋪、神妙之本尊也、予可寫取之由、先日所相語也」。

北條時賴　正四位下、相模守に叙任せられ、鎌倉將軍家の執事たり。三十歲にして出家し、法名を覺了坊道崇と云ひ、最明寺と稱す。弘長三年十二月廿二日卒す。歲三十七。元亨釋書に曰く「兩年前夢、一僧敎曰、參禪醒後圖所夢像供養」。果してみづから畫きしや否や。

高階眞成　或は直成に作る。少納言從五位下隆仲の子、弘長頃の人なり。畫工便覽に曰く「畫天神像、束帶而令坐于圓座、雖其功少、筆風有器趣」。

常盤井實氏　太政大臣に至る。文永六年六月七日、七十六歲にて薨ず。明月記嘉祿三年九月十八日の條に曰く「奉懸幕下自筆阿彌陀像、臨終著給衣爲裝絹、書習給文爲裏紙」。

大藏允　日蓮傳記に、伊豆江川太郎左衛門が本尊四天王、及下總中山の大寶塔の繪は、共に「大藏のせう」が筆なる由見え、畫史には、相模の人にて、日蓮これをして大黑天及己の像を畫かしめ、又多く天神像を畫きしことを記せり。後出の春榮と同人か。

後深草天皇　寬元四年御即位、正元元年御讓位、正應三年御出家、御法諱素實、嘉元二年七月十六日崩御。御壽六十二。春日社三十講最初御願文に曰く、「奉圖繪釋迦如來像一鋪、(中略)弘安十一年四月廿一日、太上天皇久仁敬白」。

藤原忠久　左近將監に任ぜらる。名畫傳引く所の東叡山曼荼羅裏書に曰く「正和五年丙辰左近將監藤原忠久畫」巨勢家の人か。

後宇多天皇　建治元年御即位、弘安十年御讓位、德治二年御出家、御法諱金剛性、元亨四年六月廿五日崩御、寶算五十八。東寶記に曰く「高祖御眞影者、後宇多院宸筆也」。

春榮　大藏丞入道と號す。名畫傳引く所、東明和尚眞蹟圓覺法會記元亨三年十月廿四日の條に曰く「御本尊釋迦三尊普賢、文殊、乘師子、白象、繪師大藏丞入道春榮圖繪之、馳伎藝、畫妙巧、靑鳧二十貫下行」又後醍醐天皇の勅に依り、小笠原貞宗朝臣の像を畫きしこと、小笠原系圖に見え「官畫工大藏丞」と記したり。

但馬八郞　圓覺法會記元亨三年十月廿六日の條に曰く「御本尊彌勒像、去夏殿中、但馬八郞圖繪之」

逸名の遺品

上來叙する所の如く、佛敎畫の製作は極めて盛にして、作者亦甚だ多かりしかば、その遺品も前出の十二天等の外、筆者の名を傳へざるものの少からず。左にこれを列擧す。その中淨土敎畫及密軌に合はざる感見、意樂の圖像最も多く、畫風は宅磨派に類するもの過半なるを觀るべし。今先づ感見又は意樂に成りしもの三品を掲ぐ。

感見、意樂の圖像

第九十七　淸瀧權現像

淸瀧權現は深雪山醍醐寺鎭守の神にして、本圖元と醍醐寺に在りしものなり。圖上の題記に「元久元年四月十九日奉見夢淸瀧御躰也、以此童女賜此草子、外題云、賀宇夜具野新口之布美云々、此御躰持物口不違口傳、仍此復殊信敬之思切也」とあるを見れば、夢中感見の形相にして、持物の如意寶珠は、當時の謂ゆる口傳知るべからずと雖も、その本地の如意輪觀音の持物たるのみならず、法華經提婆品中に、娑竭羅龍王の女寶珠を佛に獻じたるこ

ごあるに基けるものなるや明なり。そも〳〵平安時代より起りて、盛に本時代に行はれし兩部權現垂迹の觀念は、次第に隨方應俗の示現を建立せしめて、終に本圖の如き和裝の神像を畫くに至れるなり。これ固より神話的宗教思想の一變化の藝術上に現れたるのみ。その畫風を觀るに、面相既に前代の趣に非ずして、眉の形は一種の異式を爲し、その服裝の配色には、おのづから淸麗なる特殊の彩調あり。障子繪の山水は宛然繪卷物中に見るが如し。而も製作年暦の明確なる、以て鑑識の準據と爲すに足る。

第九十八　普賢菩薩及十羅刹女像（圖其一、其二）

十羅刹女は、法華經の陀羅尼品に出づ。同品中十羅刹女は法華經の說會に在りて、持經者を保護すべき事を誓ひ、一陀羅尼を說いて世尊の賞讃を受けたり。然れども法華經にても觀普賢經にても、普賢菩薩は毫も十羅刹女と關係あらず。密教録外儀軌の法華十羅刹法は、これを將來せる人を傳へず、安然和尙の口傳と稱する同名の私記も、何人の作なるや詳ならざるのみならず、普賢に四天王の翼從することは經軌に所見あり、八金剛妃の普賢を圍繞することは道場觀に見ゆと雖も、十羅刹女の普賢を本尊とすべきことは、唯一の儀軌なる十羅刹法に所見なし。されば普賢と十羅刹女とを一圖に畫くことは、何れの頃、何人の刱めしものなりや、密家の相承これを闕きて分明ならずと雖も、先に年表の中に掲げたる平戸記延應二年二月廿三日の條の如きは、その行はれ始めし頃を示すものにはあらじか。その圖樣も、或は四天王、二天王、梵釋二天又は二童子等の一者若くは數者を併せ圖し、十羅刹女も全員を支那式の女天に作り、或はその一人又は全員を邦俗の官女に畫けるものありて、亂雜不定なり。持物も十羅刹法に軌定したれど、必しもこれに合はず。憶ふに本時代に於いて、一密家の意匠に成り、法華經讃歎の普賢に加ふるに、同經陀羅尼品の十羅刹女を以てして、法華法、普賢法及十羅刹法を合成したるに出で、元來經軌に本據あるに非ざるが爲に、これを建立する時と人とに依りて、種々に變化したるものなるべし。本圖は例に依り、六牙の白象に乘りて合掌せる法華讃歎の普賢を中尊とし、和裝の十羅刹女に加ふるに、二天王、二童子を以てせり。下部に畫ける讀經の一段は、即ち法華經の講讃にして、その施主及聽衆と見ゆる道俗を併せ圖したり。蓋し本圖はこの講讃の紀念として作られしものならむ。その筆意、彩色の畫風、本時代の物なること疑ひなし。今その全圖(其一)と一部分(其二)とを掲ぐ。

第九十九　文殊師利菩薩像

この畫の圖式は密軌に所見なく、叡山文殊樓(貞觀十八年成)の像設に基き、建立者の意匠即ち謂はゆる意樂に依りて畫きしものなり。そも〳〵文殊樓の像設は、獅子に乘れる文殊を本尊とし、童子及丈夫左右に在り。又文殊の化現像四軀を脇侍と爲せり。その六軀の脇侍は、童子、丈夫も皆文殊の化現にして、爾餘の四軀と共に、何れも特殊の固有名あらざりしもの丶如くなるに、後世に及びては、本圖の如く四軀の脇侍と爲りて、而も各〻固有名を下したり。されば西大寺傳はこれを佛陀波利三藏、善財童子、最勝老人(佛陀波利が五臺山に詣で丶文殊を拜せむとせし時、尊勝陀羅尼の將來を命ぜしと云ふ大聖老人の訛ならむ)優塡王(于闐國王の訛ならむ)とし、招提寺傳は迦樓羅王、善財童子、維摩居士及佛弟子須菩提とし、左右前後の配列さ

へ必しも一定せず。木圖は西大寺傳に同じ。傳へて珍海の筆と稱すれども、その宋風、宅磨風の頗る精巧に進みたる質實の筆意、文様、彩法、及先の清瀧權現と全く同じき眉毛の形式等に由りて、本時代の製作なることを知るべきなり。

第百　不動明王像

この畫は古來鍛冶橋狩野家に襲藏せられ、元寇退治祈禱の本尊に用ゐしものにて、長隆の畫ける所なりと言ひ傳へたり。その肥瘦強き描筆、宅磨風の特徵最も著きに鑑みれば、製作の年代は、傳説に合へるを認む。不動及二童子をかく疾走したるさまに畫くことは、古來見ざる所にして、持物、形像は儀軌に合へりと雖も、圖式、姿態は全く赴難の意匠に出で、亦これ意樂の製作なりとす。長隆筆と云ふについては明徵を闕く。

淨土教畫の本時代に最も盛に行はれしことは、既に前にも言へるが如し。今その遺品の秀でたるものを撰びて、左にこれを列擧す。

第百一　山越彌陀三尊及十界圖屏風 圖其一乃至其四

本品は傳へて惠心僧都の筆と爲し、殊に三尊圖は、その色紙の正曆五年の題言、偈頌及七言律詩と共に僧都の眞筆なりと云ふ。然れども強ち信じ難く、三尊の金色の如きは、或は後年の修補に係り、殊に彌陀の大頭二指相撚の間より五色の絲を出だして、これを臨終者に握らしめ、往生の安心を得しむるが如きは、本時代淨土宗弘敎の盛時に於ける方便の工夫なること、固より言ふを待たざるなり。三尊圖はその山容、樹木に尙古拙の所ありて、人をして或は惠心頃の物に修補を加へしに非ざるなきやを憶はしむと雖も、十界圖に至りては、その山水、樹木の畫風全く本時代の繪卷物に同じく、人物の服飾は分明に平家紀以上の物ならざることを示せり。この種の十界圖及六道圖等には、同時代の類品少からず。憶ふに淨土敎の漸く行はるゝや、欣求すべき淨土の反面たる穢土の厭ふべきことを知らしむる弘敎上の必要ありて、以て頻りに製作せられしならむ。本圖の如きはその佳なるものゝ一なり。大河の暴流を以て彼岸の淨土と此岸の穢土とを分ち、上には佛、菩薩の境界を圖し、下には地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間等の諸相を示し、又往生を願ふ者の佛の來迎を受くる所を畫けり。今揭ぐる圖、其一は山越三尊、其二及其三は十界圖屏風一雙、其四は屏風(其三)の一部分とす。

第百二　聖衆來迎圖雙幅 圖其一乃至其三

この雙幅は中尊に阿彌陀如來像を挾みしものなるべし。傳へて惠心僧都の筆と云へども、本時代の遺品なるべきことは、人物描筆の趣致と、その山及樹木の畫風の、著く本時代の發達せる繪卷物に似たるとに由りて明なり。今その全幅(其一、其二)と右幅(其二)の一部分なる吹笛の菩薩(其三)とを揭ぐ。

第百三　山越阿彌陀三尊像 圖其一、其二

由來山越阿彌陀三尊の圖は、惠心僧都がその叡山橫川嶺上影現の感見を寫しゝなりとて、皆惠心僧都の筆と傳へ稱すれども、多くは本時代の製作

と想はるゝものゝみなり。蓋し淨土宗流布の盛なる本時代に成れるなるべし。禪林寺の襲藏に係る本圖の如きも亦その一なること、菩薩等の衣帶の描法、本時代の畫風なるに徴して明なりとす。今その全圖(其一)と一部分の勢至菩薩(其二)とを掲げて細觀に便す。

第百四　阿修羅道圖 圖其一、其二

この畫は近江坂本來迎寺の襲藏にして、十界圖都べて十五幀あり。十界圖と稱すと雖も、四聖界(佛、菩薩、聲聞、緣覺)を闕きて、天道、人間、阿修羅、畜生、餓鬼、地獄の六道あるのみ。傳へ云ふ。圓融天皇永觀二年、惠心僧都の畫かしむる所、元と三十幅ありしが、四聖界十五幅は元龜の兵火に失せたりと。されどこの寺の緣起には、六道繪相と記したれば、初めより六道十五幅にて全きものなりしならむ。十五幅とは地獄界五幅、閻魔王決斷罪科輕重圖、等活地獄殺生罪報圖、黑繩地獄偷盜等罪報圖、衆合地獄邪淫等罪報圖、無間地獄四重五逆罪報圖、餓鬼道飢渴苦圖一幅、畜生道禽獸蟲殘害圖一幅、阿修羅道常論鬪圖一幅、人間界六幅、人道九相圖、生老病死四苦相圖、生別死別風火水不慮難圖、山海空市無常相圖、殺父業因念佛功力圖、念佛證據圖、天道歡樂圖一幅これなり。筆者は初め惠心僧都と傳稱せしが、後巨勢弘高の筆と云ふ。然れども全體必しも一人の手に成れるに非ざることは、畜生圖と天道圖との樹木の畫風の相異にも徴することを得べきのならず、人物の描法は宅磨派に類し、山水、樹木は本時代の繪卷物に同じければ、前出の十界圖と共に、亦これ本時代遺品の一なるべし。今出す所は、その中の阿修羅道圖一幀(其一)にして、細觀に便せむが爲に、その一部分(其二)を添ふ。

純正密教畫

純正密教畫も亦本時代に行はれざりしに非ず。佛教界通般製作の數より言はゞ、寧ろ最も多かりしならむ。然れども前代以來久しく儀軌の所定に束縛せられ、古式の蹈襲に因循し、繪佛師の末流は、樣に依りて胡盧を畫くのみなる者多かりしと見え、純正密教畫は殆ど謂はゆる仕入れ物と爲り了りしと謂ふも、甚しき誣言に非ず。されば美術上特に見るべきものはいと稀なり。今左にその最も秀でたる一二を掲ぐ。

第百五　愛染明王像

本時代純正密教畫中の一好標本なり。圖法の大体は全く古式に倣ひたれど、筆致、彩法既に前代の風に非ず。

第百六　降三世明王像

本圖も亦古樣を摸せし一佳作にして、その本時代の物たる特徵は、これをその描線の趣致と古色の程度とに見るべし。

佛教史上人物影像

以上擧ぐる所の諸種の佛教畫の外、佛教史上人物の影像にして、前章の似繪に編すべからざるもの亦少からず。左にその一二を掲ぐ。

第百七　善導大師像

本圖は傳へて宋畫と云ひ、圖上に南宋紹興三十一年四明曇省の賛あれども、書と畫とは絹素を異にし、その書は分明に本朝の風なるのみならず、截金彩色も亦宋畫に非ざることを示せり。蓋し舶載の原本ありてこれを摸寫せしならむ。

第百八　聖德太子御像

曾て金岡の筆など云ひしは無稽の說にして、この畫亦本時代の一傑作なり。眉毛の形式前出の淸瀧權現及文殊に同じきのみならず、筆致、彩法最も顯著なる宅磨派の影響を示せり。

Painter Takeuchi [illegible]

[illegible] Gokoku-ji

Kyoto

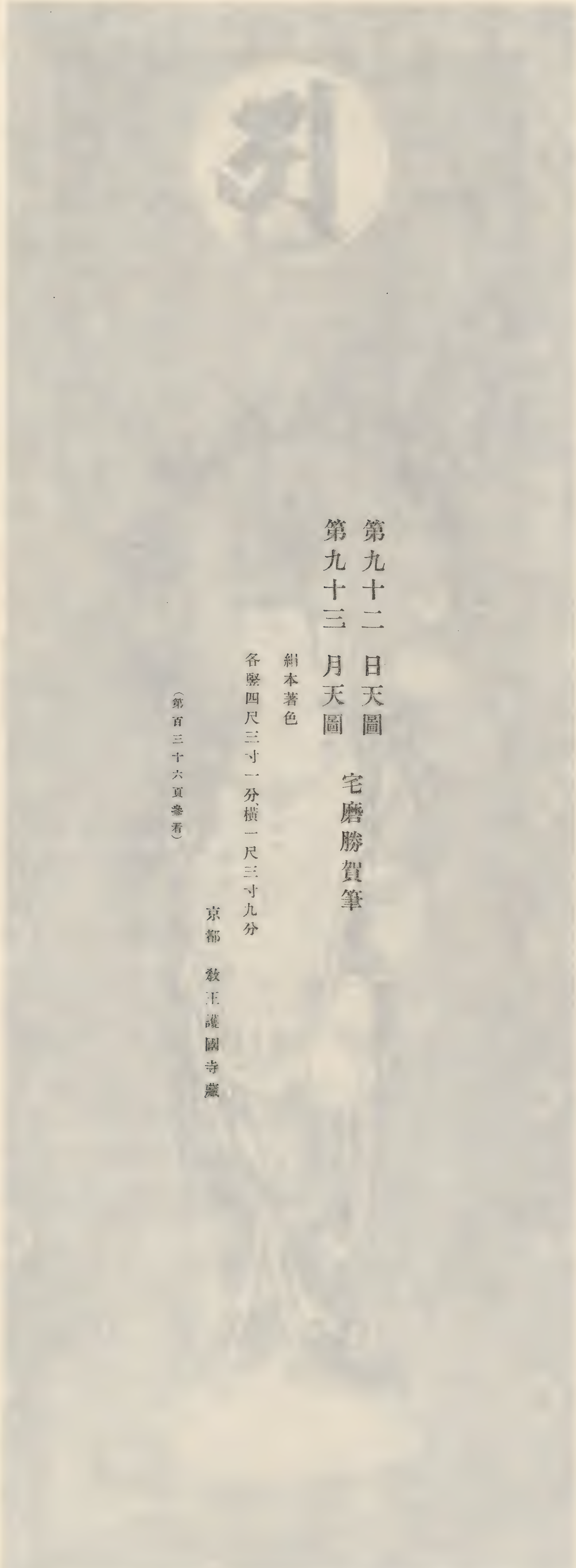

第九十二　日天圖　宅磨勝賀筆
第九十三　月天圖

絹本著色
各竪四尺三寸一分横一尺三寸九分

京都　教王護國寺藏

（第百三十六頁參看）

Painter [illegible] [illegible]

[illegible] – Gokoku ji

Kyoto.

[illegible] Tatianna Katunga!

[illegible] — [illegible]

[illegible]

[illegible]

第九十四　梵天圖

絹本著色

竪三尺六寸八分横一尺七寸

山城國高雄　神護寺藏

（第百三十七頁參看）

Painter – [illegible]

[illegible] Raikoff.

Sacramento.

Cal.

第九十五　炎摩天圖

絹本著色

竪四尺九寸八分横一尺八寸一分

近江國阪本　來迎寺藏

（第百三十七頁參看）

Painter — Goshire.

[illegible] — [illegible]

[illegible]

第九十六　豪信筆文殊利菩薩像

絹本著色

竪二尺九寸八分、橫一尺三寸二分

東京　伯爵松浦厚君藏

（第百三十九頁參看）

Printer not known

[illegible] – Edward W. [illegible].

F. [illegible]

第九十七　清瀧權現像

絹本著色

竪二尺八寸横一尺四寸一分

東京　伯爵田中光顯君藏

（第百四十七頁參看）

[illegible] [illegible]

[illegible]

Tube [illegible] sediment of Tortugas.

第九十八　普賢菩薩及十羅刹女像

絹本著色

竪五尺三分横二尺八寸三分

其一　全圖

其二　一部分

（第百四十八頁參看）

東京美術學校藏

Painter [illegible]

[illegible]

Daigo ji,

Yamashiro

第九十九　文殊師利菩薩像

絹本著色

竪四尺五寸横三尺五寸

（第百四十八頁參看）

山城國　醍醐寺藏

Paulin Hagerstela?

[illegible] —

[illegible] H. Savage.

第百　不動明王像

絹本著色

竪四尺二寸六分横一尺九寸七分

東京　侯爵井上　馨君藏

（第百四十九頁參看）

Portal [illegible]

[illegible] – Komyo ji.

Kyoto.

第百一 山越阿彌陀及十界圖屏風

絹本著色

各竪三尺三寸四分横二尺八寸五分

其一乃至其三 各全圖

其四 其二の一部分

（第百四十九頁參看）

京都 金戒光明寺藏

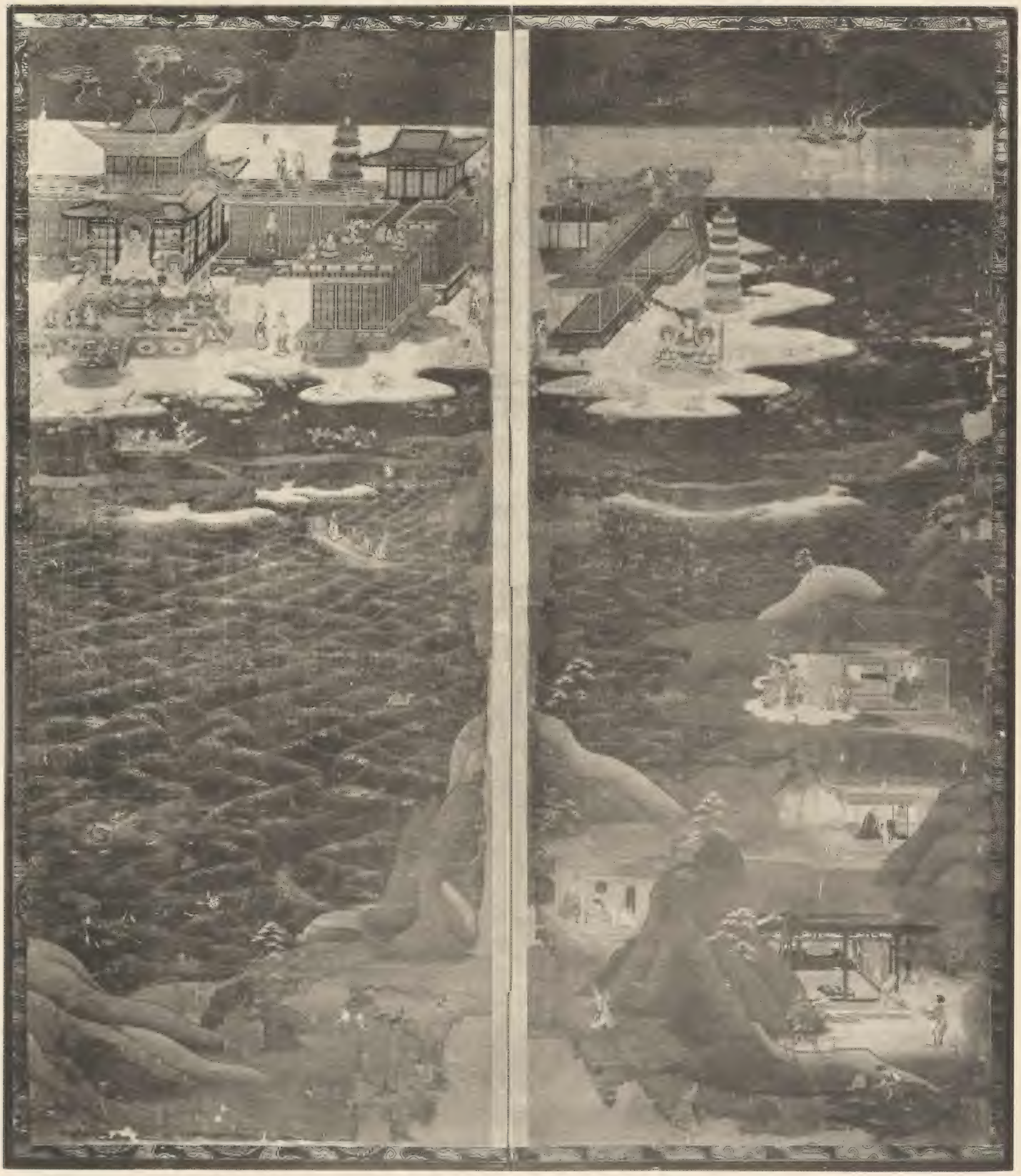

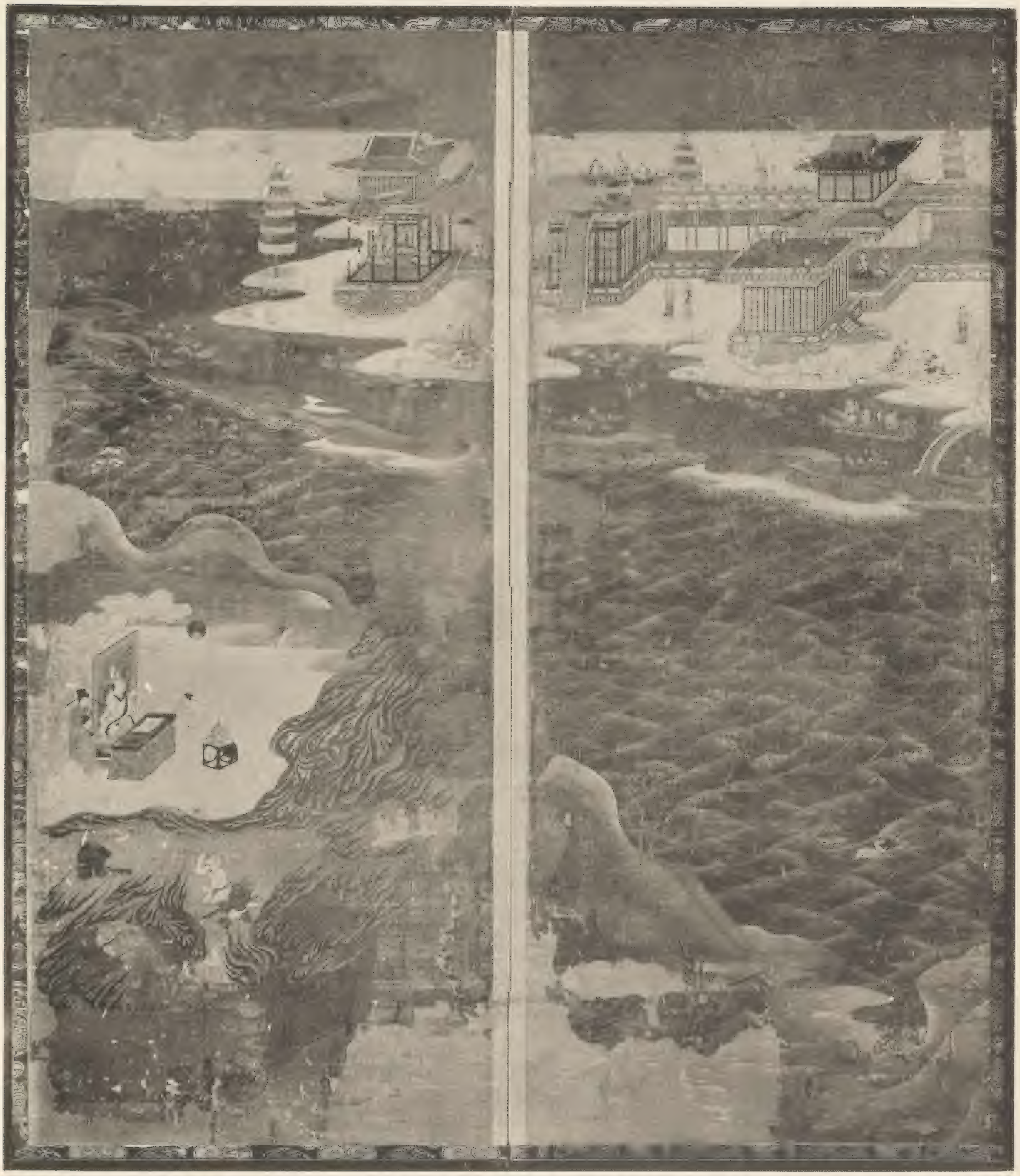

Painter - Masanami

From - Shofukuji

Kyoto

第百二　聖衆來迎圖雙幅

絹本著色

各竪四尺二寸四分横二尺二寸三分

其一其二　各一幀全圖

其三　一部分

京都　淨福寺藏

（第百四十九頁參看）

Painter Unknown

[illegible]

Zen Rin ji

Kyoto

第百三　山越阿彌陀三尊像

絹本著色

竪四尺四寸五分、横三尺八寸七分

其一　全圖

其二　一部分(勢至菩薩)

(第百四十九頁參看)

京都　禪林寺藏

[illegible] 10[illegible]

Raiko ji

Owari

第百四　阿修羅道圖

絹本著色

竪五尺一寸三分、橫二尺二寸四分

其一　全圖

其二　一部分

（第百五十頁參看）

近江國阪本　來迎寺藏

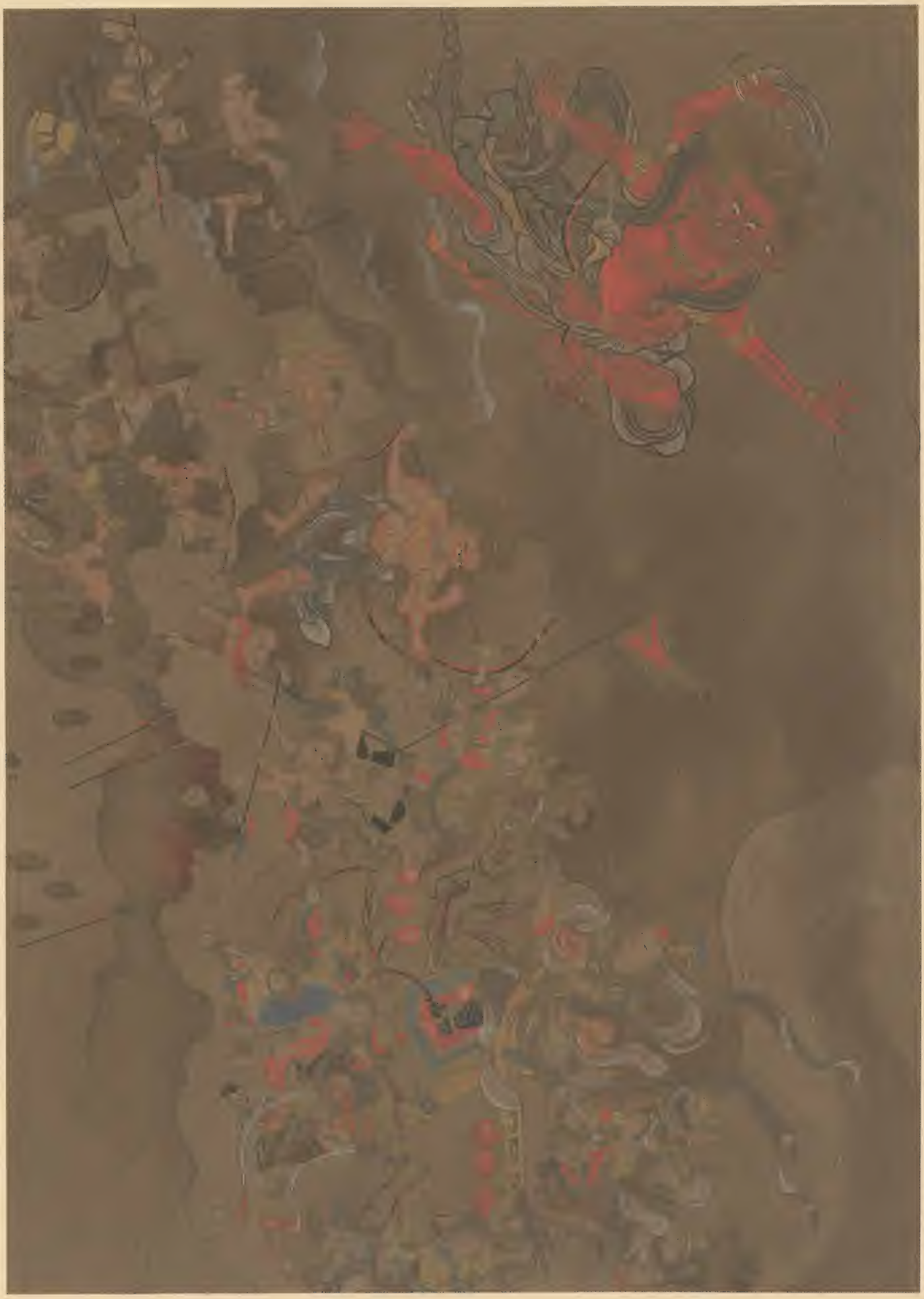

Painter Umemura.

[illegible]

Bodaiin,

c/o Gokokuji,

Kyoto.

第百五　愛染明王像

絹本著色

竪二尺八寸五分、横一尺六寸六分

京都　教王護國寺塔頭寶菩提院藏

（第百五十頁參看）

[illegible] , [illegible]

[illegible] — Daigo ji

Yamashiro

第百六　降三世明王像

絹本著色

竪五尺八寸七分、横四尺一寸七分

山城國　醍醐寺藏

（第百五十頁參看）

Priest — [illegible]

Japan —
Chion-ji
Kyoto

第百七　善導大師像

絹本著色

竪四尺七寸一分横一尺八寸三分

（第百五十頁參看）

京都　知恩寺藏

Painting instruments.

Case — Nin-wa-ji

Yama-shiro

第百八　聖德太子御像

絹本著色

竪三尺七寸二分、横一尺四寸四分

山城國御室　仁和寺藏

（第百五十一頁參看）

第四章　屛障及雜畫

屛風

本時代に於いても、屛風の行はれしこと言ふを須ゐず。その史徵を尋ぬるに、俊成卿九十賀記建仁三年十一月廿三日の條に曰く「今日於上皇二條御所、被賀入道正三位釋阿九十算、（中略）屛風四帖被新調、（延喜例、四帖被調）四季各一帖也、上皇以下當世歌仙等詠和歌、撰定之後、仰繪師被圖之」。良經公記にもこの事を記して、更に「新圖四尺屛風三帖」など見え、寬元三年わたましありし一條前攝政左大臣の一條室町御所に、四季の大和繪一月一帖の屛風を新調せられしことは、本編總說の條に著聞集を引けるが如し。大嘗會の屛風は、建曆二年（順德、增鏡に出づ）仁治三年（後嵯峨、同上）文應元年（龜山、續史愚抄に出づ）文永十一年（後宇多、同上）正應元年（伏見、同上）正安三年（後二條、同上）延慶二年（花園、同上）文保二年（後醍醐、公敏卿記に出づ）等、毎に繪所ありてこれを畫かしめられしこと、前代に同じ。當時宮廷及縉紳家所用の屛風に、唐繪屛風（明月記建永二年四月十七日の條に見ゆ）泥繪屛風（玉蘂承久二年十一月五日（四尺、泥繪、畫鶴松）及嘉禎四年二月十三日の記に見ゆ）四季屛風（玉蘂承元三年三月廿三日（五尺屛風、畫四季景物）吉續記文永八年十二月七日、萬一記正安三年四月廿一日の條等に見ゆ）月次屛風（明月記寬喜元年十一月九日の條に見ゆ、十二帖）山水屛風（玉蘂承久二年十一月五日の記に見ゆ）絹繪屛風（勘仲記弘安十一年正月八日及五月廿五日の條に見ゆ）等あり。又佛名會には、前代の如く地獄變屛風（勘仲記建治二年十二月廿五日の條に見ゆ）を用ゐたりき。

障子

障子畫に關する史徵も、往々記傳に見ゆ。玉蘂承元四年九月一日の條に曰く「松殿御時、土居障子、被書年中行事、（被寫內裏事、又殿中行事同書之）是先例云々」。吾妻鏡建保元年八月六日の條に曰く「新造御所御障子畫圖風情事、先々繪不相叶御意、被仰含職者、又有御尋旨等、仍今日被遣其事書等於佐々木太郎左衛門尉廣綱之許、御使紀伊刑部次郎上洛云々」。明月記寬喜三年二月九日の條に曰く「相門、以物語歌可令書障子繪之由、一昨日被命」。玉蘂嘉禎四年二月七日の記の調度の中に「猫障子」の名見えたり。寬元三年、一條室町御所の障子に、唐繪を好まれずして、平等院寶藏の四季屛風の圖を摸せしめられしことは、先に總說の條に見え、建長內裡造營の時、加賀權守有房がよせ馬の障子等を畫きしことは、後出有房の條に述ぶるが如し。本時代の繪卷物の畫中にも、畫圖ある屛風、障子は多く見えたり。その當時に行はれし命題にして、歌の詞書に由りて知らるゝもの、略左の如し。

屛障の畫題

- 「臨時の祭」文治六年女御入內の屛風、新古今集、歌俊成
- 「春日祭」同上、歌入道前關白太政大臣
- 「高砂」同上、歌藤秀能
- 「なるみのうら」同上、歌同
- 「逢隈川」同上、歌家隆
- 「布引のたき」元久二年最勝四天王院障子、新古今集、歌藤有家
- 「大淀」同上、歌定家

- 「小鹽の山」同上、歌慈圓
- 「吉野山」同上、歌太上天皇
- 「清見關」同上、歌權中納言通光
- 「山人家柳」寬喜元年十一月女御入內の屛風、新勅撰集、歌內大臣
- 「海邊網引く所」同上、歌家隆
- 「海邊松下行人納凉」同上、歌同
- 「五月沼江菖蒲宴」同上、歌前關白

「京花人家」同上、歌同

「元日」同上、歌同

「杜邊山井流水ある所」同上、歌知家

雜畫 屏障畫の外、鈴緒の畫、（建久二年九月記眞俗交談記に見ゆ、「練絹空色染之、北極圖繪之、或記七星畫之」）劍の繪樣、（玉葉承元四年二月十三日の條等に見ゆ）琵琶撥面の繪、（著聞集に見ゆ）帷帳の繪、（勘仲記弘安七年九月十二日住吉御裝束の條に泥繪の帷あり）網代車の繪、（玉葉嘉禎四年四月十一日の條に「塗紺青、畫千鳥」など見ゆ）筥の繪、（平戸記仁治元年十一月十四日の條に見ゆ、薄樣を入る）枕の繪、（新勅撰集の歌の詞書に見ゆ）やき繪（古今物語に出づ、檀紙に水に鷺鷥をやくなど見ゆ）等ありと雖も、その最も觀るべかりしは扇畫なりしものゝ如し。玉蘂建暦二年三月廿一日の條には、蝙蝠扇、金銀薄幷畫圖等云々」、平戸記寛元三年八月十二日の條には、「女房扇、（泥畫）」岡屋關白記建長三年七月七日の條には、「扇各百本進院內」勘仲記弘安九年十二月廿六日の條には、大相國若君著袴の裝束に、「檜横目扇（彩畫圖蝶小鳥、以色々糸結付）」となど見えたり。

畫家 屏障及雜畫の製作はかくの如く行はれきと雖も、これを畫きし者は、即ち前三章叙する所の諸家にして、屏障畫、雜畫の專門家としては、別にあらむやうなし。兼康、康俊等の如き傳記上障子畫を以て著れし者も繪卷物の遺品に繫け、或は繪佛師として傳するに宜しきをば、先に各〻その條に叙しつ。さればこゝにはたゞ前三章に收むるに宜しからざる畫人を列擧して、この種の遺品を掲ぐるに過ぎず。

光時 八幡平三光時は亦兼康と共に建永二年、新御堂障子の繪樣を進めし畫家なり。明月記同年五月十四日の條に、その圖名見えたり、曰く「光時（八幡平三）十一間、（腋障子三間）阿武隈河、宮城野、安積沼、（腋障子、已上三間双）鈴鹿山、二見浦、大淀、（已上双、弘間）交野、水無瀨、（腋障子一）鳥羽、伏見（腋障子一）松浦山、如野筋雲水、依可書連、各付之其雙分給了」。同書同年六月廿一日の條に至りて、繪樣進覽の事見えたり。

有房 藤原有房は加賀權守に至り、繪所預に補せらる。吉黃記建長五年十二月廿一日法勝寺阿彌陀堂供養御裝束の條に曰く「南戸（東一間）已下之畫、顯禁忌之良、此條太以無骨也、可改之由被示之、繪所在房畫之（中略）仍召快智令改之」。經俊卿記同月廿二日勸賞の條に、「加賀權守藤原有房、追可申請」とあり。著聞集には、建長造內裡のとき、繪所の預、前の加賀守有房よせ馬、李將軍、養由基の障子の繪本をもたざりければ、鴨居殿の御倉に在りしを取り出して、畫かしめしこと見えたり。

瀧野某 瀧野某は、秋齋隨筆に依るに、駿州沼津の人なり。その近隣に小山ありて、松竹繁茂し、畫にかける寶萊山に似たりしが、或時その山の下より大なる龜出でゝ海に入るを見、これを屏風に畫きて鎌倉の宗尊親王に奉りぬ。それよりかの屏風の繪、諸大名婚禮の時、かならず沼津の寶萊の屏風とて、用ゐられければ、後には都に上りて、終に屏風司になれりと云ふ。文應頃の人か。

眞海、康房 眞海が醍醐三寶院の山水屏風を畫きしことは前章を述べたり。康房（又康保）が畫きしと云ふ醍醐報恩院の山水屏風のことは、後出神護寺山水屏風の考證中に述ぶべし。

非專門の能畫者 非專門の能畫者は略左に列記する所の如し。

源雅賴　正二位、權中納言に至る。猪隈、壬生又綾小路と稱す。建久三年八月三日薨ず。歳六十四。山槐記治承四年八月廿四日の條に「皇居指圖、前中納言雅賴圖之」とあり。

藤原忠季　正四位下、頭中將に至る。建久七年正月二十日卒す。名畫傳引く所の古鈔本古今著聞集に曰く「建久の比、中山太政入道殿大納言右大將にて、縣召除目に三ヶ夜出仕せさせ給て、筥文の三の說を、夜ごとにかへてとらせ給けるを、人々めでたがり、のゝしりあへりけるに、頭中將忠季朝臣あまりいみじがりて、繪にかき、もたれけるとかや。中將はをゝしき繪かきになん侍ける」。又曰く「頭中將忠季朝臣督典侍を心がけて、年月をかさねけれども、なびかざりけるに、ある夜、雪のいたく降たりけるに、家より馬に乘て參內しける道の有さま、雪のおもしろさなどを、初より繪に書て、六位をかたらひて、彼局へなげ入させたり。督のすけ取りて、あはれとや思ひけん、又繪にやめでけん、それよりあひにけり」。

平高清　維盛卿の子、幼名六代。正治二年殺さる。便覽に曰く。「戯丹靑」。

寂蓮法師　俗諱俊長、藤原俊成卿の甥。官左少將に至り、後出家す。建仁二年七月廿日寂す。便覽に曰く。「作丹靑戯墨」。古書備考には、遺作に阿字義中之圖ある由を記せり。こは書圖品目及類聚目錄にも見えたる阿字義傳一卷にして、考古書譜にその一圖を載せ「京師三條高倉世繼八郎兵衛藏」と記し、黑川眞賴翁は「此の卷物の見かへしの繪も殊勝のものなり、葦手繪あり、即往生阿彌陀佛世界の意なり」と言ひ、板橋貫雄は「寂蓮の筆にあらず、書の風、衣冠の體を詳にするに、恐らくは、鳥羽上皇の宸翰ならむ」と言へり。引目鉤鼻の書法、蓋し前紀の遺品ならむ。

藤原宗賴　正二位、權大納言に至る。町口と號す。建仁二年正月廿九日薨ず。歳五十。玉葉治承四年正月十九日の記に曰く「御裝束事、以指圖、中宮大進宗賴所圖也」。

藤原俊成　幼名顯廣、正三位、皇后宮大夫に至る。五條又御子左と稱す。安元二年九月廿八日出家して、法名を釋阿と云ひ、元久元年十一月卅日薨ず。歳九十一。名畫傳に引ける明月記抜萃文治四年四月廿二日の條に、勅撰歌集の筥に、みづから葦手を蒔繪せしこと見ゆ。便覽に曰く「常好書、和歌以爲其贄、頗有志趣」。

宮內卿局　右京大夫師光の女、後鳥羽院の時の女房なり。建永二年五月九日歿す。畫史に曰く「又工丹靑」。

藤原定親　玉蘂承久二年三月廿五日「定文書樣」の條下に「畫所治部權少輔藤原朝臣定親、宮內權大輔、藤原朝臣家光」とあり。

藤原家光　前註に出づ

藤原基房　攝政、關白、太政大臣、從一位に至る。松殿と稱す。治承三年配流、出家法名善觀、翌年歸京、寬喜二年十二月廿八日歿す。歳八十七。菩提院又中山入道殿と稱す。玉葉承安四年四月五日の記に曰く「有御所指圖沙汰、關白被圖進也」。

民部卿　古書備考草庵和歌集を引いて曰く「民部卿宰相中將と申比、住吉社を繪にあらはして云々」備考又曰く「按民部卿爲相卿か。嘉曆三年七月十七日薨於關東、年六十五云々」。

後伏見天皇　永仁六年御卽位、元弘三年御落飾、御法諱理覺、後行覺、延元元年四月六日崩御。御壽四十九。看聞御記應永卅二年三月廿七日の條に曰く。

「心日御記、御伏見院御記、五合召寄、名香御記撰之(中略)表様有繪圖、委細御記也」。

屏障及雜畫の遺品は多からず。今その二三を掲ぐるを得るのみ。左の二品の外には、古來北野神社の内陣に置かれたる衝立障子に、神樂こ延年舞この圖を畫けるもの等あり。傳へて巨勢弘高の筆こ云ひ、又藤原光長の畫こも云へり。裏面に光明院建武四年丁丑年二月二十五日、八島龜女の修補せし由を記したり。倭錦は弘高筆の傳を取り、考古畫譜には「古色にして能畫なれども、弘高には非ざるべし」こ言ひ、平安通志は光長筆の傳に從へり。然れどもその雋巧勁竦の筆致及人物の描法、樹法等、竝に前出の繪卷物に似たるより考ふれば、蓋し本時代の製作ならむ。まして畫題延年舞は、僧家より出でたる和漢折衷の一種の舞曲にして、その名の主として本時代の典籍(吾妻鏡、古今著聞集、圓光大師傳等)に見え始めたるに徵するも、この畫の製作年暦を推知すべし。

第百九　山水屏風繪

密敎の灌頂及曼茶羅供に用ゐる山水屏風は、先にその最古の遺品たる東寺の寶物を出せり。こゝに又前者に次いで最も古く、且最も寶重せらるゝ神護寺の屏風を揚ぐ。この屏風は古畫目錄、本朝畫圖品目、考古畫譜等に見え、寺社寶物展閲目錄には「畫法最殊勝といへども、東寺山水屏風よりは新らしくみゆ」と記し、倭錦には「筆者不定」と爲し、雍州府志には「弘法大師所畫、六曲屏風之山水、彩色至濃矣、元一雙物、而其隻今在醍醐報恩院、於彼院謂畫工康房之筆也、弘法與康房倭音同、故當寺誤弘法者乎」と言へるもの即ちこれなり。康房は本朝畫史に、「不知姓氏、醍醐寺水本報恩院所藏之畫山水屏風者、則康房筆也」と言ひ、同書又「僧康保、住醍醐寺水本報恩院、任權律師、畫於十二天像、或曰、繪之所用粉彩之具者、遠求得於中華、以設色云爾」とある者、恐らくは同人ならむ。然れども畫史の康保の傳は、前出眞海と混錯せしものか、或は眞海一名を康保と云ひしかにて、畫史の康保と密宗血脈抄の眞海とは、亦同人ならざることを得ず。要するにこの屏風の康房の筆なりとの傳説は、決して謂はれなく生ずべきものに非ざるが故に、反證なき限りは、敢て疑ふ可からざるを以て、今假りに康房、康保乃至眞海を同人と見れば、眞海は實深(建永元―建治三年)の弟子なるが故に、この屏風の製作年暦は文永頃に降るべく、又眞海とは別人なる康房の筆とするも、康房がこの屏風を畫きけむは、報恩院ありて以來の事とすれば、報恩院は即ち實深の建立せし寺なるが故に、製作年代は略眞海と同じきことゝ爲り、又同院回祿の前、極樂坊と稱せし頃とするも、極樂坊は成賢(承安二―寬喜三年)の草創なりと云へれば、成賢の醍醐の座主(重任)を退きたる元久二年乃至建保六年頃なるべきが故に、康房をも凡そ承久頃の人と考ふることを得べし。されぱこの畫は、承久乃至文永の頃に成れりと爲して大差なきに近かるべく、圖中の建築、車御及服飾も、その頃の風俗に合へり。古書目錄には、この屏風の畫を「高尾山の圖なりと云」と記したれど信じ難く、本圖は正に貴族の山間の別業に住める女子を省して悠遊する所にして、一の風俗的山水畫なり。今その全圖(其一)と一部分(其二)とを掲ぐ。

第百十　那智瀑布圖

本圖は傳へて金岡の筆など稱せしかども、前出の諸品に較べて、亦本時代の作なるべきことを知る。山石、樹木の畵法等頗る一遍繪傳及春日驗記等の配景に似たり。かくの如き倭繪の純山水畵は、伊勢新名所畵歌合及本圖の外、恐らくは遺品なからむ。この畵元と屏風の一扇なりしかとも想はるれど、或は知らず、元來單幀の繪畵にして、これを障子に貼し、又はこれを挂幅と爲しゝものに非ざることなきやを。若し挂幅なりきとすれば、禪僧の宋風墨戲は姑く措き、佛教畵、影像類の外、尙倭繪の裱裝したる挂幅あらざりけむと考へらるゝ本時代の物として、床之間のなき世に玩賞繪畵の挂幅ありけむとは想はれざれば、頗る奇異の感なき能はず。仍りて惟ふに、本圖或は靈境崇拜の所產にして、亦これ佛教畵及影像の如く、佛壇に懸けて禮拜せられし挂幅たりしものか。尙後考を期す。

こゝに本時代を終らむとするに臨みて、更に敍せざるべからざるものあり即ち室町時代に至りて大いに發達する墨畵の一道の、漸く禪僧に由りてその端緒を開かれたることゝす。道元、一名希元、貞應二年入宋、安貞元年歸朝、永平寺開山、建長五年八月廿八日寂、五十四歲、便覽曰「善圖畵墨戲尤奇、亦所畵一葉觀音像、寺雕梓以傳之世」道隆、蘭溪、西蜀涪江人、寬元四年來化、開建長寺、弘安元年七月廿四日寂、拾彙曰「墨戲人物山水珍于世、又朱衣初祖圖在巨福山云」、古畵備考に布袋圖杜子美騎驢圖ある由見えたり祖元、無學、宋明州人、弘安二年來化、開圓覺寺、鎌倉志に自畵自贊像一幅圓覺寺に在りし由見ゆ子曇、西磵、台州人、文永中觀光我國、正安元年與寧一山共來、德治元年十一月廿八日寂、拾彙曰「能畵、京師紫野大德寺藏其畵虛堂像」一山、一寧、台州人、正安元年來化、文保元年十月廿五日寂七十一歲、拾彙曰、「墨戲往々傳世」等皆墨戲を能くせり。蓋し宋元に於ける文士、禪僧の風を傳へしものにして、草略の粗畵未だ必しも觀るに足らざりけむ。然れども、この一道は禪宗と共に益ゝ流行發達して、後絡に如拙、周文等を出すに至りしものなることを忘るべからず。

10

Psilotum triquetrum —

From — Jingo ji

Yamashiro

第百九　山水屏風繪

絹本著色

竪三尺六寸三分、横七尺三寸七分

山城國高雄　神護寺藏

（第百五十六頁參看）

Parasitic - [illegible]

— T. Akaboshi

Tokyo

第百十　那智瀑布圖

絹本着色

竪五尺二寸七分橫一尺九寸二分

東京　赤星鐵馬君藏

（第百五十六頁參看）

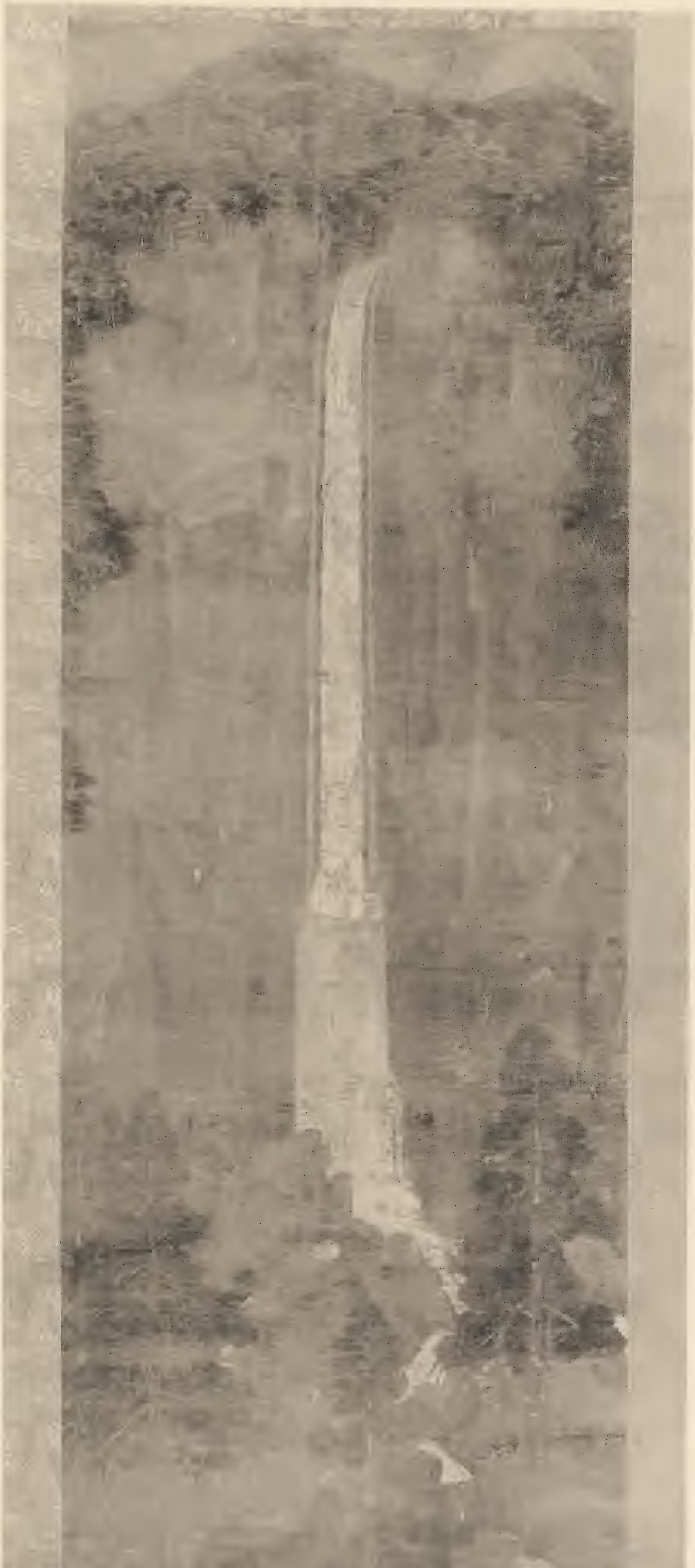

明治四十一年十一月十五日印刷
明治四十一年十一月二十日發行

（東洋美術大觀第二冊奧附）

不許複製

審美書院

編輯兼發行者　審美書院代表者　田島志一

印刷者　審美書院活版部主任　神田輝夫

印刷兼發行所　東京市京橋區新肴町十三番地　審美書院
（電話長新橋三〇五五番）

明治四十一年十一月十五日印刷
明治四十一年十一月二十日發行

不許複製

編輯兼發行者　田島志一
審美書院代表者

印刷者　神田東夫
審美書院印刷部主任

印刷兼發行所　東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地
審美書院
（電話京橋三〇五五番）

SMITHSONIAN INSTITUTION LIBRARIES
3 9088 01652 2583